

令和4年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）

「成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び  
成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業」

報告書

令和5(2023)年 3月

一般財団法人 日本総合研究所



## ■目 次■

第1章 事業実施概要	1
1. 事業実施目的	2
2. 検討委員会の設置	4
3. 取組内容	5
3-1. アンケート調査の実施	5
3-2. ヒアリング調査の実施	6
3-3. 成果物の作成	6
第2章 市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に関して有効と考えられる取組や体制等	7
1. 検討委員会における議論や各種調査を通じてみえてきたこと（まとめ）	8
1-1. 市町村に向けて	9
1-1-1. 成年後見制度を必要とする人の早期発見、共有、課題整理の仕組みづくり	9
1-1-2. 後見人等就任後を見据えた支援チーム形成の仕組みづくり	10
1-1-3. 要綱等の整備、組織的な取組や体制整備の推進	11
1-1-4. 「R3.11.26通知」の周知	11
1-2. 都道府県に向けて	12
1-2-1. 管内市町村の取組の現状把握	12
1-2-2. 管内市町村間での情報共有・交流を進める機会づくり、広域連携の取組に向けた市町村間の調整	12
1-2-3. 市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業に関する研修の実施	13
1-2-4. 管内市町村が各分野の専門職に対し相談できる仕組みの構築	14
1-3. 専門職（団体）に向けて	14
1-4. 成年後見制度利用支援事業の推進に向けて	15
2. 市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に関して有効と考えられる取組や体制等の整理	17
2-1. 市町村における取組や体制整備（例）	17
2-2. 都道府県における取組や体制整備（例）	18
3. 市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業を推進する上で有効と考えられる留意事項	19
第3章 アンケート調査	21

1. 調査実施概要	22
2. 調査結果概要	23
2-1. 市町村向けアンケート調査	23
2-1-1. 回答自治体の概要	23
2-1-2. 令和3年度における市町村長申立ての実施状況（申立て件数）	24
2-1-3. 要綱等の整備状況	26
2-1-4. 助成制度の対象としていない項目（対象）がある理由	34
2-1-5. 市町村長申立ての必要性を検討する仕組み等の整備状況と課題	37
2-1-6. 市町村間の調整事例	63
2-2. 都道府県向けアンケート調査	73
2-2-1. 都道府県による市町村支援の内容	73
2-2-2. 都道府県による市町村間の調整への支援	74
第4章 ヒアリング調査	75
1. 調査実施概要	76
1-1. 市町村向けヒアリング調査	76
1-2. 都道府県向けヒアリング調査	77
2. 調査結果概要	78
2-1. 市町村向けヒアリング調査	78
2-1-1. 東京都足立区	78
2-1-2. 大阪府東大阪市	102
2-1-3. 長野県長野市	109
2-1-4. 茨城県水戸市	115
2-1-5. 山形県山形市	123
2-1-6. 長崎県諫早市	135
2-1-7. 岡山県井原市	147
2-2. 都道府県向けヒアリング調査	166
2-2-1. 新潟県	166
2-2-2. 香川県	178
2-2-3. 宮崎県	182

**【本報告書をお読みいただくにあたって】**

本報告書では、一部用語を混在して用いています。ご了承ください。

- ・法制度や通知、事業名等で用いられている用語を記載する場合（例「市町村長申立」、「市町村長申立て」等）
- ・各自治体の状況を反映した用語を用いる場合（例「市長申立て」、「区長申立て」、「首長申立て」等）

# 第 1 章 事業実施概要

## 1. 事業実施目的

---

### 【背景・問題意識】

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等を基本理念としており、本人保護の理念との調和の観点から、認知症、知的障害その他の精神上の障害により判断能力が不十分な人について、成年後見人・保佐人・補助人<sup>1</sup>がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護し、本人の地域生活を支える役割を果たしている。

### ＜市町村長申立て＞

判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、身寄りがいない場合など当事者による申立てが期待できない状況にある者について、当事者の審判の請求を補完し、成年後見制度の利用を確保するため、これらの者に対する相談、援助等のサービス提供の過程において、その実情を把握しうる市町村長に対し、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条に基づき、審判の請求権が付与されている。これを以降、「市町村長申立て」という。

令和4年（1～12月）の市町村長申立件数は9,229件、申立件数全体に占める割合は23.3%となっている（令和5年3月、「成年後見関係事件の概況\_\_令和4年1月～12月」最高裁判所事務総局家庭局）。

一方で、対象者の住所地（住民登録のある自治体）と居住地が異なる場合や支援機関が異なる場合等、複数市町村が関与する場合においては、これまで明確な基準が示されておらず、関係市町村間での調整に難航するケースもみられたことから、国では「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」（障障発1126第1号、障精発1126第1号、老認発1126第2号 令和3年11月26日通知<sup>2</sup>）を発出し、市町村長申立ての円滑な推進を図っている。

市町村長申立ての実施状況に関しては、「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」（厚生労働省）（以下「取組状況調査」という。）において把握されているが、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和4年3月25日閣議決定、以下「第二期基本計画」という。）によれば、例えば、申立てまでに長期間待たされることが常態化し、必要に迫られ本人が申立手続を行うことが難しいにもかかわらず無理に本人申立てをせざるを得ないなど、その実施状況には市町村間で格差があることが指摘されている<sup>3</sup>。

### ＜成年後見制度利用支援事業＞

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の利用が必要と判断される低所得の認知症高齢者や知的障害者及び精神障害者に対し、市町村が申立経費や成年後見人への報酬等の全部又は一部

---

<sup>1</sup> 本報告書では、法定後見制度における成年後見人・保佐人・補助人を「後見人等」と記載する。（任意後見人を除く）

<sup>2</sup> 「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」（令和3年11月26日付け障障発1126第1号、障精発1126第1号、老認発1126第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、同部精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知）（以下「R3.11.26通知」という。）

<sup>3</sup> 第二期基本計画 p.58

を助成する事業である。市町村長申立てと同様に、実施状況については取組状況調査により把握されているが、「第二期基本計画」において、市町村により実施状況が異なり、後見人等が報酬を受け取ることができない事案が相当数あるとの指摘がされている<sup>4</sup>。

取組状況調査の結果でも、事業の未実施市町村が一部あることや、実施している市町村においても助成対象の要件（申立人や資力等）が異なるなど、事業運用における市町村間での格差が生じていることが確認できる。

国では、こうした現状をふまえ、「成年後見制度利用支援事業の適切な実施について」（厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課地域生活支援推進室、老健局認知症施策・地域介護推進課、事務連絡、令和4年10月17日<sup>5</sup>）を発出し、市町村による適切な実施<sup>6</sup>について検討を行うとともに、必要な予算の確保、本事業の実施内容等の各自治体ホームページ等での周知や窓口における相談等の適切な支援について呼びかけている。

### 【事業実施目的】

市町村長申立の適切な実施や、成年後見制度利用支援事業の推進を通じて、全国どの地域においても、成年後見制度の利用を必要とする人が制度を利用することができ、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制が整備されることを目指し、本事業では以下に取り組んだ。

### 【本事業における取組】

#### ● 市町村長申立の実施状況の把握及び留意事項の整理

全国の市町村における市町村長申立の検討体制（検討の流れ、要綱やマニュアル等の整備状況等）や実施状況、課題（支障が生じた事例等）を把握した。また、要綱やマニュアル、他市町村の参考となる好事例等の収集を行い、市町村長申立の適切な実施に向けた留意事項の整理を行った。

#### ● 成年後見制度利用支援事業の実施状況の把握及び留意事項の整理

全国の市町村における成年後見制度利用支援事業の実施状況や支援対象範囲等を把握するとともに、事業未実施の市町村に対しては、未実施の理由や課題等の把握を行い、事業の推進に向けた留意事項等の整理を行った。

#### ● 報告書、参考事例集の作成

報告書において、上記調査結果を整理するとともに、調査結果を踏まえて、市町村長申立の適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進のための留意事項の整理を行った。また、好事例自治体の取組をまとめた参考事例集を作成した。

<sup>4</sup> 第二期基本計画 p. 16

<sup>5</sup> 「成年後見制度利用支援事業の適切な実施について（令和4年10月17日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室、老健局認知症施策・地域介護推進課連名事務連絡）（以下「R4. 10. 17 事務連絡」という。）

<sup>6</sup> 同事務連絡では「市町村による適切な実施」を、「少なくとも、同事業の対象として、①市町村長申立以外の本人申立や親族申立の申立費用及び報酬、②生活保護以外の低所得者の申立費用及び報酬、③後見等監督人が選任される場合の報酬を含む。」とされている。

## 2. 検討委員会の設置

本研究事業では、事業の設計・実施・分析等にわたり、一貫して助言を得るために有識者等により構成される検討委員会を設置した。委員及びオブザーバーは次表のとおりである。

### 【検討委員会 委員（敬称略、◎：委員長）（令和5年3月31日時点）】

#### □学識者

氏名	所属
山城 一真 (◎)	早稲田大学法学学術院 教授

#### □自治体（自治体区分順）

氏名	所属	区分
佐藤 雅宏	宮崎県福祉保健部長寿介護課医療・介護連携推進室室長	都道府県
(令和4年10月1日～) 金井 隆幸 (※)	大阪府大阪市福祉局生活福祉部相談支援担当課長	指定都市
橋本 一磨	愛知県豊田市福祉部福祉総合相談課 副課長	中核市
羽根 一誠	和歌山県白浜町民生課白浜町包括支援センター 社会福祉士	町村

※本事業委員委嘱日～令和4年9月30日 松藤 栄治（同部相談支援担当課長）

#### □専門職団体

氏名	所属	区分
三森 敏明	東京弁護士会	弁護士
西川 浩之	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 副理事長	司法書士
渡邊 一郎	公益社団法人 日本社会福祉士会	社会福祉士

#### ■オブザーバー（○：本事業主担当部署）

厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課 (○)  
 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室  
 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室  
 最高裁判所 事務総局 家庭局

#### ■事務局

一般財団法人 日本総合研究所

## 【検討委員会 開催日、議題】

開催日	議題
第1回検討委員会 令和4年8月3日	(1) 事業概要についての説明 (2) アンケート調査についての検討（目的、対象、手段、調査項目（案））
第2回検討委員会 令和5年1月17日	(1) アンケート調査結果の報告（速報版） (2) ヒアリング調査の経過報告 (3) 今後のとりまとめに向けた検討
第3回検討委員会 令和5年3月10日	(1) 市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に向けて、各調査を踏まえた提案及び留意事項等の検討 (2) 報告書（案）の検討

### 3. 取組内容

---

#### 3-1. アンケート調査の実施

##### 3-1-1. 市町村向けアンケート調査

- 目的：市町村における市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の実施状況や課題等の把握
- 対象：1,741市町村（高齢福祉担当部署、障害福祉担当部署）
- 主な質問事項：
  - ・ 「市町村長申立て」要綱やマニュアル等の整備状況、対象者、検討体制、課題等（市町村間での調整事例の有無、概要を含む）
  - ・ 「成年後見制度利用支援事業」要綱やマニュアル等の整備状況、対象者、課題等（市町村間での調整事例の有無、概要を含む）

##### 3-1-2. 都道府県向けアンケート調査

- 目的：都道府県による市町村支援の取組状況の把握
- 対象：47都道府県（成年後見制度利用促進担当部署）
- 主な質問事項：
  - ・ 市町村に対する支援内容（市町村長申立てマニュアル等の整備、研修の実施状況等）
  - ・ 市町村への支援における工夫、課題等

## 3-2. ヒアリング調査の実施

### 3-2-1. 市町村向けヒアリング調査

- 目的：
  - ・ 他自治体にとって参考になると考えられる市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に関する取組や体制整備を進めている市町村から、それらの背景、推進する上での工夫等を聞き取り、好事例として周知を行う上での参考とする。
- 対象：
  - ・ 7市町村
  - ・ 既存資料（取組状況調査の結果等）や委員等からの推薦をもとに選定。
- 主な質問事項：
  - ・ 市町村長申立ての検討体制、実績、取組を進める上での工夫や課題等（国の制度における課題の抽出を含む）
  - ・ 成年後見制度利用支援事業の実施状況、取組を進める上での工夫や課題等（国の制度における課題の抽出を含む）

### 3-2-2. 都道府県向けヒアリング調査

- 目的：
  - ・ 他自治体にとって参考になると考えられる取組を行っている都道府県から、市町村支援の取組状況、取組促進に向けた工夫等を聞き取り、好事例として周知を行う上での参考とする。
- 対象：
  - ・ 3都道府県（成年後見制度利用促進担当部署）
  - ・ 既存資料（取組状況調査の結果等）や委員等からの推薦をもとに選定。
- 主な質問事項：
  - ・ 管内市町村の取組の把握状況、ばらつき解消に向けた調整の実施状況
  - ・ 市町村長申立ての理解促進、実務の力向上、成年後見制度利用支援事業推進に関する支援内容（要綱やマニュアル等の整備、研修の実施等）や課題等（国の制度における課題の抽出を含む）

## 3-3. 成果物の作成

報告書において、上記調査結果を整理するとともに、調査結果を踏まえて、市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進のための留意事項の整理を行った。また、好事例自治体の取組をまとめた参考事例集を作成した。

## 第2章 市町村長申立ての適切な実施や成年後見 制度利用支援事業の推進に関して有効と考えられ る取組や体制等

## 1. 検討委員会における議論や各種調査を通じてみえてきたこと（まとめ）

第二期基本計画では「優先して取り組む事項」の一つとして「市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進」が取り上げられている<sup>7</sup>。

しかし、本事業で実施したアンケート調査結果における「令和3年度の市町村長申立ての実施状況（申立件数）」では、「0件」の割合が高齢者担当部署で30.9%、障害者担当部署では、知的障害者が68.9%、精神障害者が70.1%となっていた。小規模市町村などでは市町村長申立てを行うことが適当な事案が少ないとも考えられるが、市町村内部の検討・実施体制等に課題があり、適切に実施されていない可能性があることも考えられる結果となった。

また、市町村長申立てに関する要綱等の整備状況を見ると、高齢者担当部署で91.2%、障害者担当部署では89.9%の市町村で整備がされていた。成年後見制度利用支援事業の実施要綱等の整備状況は、申立費用助成では、高齢者担当部署で97.9%、障害者担当部署で99.1%、報酬助成では、高齢者担当部署で99.2%、障害者担当部署で99.1%であった。

これらの調査結果から、多くの市町村で要綱等は整備されている状況ではあるが、未整備の市町村もあることが確認された。

市町村長申立てに関する要綱等を整備しない理由として、「事例がない（少ない）」という回答が、高齢者担当部署、障害者担当部署ともに最も多く、成年後見制度利用支援事業の申立費用助成制度を設けていない理由及び報酬助成制度を設けていない理由も「事例がない（少ない）」が最も多かった。

市町村長申立てを検討する仕組みの整備状況では、庁内関係部署で、要綱やマニュアル等を共有できていない市町村が4割程度あり、必要性を検討する体制が整備されていない市町村も4割程度あった。

検討委員会からは、市町村長申立ての適切な実施、成年後見制度利用支援事業の推進を全国的に進めるには、地域における権利擁護支援体制の整備や取組促進が不可欠であること、市町村だけでそれを進めることは難しく、全国的な権利擁護支援体制の整備に向けて、国、都道府県、家庭裁判所、専門職団体、地域連携ネットワーク等による一層の協力及び連携が重要であることが指摘された。実際に、アンケート調査及びヒアリング調査結果をみても、総合的に（要綱、協議の場、担い手の確保、報酬等）権利擁護支援体制の整備や取組を推進している市町村は、市町村長申立てが適切に実施され、組織的な取組が定着していることが推測された。

そのため、本事業では、全国的な市町村長申立ての適切な実施、成年後見制度利用支援事業の推進に向けて、要綱未整備や市町村長申立て実績のない（少ない）市町村の取組強化（ボトムアップ）に焦点を当て、調査結果や検討委員会での議論を整理し、留意事項の整理を行った。

あわせて、自治体区分別や市町村長申立て件数の有無別でのアンケート調査結果の整理を行うとともに、「市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に関して有効と考えられる取組や体制等の整理」を提示した。多くは、既存の会議体やネットワークの柔軟な運用等で対応可能な内容と推測され、市町村や都道府県において課題分析や取組の優先順位を検討する上での参考として活用いただきたい。

<sup>7</sup> 第二期基本計画 p. 57～59

## 1-1. 市町村に向けて

### 1-1-1. 成年後見制度を必要とする人の早期発見、共有、課題整理の仕組みづくり

第二期基本計画では「各地域において、成年後見制度が必要な人を発見し相談につなげるための地域連携ネットワークの整備・拡充を進める必要がある。加えて、市町村長申立てに関する事務を迅速に処理できる体制の整備も必要である。」と記載されている<sup>8</sup>。

しかし、アンケート調査で「令和3年度の市町村長申立ての実施状況（申立て件数）」を「0件」と回答した市町村数が多かったことを受け、検討委員会では、権利擁護支援を必要とする人の早期発見、対応には、市町村長申立て担当部署と地元の地域包括支援センターや基幹相談支援センター等（以下「一次相談機関」という。）等との情報共有が行われること、課題の整理がなされることが基本であり、市町村長申立て担当部署と一次相談機関との間で早期の段階から情報共有がされなければニーズの把握もできないという複数の指摘がなされた。

市町村長申立ての適切な実施、成年後見制度利用支援事業の推進がなされていると考えられる自治体のヒアリング調査では、既存の会議体（ケア会議やケース会議、事例検討会等）を活用し、必要に応じて市町村長申立て担当部署と一次相談機関が情報共有していることを確認した。

ヒアリング調査で聞き取りを行った、市町村長申立て担当部署と一次相談機関との間で成年後見制度利用の必要性や課題、支援方針等を検討、共有する機会のある場を設けていたり、情報整理シート等を活用し詳細なアセスメントを実施し、相談機関と市町村で情報を共有し検討しているという事例からは、こうした機会やツール等の活用により、本人情報の整理（アセスメント）や支援方針の共有、役割分担に加え、準備から申立てまで、申立てから後見人等が選任されるまでの時間を短縮する効果や、専門職団体から本人にとって適切な後見人等の推薦がなされる可能性が高まることが確認された。

こうした取組は、直接相談を受け付ける一次相談機関にはニーズを的確にすくい上げる情報収集力、情報整理力、分析力、市町村長申立て担当部署には申立ての可否を判断するための法律の理解や情報整理力、相互の役割に関する認識の共有という土台があつてこそ実現できるものである。

成年後見制度を必要とする人の早期発見、共有、課題整理の仕組みが構築され、事例や対応を積み重ねることで、市町村長申立ての適切な実施に向け、全国の市町村で取組が進むことが期待される。

また、複数の市町村長申立て担当部署へのヒアリング調査からは、直接相談を受け付ける一次相談機関の担当職員の経験等により、情報収集力、情報整理力、分析力にばらつきがみられることが課題であることが確認された。第二期基本計画では「「権利擁護業務を実施している地域包括支援センターや基幹相談支援センター等には」「中核機関や専門職等と連携して、必要な情報の収集や集約、整理を行い、必要な支援につなげる」ことへの積極的な関わり」が記

---

<sup>8</sup> 第二期基本計画 p.58

載されている<sup>9</sup>ことから、後述するように<sup>10</sup>、権利擁護に関する相談を受ける機関の職員についても研修の受講対象とすることが重要である。

### 1-1-2. 後見人等就任後を見据えた支援チーム形成の仕組みづくり

アンケート調査では、高齢者担当部署、障害者担当部署ともに、市町村長申立てに関する取組や体制整備を進めていると回答した市町村が半数を超えていた<sup>11</sup>。

しかし、同じ回答を「令和3年度の市町村長申立ての実施状況（申立て件数）」別にみると、申立て件数「あり」と回答した市町村群と申立て件数「なし」市町村群との回答で10ポイント以上の差がみられる回答が6項目あった。なかでも、最も差が大きかったのは「後見人等の選任後、後見人等が加わった権利擁護支援チーム等の関係者が、支援方針の共有や役割分担等を共有、確認できる仕組みを構築している」であった（21.4ポイントの差）<sup>12</sup>。

アンケート調査の自由回答やヒアリング調査結果も踏まえると、地域における権利擁護支援体制の整備や取組が進んでいる市町村では、市町村長申立ての検討を行っている時点において、後見人等の就任後を見据えた支援チームが形成される仕組みが構築されていることが確認できる。

検討委員会においても、複数の専門職委員から「後見人等就任後に予想外の課題が明らかになることがあるので、後見人等就任後に市町村等の支援チームと一緒にフォローアップする仕組みがあると心強い。」という意見が出された。

上記の取組は、第二期基本計画における「成年後見制度の利用の開始までの場面（申立ての準備から後見人等の選任まで）」<sup>13</sup>や「成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後）」<sup>14</sup>と合致しており、いずれも、権利擁護支援を必要とする人の生活の継続をチームで支えるために重要な取組や体制といえる。

要綱未整備や市町村長申立て実績のない（少ない）市町村にとっては、「人材不足」や「知識不足」等により、後見人等就任後を見据えた取組はハードルが高いと推測されるが、経験のある周辺市町村や都道府県、専門職（団体）等のサポートを受けながら、全国の市町村でこのような支援チーム形成の仕組みづくりが進むことが望まれる。

---

<sup>9</sup> 第二期基本計画 p. 28

<sup>10</sup> 本報告書 p. 13（「1-2-3. 市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業に関する研修の実施」）

<sup>11</sup> 本報告書 p. 37（「市町村長申立ての要否判断に関する要綱やマニュアル等を共有している（高齢者担当部署（59.6%）、障害者担当部署（58.2%））や「市町村長申立ての必要性を検討する体制を整備している（高齢者担当部署（59.1%）、障害者担当部署（53.1%）」）

<sup>12</sup> 本報告書 p. 38

<sup>13</sup> 第二期基本計画 p. 25、30～32（「成年後見制度の利用の開始までの場面（申立ての準備から後見人等の選任まで）」の項で「制度利用後の支援方針を検討する中で、適切な権利擁護支援チームの体制も検討する。」と記載されている。）

<sup>14</sup> 第二期基本計画 p. 25、32、33（「成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後）」の項で「権利擁護支援チームに後見人等が参加し、チームの関係者間で、あらかじめ想定していた支援方針等を共有し、本人に対して、チームによる適切な支援を開始する。」と記載されている。）

### 1-1-3. 要綱等の整備、組織的な取組や体制整備の推進

アンケート調査の結果からは、市町村長申立てや成年後見利用支援事業の要綱等について、多くの市町村で整備されている状況ではあるが、未整備の市町村もあることが確認された。事業を組織的、継続的に行うことや、必要な予算を確保するためにも、要綱等の整備は必要と考えられるため、未整備市町村に対し、要綱等の整備を促すことが重要と考える。

市町村が各種通知等<sup>15、16</sup>を踏まえて市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業を推進するには、要綱やマニュアルの整備、庁内外の関係部署・機関（都道府県や、家庭裁判所、他市町村等）との調整や連携協力体制の構築が重要であり、いずれも組織内部の合意形成が不可欠である。

他の市町村の体制整備に関する好事例等も参考とし、これらの整備が図られることを期待したい。

### 1-1-4. 「R3.11.26 通知」の周知

アンケート調査の結果、複数の市町村間で調整を要した事例があったと回答したのは、高齢者担当部署で11.3%、障害者担当部署で5.3%、そのうち、「R3.11.26 通知」を活用して調整できたものは、高齢者担当部署で70.1%、障害者担当部署で63.0%であった。

調整できなかった理由として、通知を活用しようとしたが、当該市町村の要綱では、要件の定めにより同事業の対象外とされていたため、調整ができなかったという事例があった。

上記の調査結果から「R3.11.26 通知」の有効性が確認された一方で、当該通知の内容が市町村の要綱に反映されていないことで調整ができなかった事例があったことから、同通知の再周知を図ることが重要と考える。

また、他の市町村の好事例の取組を参考にするため、取組の共有を図ることが有効であると考える。

---

<sup>15</sup> 「R3.11.26 通知」

<sup>16</sup> 「R4.10.17 事務連絡」

## 1-2. 都道府県に向けて

第二期基本計画では、都道府県に対し、広域的観点から市町村による地域連携ネットワークづくりの支援の役割等が期待されている<sup>17</sup>。

都道府県へのアンケート調査結果では、権利擁護支援等の研修の企画・実施は83.0%の都道府県で実施、家庭裁判所に対する統計データ等の情報提供依頼は78.7%が実施しているが、市町村長申立前後の訴訟等に対する相談・助言やこれらのマニュアル等の整備、専門職団体に対するこれらの協力依頼を行っている都道府県は少ない状況であった。

検討委員会においては、都道府県の役割として、特に要綱未整備や市町村長申立て実績のない（少ない）市町村の取組強化（ボトムアップ）に向け、要因分析等を行う重要性が指摘された。以下、検討委員会での指摘やアンケート調査、ヒアリング調査結果から都道府県への期待が大きい内容について記載する。

### 1-2-1. 管内市町村の取組の現状把握

第二期基本計画で記載されている都道府県の役割を実行するには、管内市町村の取組の現状把握が基本となる。

特に、要綱未整備や市町村長申立て実績のない（少ない）市町村に対する支援として必要なのは、先述した「1-1-1. 成年後見制度を必要とする人の早期発見、共有、課題整理の仕組みづくり」の実効性を高めるために、市町村長申立て担当部署と一次相談機関とが、日常的に情報共有や事例検討ができる関係や仕組みがあることと考える。

ヒアリング調査では、市町村長申立て担当部署が一次相談機関を所管する部署ではないために、情報共有の難しさを感じていた市町村があったことを確認した。

都道府県には、管内市町村の取組や状況を把握した上で、一次相談機関を所管する部署と市町村長申立て担当部署との間で連携を進める観点から、各市町村の体制整備に向け、横断的な見地からの助言等がなされることを期待したい。

### 1-2-2. 管内市町村間での情報共有・交流を進める機会づくり、広域連携の取組に向けた市町村間の調整

検討委員会では、要綱未整備や市町村長申立て実績のない（少ない）市町村においては特に、自力ですべての体制整備に取り組むことはハードルが高いと考えられることから、近隣市町村との連携や、都道府県が圏域毎に必要な支援や市町村間の橋渡しを行うことを期待したいという意見が挙げられた。

アンケート調査の自由回答でも、都道府県に対して、広域での取組支援を期待する意見が多く、ヒアリング調査でも、管内市町村の好事例の紹介等を行っている都道府県の取組を聴取した。

---

<sup>17</sup> 第二期基本計画 p.61

各市町村間で支え合う関係の構築やそのための支援も、市町村長申立てを適切に行うための体制構築に寄与すると考えられることから、管内市町村間での情報共有・交流を進める機会づくり、広域連携の取組に向けた自治体間の調整についても進めることが望まれる。

### 1-2-3. 市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業に関する研修の実施

第二期基本計画では、都道府県の役割として、「成年後見制度や権利擁護支援の必要性の理解を高める研修や、市町村長申立て等の実務能力を向上させる研修を継続的に実施する」ことが求められている<sup>18</sup>。

検討委員会やアンケート調査の自由回答、ヒアリング調査結果を整理した結果、効果の高い研修を実施するポイントとして以下の4点が推測されることから、列挙する。

- ・「継続的な」研修の実施：受講者からは1回きりで終わるイベントではなく、継続実施を望む意見が多く、継続的に研修を実施すること。
- ・研修受講対象者の拡大：第二期基本計画においても、各種相談支援機関<sup>19</sup>には、権利擁護支援を必要とする人の発見やつなぎ、情報の収集や集約、整理を行い、必要な支援につなぐことが期待されている<sup>20</sup>。支援チームを構成することが期待されるサービス事業者、法人、各種専門職等にも成年後見制度や市町村長申立てに対する認識が共有されるよう、研修の受講者の要件は柔軟性を持って設定すること。
- ・事例の提供：市町村長申立て担当部署と一次相談機関及び各種相談支援機関とが連携して対応し、申立てに至った事例等の提供を組み込むこと。
- ・リスクと対応策の説明：支援者が対応に悩むケースや複雑な課題のあるケースに対し、本人の生命や生活及び支援者もリスクにさらされないよう、市町村長申立て担当部署が把握した時点で迅速に対応することが重要であり、例えば法律専門職に相談することや、対応策を検討するための説明も、研修内容に含めること。

上記を参考とし、都道府県には、アンケート調査にみられる「要綱等に関する知識不足」や「マンパワー不足」といった回答結果や地域の実情も踏まえつつ、市町村職員の市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業に関する理解促進及び管内市町村の権利擁護支援体制の構築を目的とした研修の企画、運営が期待される（「第4章 ヒアリング調査」を参照）。

<sup>18</sup> 第二期基本計画 p. 62

<sup>19</sup> 第二期基本計画 p. 27（「介護や障害、生活困窮、子育てなどの各分野において地域住民等からの相談を受けている相談支援機関」）

<sup>20</sup> 第二期基本計画 p. 27、28

#### 1-2-4. 管内市町村が各分野の専門職に対し相談できる仕組みの構築

第二期基本計画では、都道府県に対し、市町村等が対応する支援困難事案等に対して、その内容を把握した上で、各分野の専門職が総合的に相談対応を行うしくみをつくることが期待されている<sup>21</sup>。

権利擁護支援を必要としたり、市町村長申立ての検討が必要なケースのなかには、支援者が対応に悩んだり、複雑な課題のあるケースも含まれていることもある。そのため、都道府県には、研修カリキュラムに「リスクと対応策の説明」を組み込むことを検討することに加え（前述）、市町村長申立て担当部署が各分野の専門職に相談できる仕組みの構築への支援が望まれる。

#### 1-3. 専門職（団体）に向けて

第二期基本計画では、権利擁護支援を必要としている人は、成年後見制度の利用に限らず、権利擁護や意思決定に関し、福祉的又は法律的な支援が必要になる場合があり、各専門職には、各種場面において、専門分野に応じた役割を発揮することが期待されている<sup>22</sup>。

アンケート調査、ヒアリング調査においても、専門職は、多くの市町村において、権利擁護支援を必要とする人の発見から市町村長申立ての判断、後見人等への就任（個別事例への関与）、各市町村の権利擁護支援体制の整備等、様々な場面において、権利擁護支援を必要とする人やその支援者を支えていることが改めて確認された。

検討委員会では、他の市町村と比較する専門職の立場も理解できるが、アンケート調査の回答にあるように、市町村長申立て担当部署の職員が人員不足や知識不足のなかで、申立事務を行っている現状を踏まえ、専門職は、市町村長申立ての適切な実施をサポートする等、地域の実情を理解したうえで、積極的に連携・協力してほしいという意見が出された。

---

<sup>21</sup> 第二期基本計画 p. 61

<sup>22</sup> 第二期基本計画 p. 27

#### 1-4. 成年後見制度利用支援事業の推進に向けて

成年後見制度利用支援事業の推進については、これまでに記載した要綱等の整備や、組織的な取組、都道府県による研修等の他、アンケート調査やヒアリング調査の結果から得られた示唆をもとに、以下の取組の重要性を指摘したい。

アンケート調査結果では、報酬助成において「本人申立・親族申立」を対象としている市町村は6割強にとどまり、監督人を対象としている市町村は2割を切っている状況であった。また、対象者を生活保護受給者に限定している市町村も見られた。「R4.10.17事務連絡」において、本人申立や親族申立の申立費用及び報酬、後見監督人等が選任される場合の報酬も対象とすること、生活保護受給者以外の低所得者の申立費用及び報酬も対象とすることについて通知されているところであるが、再度、周知を行う必要があると考える。

また、ヒアリング調査において、成年後見制度利用支援事業の内容や実施要綱等についてホームページ掲載等により周知・広報を行った結果、関係機関や専門職等から問合せを受けるようになり、施策の共有が進んだという事例が確認されたことから、事業の周知や広報を行うことの有効性を各自自治体に共有することが必要と考える。

成年後見制度利用支援事業に関する課題を問うアンケート調査の結果をみると、申立てや報酬助成の予測ができず、予算の確保が難しいといった回答が約4割を占めていた<sup>23</sup>。さらに、「住所地特例（居住地特例）に関する他市町村との調整が困難」という指摘も約2割あった<sup>24</sup>。特に、この回答は、人口規模の大きい市町村ほど回答割合が高い結果であった<sup>25</sup>。

さらに、助成制度の対象としない理由についての結果では、他市町村が介護保険の保険者、障害福祉サービスの支給決定、措置権者等である者の報酬助成は当該市町村が行うべきと回答した市町村が3割程度、他市町村が市町村長申立てを行った者の報酬助成は当該市町村が行うべきと回答した市町村が2割程度あった<sup>26</sup>。

検討委員会、アンケート調査の自由回答では、第二期基本計画の考え方を踏まえ、全国どの地域においても、成年後見制度を適切に利用できるようにするためには、成年後見制度利用支援事業に関する統一的な要件、報酬額等に関する考え方の提示や市町村の財源負担の軽減、要綱やマニュアルの提示等の意見が多く挙げられていた<sup>27</sup>。

一方で、検討委員会の専門職委員からは、全国の市町村が同様の課題を抱えているわけではないことや、後見人等就任後に顕在化する課題があることも踏まえ、大枠のルールはあったとしても、詳細な基準を設定することは困難ではないかという意見も出された。

---

<sup>23</sup> 本報告書 p.49（「申立て件数の予測ができず、予算の確保が難しい」（高齢者担当部署（36.3%）、障害者担当部署（37.5%））、「報酬助成件数の予測ができず、予算の確保が難しい」（高齢者担当部署（38.2%）、障害者担当部署（38.4%））

<sup>24</sup> 本報告書 p.49（「住所地特例（居住地特例）に関する他市町村との調整が困難なことがある」（高齢者担当部署（18.5%）、障害者担当部署（17.5%））

<sup>25</sup> 本報告書 p.50

<sup>26</sup> 本報告書 p.34～p.36

<sup>27</sup> 第二期基本計画 p.16「「適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等」、成年後見制度利用支援事業で市町村に求めている「低所得者」の提示」等。

検討委員会、アンケート調査やヒアリング調査に協力いただいた関係部署・機関から寄せられた意見をもとに、全国的に成年後見制度利用支援事業の推進に向けた検討が進むことを期待したい。

## 2. 市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に関して有効と考えられる取組や体制等の整理

検討委員会における議論や各種調査を通じて、市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に関して有効と考えられる取組や体制整備の例を以下のように整理した。

### 2-1. 市町村における取組や体制整備（例）

	取組、体制整備の例	市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に向けて想定される効果	留意事項 <sup>28</sup>
1	市町村の現状把握（特に地域の状況）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取り組む必要のある課題の把握</li> <li>・ 取り組む課題の優先順位等付け</li> </ul>	(5)
2	成年後見制度の利用や市町村長申立ての可否を判断する要綱等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申立て事務の適切な実施</li> </ul>	(1)
3	市町村長申立てのマニュアルやフロー図の活用、整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申立て事務の適切な実施及び迅速化</li> </ul>	(1)
4	成年後見制度利用支援事業の実施要綱等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年後見制度利用支援事業の適切な実施及び迅速化</li> </ul>	(1)
5	成年後見制度や市町村長申立てを必要とする人を発見し、相談、適切な支援につなげる仕組みの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援を必要とする人の見落とし防止</li> </ul>	(5)
6	審判確定までや、後見人等就任後に必要となる支援までを見通したアセスメントの実施、支援方針の検討、共有をする仕組みの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課題の整理、支援方針の検討、共有</li> <li>・ 本人の課題に応じた適切な申立人の検討と調整の実施を通じた、本人の課題に応じた後見人等が選任される可能性の向上</li> </ul>	(5)
7	市町村長申立てに関する審査の機会、受任調整会議等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申立て事務の適切な実施及び迅速化</li> <li>・ 申立て後見人等が選任されるまでの時間の短縮</li> </ul>	(5)
8	専門職（団体）から、制度の利用や市町村長申立て、虐待対応等に関する助言を受けられる関係や仕組みの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人の課題に応じた後見人等が選任される可能性の向上</li> </ul>	(5)
9	後見人等就任後の支援チームに対するサポートや助言をする仕組みの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援の実施状況の確認</li> <li>・ 課題等が生じた場合の早期発見、対応</li> </ul>	(5)
10	協議会等において、取組や体制整備状況を報告する仕組みの整備（市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取組や体制整備の促進</li> <li>・ 取組や体制整備に関する理解者の増加</li> </ul>	(4)
11	成年後見制度や成年後見制度利用支援事業に関する周知・広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度や実施内容に関する関係者間での共有</li> <li>・ 施策に対する理解者の増加</li> </ul>	(4)
12	担い手の確保、育成、連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民後見人の育成、法人後見を実施する市町村社協等との連携</li> </ul>	(5)

<sup>28</sup> 後述（本報告書 p. 19～p. 20）

## 2-2. 都道府県における取組や体制整備（例）

	大分類 <sup>29</sup>	取組、体制整備の例	市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に向けて想定される効果	留意事項 <sup>30</sup>
1	実態把握	・ 市町村の現状把握（特に地域ごとの状況）	・ 管内市町村ごとのニーズ、支援者（申立て者）、担い手の状況把握 ・ 市町村支援方策の目的、対象、方法、優先順位等の検討のための基礎情報の入手	(5)
2	情報提供・ 情報共有・ 交流	・ 国、都道府県の方針等の説明	・ 国、都道府県の方針に関する理解促進	(2) (3)
3		・ 国や県が実施した調査結果、他市町村の取組状況や事例等に関する情報提供	・ 管内市町村の現状把握、取組促進に向けた意欲の喚起	
4		・ 財源確保のための国庫補助金等活用方法の例示	・ 管内市町村における地域の実情に応じた取組や体制整備の推進	(2) (3)
5		・ 市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業に関する要綱、マニュアル、フロー図等の作成、情報提供	・ 管内市町村における市町村長申立てに関する事務の適切な実施及び迅速化	(1)
6		・ 管内市町村間での情報共有・交流を進める機会づくり	・ 管内市町村担当職員間の関係構築	(5)
7		調整	・ 広域連携での取組に向けた自治体間の調整	・ 管内市町村における地域の実情に応じた取組や体制整備の推進
8	・ 専門職団体とのネットワーク化支援		・ 個別事例や体制整備に関する助言を得られる関係性の構築	(5)
9	・ 市町村間の取組の平準化を図る調整		・ 管内市町村における取組や体制整備の平準化	(5)
10	相談支援・ 助言	・ 市町村ごとの実情（地域資源の状況）に応じた取組や体制整備に関する相談・助言	・ 管内市町村における地域の実情に応じた取組や体制整備の推進	(5)
11	人材育成	・ 市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業に関する研修の実施	・ 管内市町村担当職員等の知識、スキルの向上 ・ 管内市町村における事業の適切な実施及び迅速化 ・ 管内市町村担当職員等の役割理解	(5)
12		・ 担い手の育成、活躍支援	・ 市民後見人の育成、法人後見を実施する市町村社協、団体等の活動の支援	(5)

<sup>29</sup> 「大分類」及び「取組例」は、『地域における持続可能な成年後見制度利用促進に向けた都道府県による市町村支援のためのガイド』（成年後見制度利用促進基本計画における地域連携ネットワークと中核機関の体制整備上の課題分析と効果的手法に関する調査研究事業、令和3年4月、一般財団法人 日本総合研究所、p.12、13）の項目をもとに、本事業の趣旨に沿うものを事務局にて整理、引用。

<sup>30</sup> 後述（本報告書 p.19～p.20）

### 3. 市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業を推進する上で有効と考えられる留意事項

---

本事業では、1、2を踏まえ、市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業を推進する上で有効と考えられる留意事項を、以下のとおり整理する。

#### 【市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業を推進する上で有効と考えられる留意事項】

##### (1) 要綱等の整備

事業を組織的に行うことや、必要な予算を確保するためにも、要綱の整備は必要と考えられるが、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業に関する要綱等を整備していない市町村が確認されたことから、事業の実施とともに、実施する場合の要綱等の整備の必要性を周知する。

##### (2) 市町村長申立てに係る申立基準の原則の再周知

市町村長申立てに係る申立基準の原則についての通知を元にして市町村間での申立てに係る実施責任がいずれかにあるかを調整できた事例が約70%あった一方で、通知の内容が自治体の要綱に反映されていないことで調整できなかった事例が確認された。このことから、当該通知の再周知を行う。

##### (3) 成年後見制度利用支援事業の適切な実施についての再周知

成年後見制度利用支援事業の助成対象を限定している自治体に対し、再度、適切な実施を促す。

- ・市町村長申立の場合に限らず、本人や親族からの申立等も対象とすること
- ・費用の補助がなければ利用が困難な方を対象としている趣旨を踏まえ、広く低所得者を対象とするような要件の設定とすること
- ・成年後見人以外の、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人についても助成対象とすること

##### (4) 成年後見制度利用支援事業の周知・広報

成年後見制度利用支援事業の内容や実施要綱等についてホームページ掲載等により周知・広報を行った結果、関係機関や専門職等から問合せを受けるようになり、市町村が実施している施策の共有が進んだ等、周知・広報の効果が確認されたことから、成年後見制度利用支援事業の周知及び広報を行うことの有効性について周知する。

### (5) 好事例自治体の取組の周知

要綱等を整備していない理由や、制度を設けていない理由として、対象となる事例がない（少ない）との回答が多かった他、課題として手続き面や予算要求に係る課題が挙げられたことから、成年後見制度利用支援事業及び市町村長申立てを適切に実施している市町村の実施要綱やマニュアル、自治体間の調整事例等を好事例とし、取組の共有を図る。

都道府県において、管内市町村の実施状況を把握し、成年後見制度利用支援事業の助成対象となる申立類型等について管内市町村のばらつきを解消した事例を好事例とし、取組の共有を図る。

## 第3章 アンケート調査

### 1. 調査実施概要

#### 1-1. 調査目的

全国どの地域においても、成年後見制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続できることを目指し、全国的な市町村長申立ての適切な実施、成年後見制度利用支援事業の推進に向けて、全国の市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業に関する実施状況や課題の把握を行うとともに、自治体（市町村、都道府県）にとって参考となる好事例の提供や留意事項の整理を行うことを目的に、アンケート調査を実施した。

#### 1-2. 調査対象、配布・回収状況

	配布数	回収数	回収率
市町村（高齢福祉担当部署）	1,741	1,128	64.8%
市町村（障害福祉担当部署）	1,741	870	50.0%
都道府県（成年後見制度利用促進担当部署）	47	47	100.0%

#### 1-3. 配布・回収方法

- 配布：各自治体担当部署宛に、郵送での配布。弊所の本調査専用ページから調査票のダウンロードを依頼。
- 回収：本調査専用メールアドレスへのExcelファイルでの提出を依頼。

#### 1-4. 調査実施時期

令和4年10月～11月

#### 1-5. 主な質問内容

##### 1-5-1. 市町村向け

- 「市町村長申立て」要綱やマニュアル等の整備状況、対象者、検討体制、課題等（市町村間での調整事例の有無、概要を含む）
- 「成年後見制度利用支援事業」要綱やマニュアル等の整備状況、対象者、課題等（市町村間での調整事例の有無、概要を含む）

##### 1-5-2. 都道府県向け

- 市町村に対する支援内容（市町村長申立てマニュアル等の整備、研修の実施状況等）
- 市町村への支援における工夫、課題等

## 2. 調査結果概要

※市町村、都道府県アンケート調査結果ともに、構成割合（％）は四捨五入しているため、内訳の合計が100％に合わない場合がある。

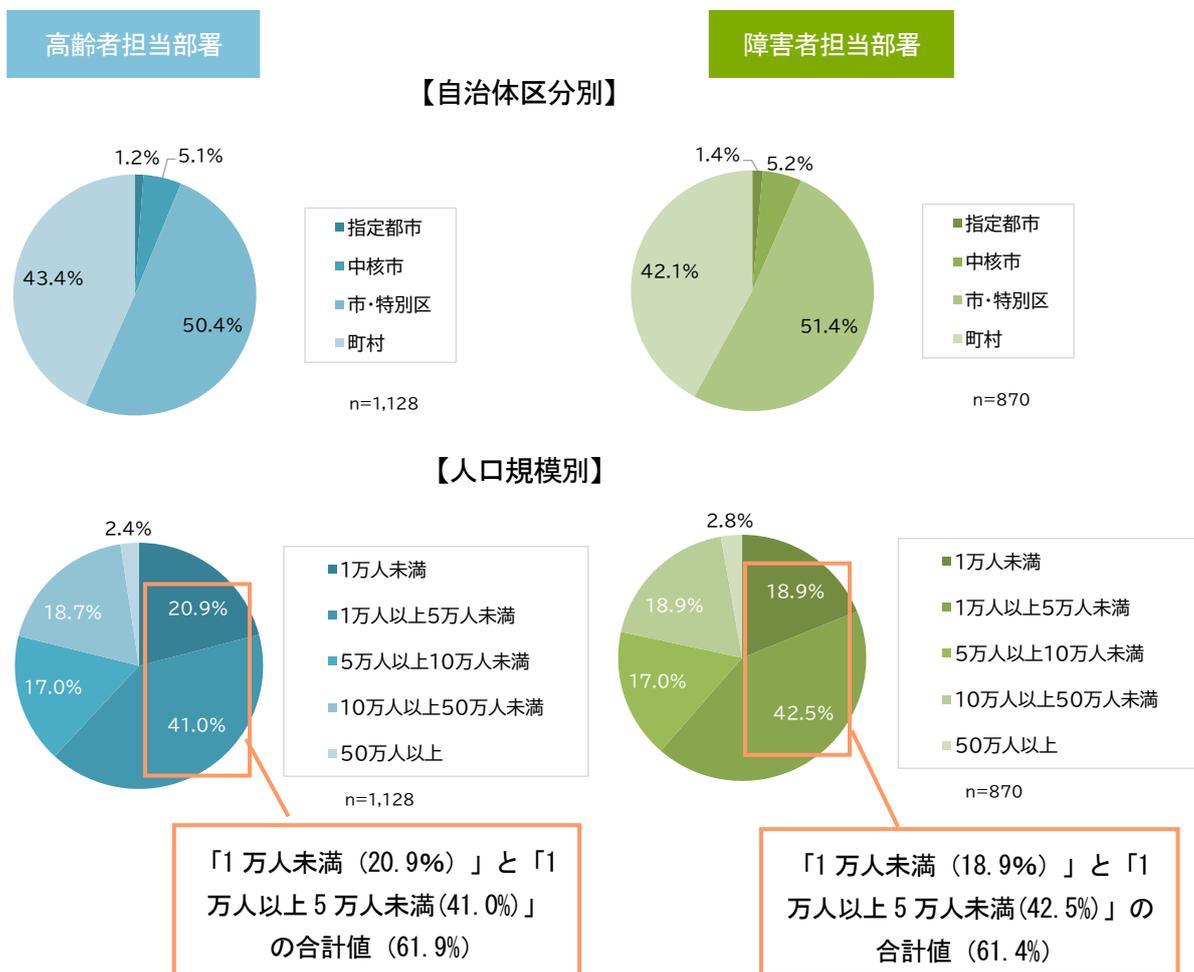
※市町村向けアンケート調査結果では、回答のあった市町村の回答を高齢者担当部署[障害者担当部署]の順に記載。

※高齢者担当部署と障害者担当部署とで結果に大きな違いがみられなかった回答は、高齢者担当部署のクロス集計表のみを掲載。

### 2-1. 市町村向けアンケート調査

#### 2-1-1. 回答自治体の概要

- 自治体区分別でみると、「市・特別区」の割合が50.4%[51.4%]で最も高く、「町村」が43.4%[42.1%]を占めていた。
- 人口規模別でみると、「1万人未満」と「1万人以上5万人未満」の合計で、61.9%[61.4%]を占めている。



### 第3章 アンケート調査

#### 2-1-2. 令和3年度における市町村長申立ての実施状況（申立て件数）

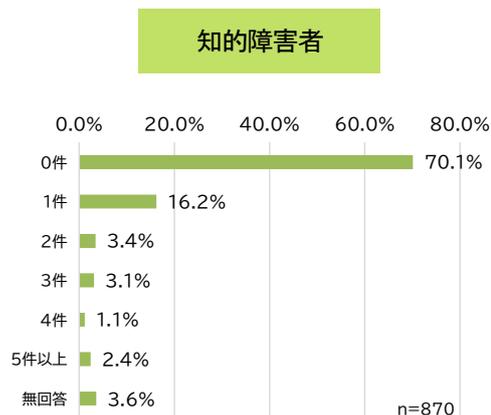
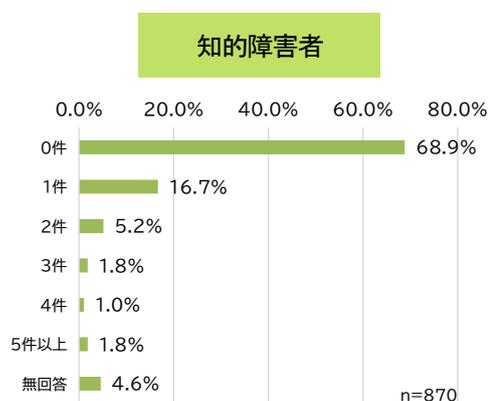
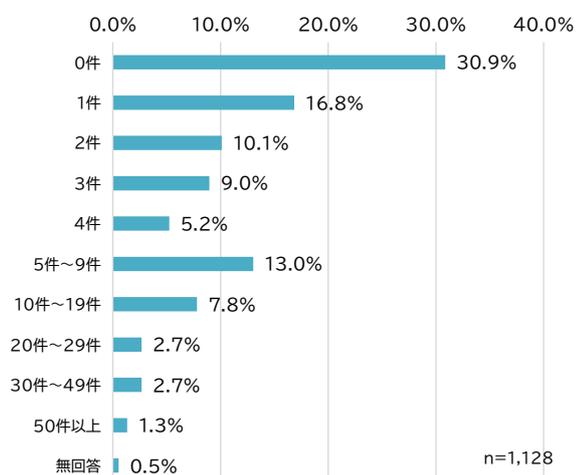
（本調査では、令和3年度に限定した市町村長申立てに関する件数を問う設問を設けた。前後の年度における実施状況は問うていない。）

- 令和3年度における市町村長申立ての実施状況は、「0件」が最も高い（30.9%[知的障害者 68.9%、精神障害者 70.1%]）。
- 令和3年度における市町村長申立て件数の有無別に自治体区分をみると、高齢者担当部署の場合、「指定都市」「中核市」は回答のあった全自治体が、また「市・特別区」でも多くの自治体が「申立て件数あり」となっている。

#### 高齢者担当部署

#### 障害者担当部署

#### 【令和3年度における市町村長申立ての実施状況（申立て件数）】



【市町村長申立て件数の有無別（令和3年度）×自治体区分（高齢者担当部署）】

	回答自治体数	指定都市	中核市	市・特別区	町村
市町村長申立件数あり	780 100.0%	13 1.7%	57 7.3%	499 64.0%	211 27.1%
市町村長申立件数なし	348 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	70 20.1%	278 79.9%
合計	1128 100.0%	13 1.2%	57 5.1%	569 50.4%	489 43.4%

【自治体区分別×市町村長申立て件数の有無別（令和3年度）（高齢者担当部署）】

	回答自治体数	実績なし	1~4件	5~9件	10~19件	20~29件	30~49件	50件以上	無回答
01指定都市	13 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 15.4%	3 23.1%	8 61.5%	0 0.0%
02中核市	57 100.0%	0 0.0%	1 1.8%	12 21.1%	17 29.8%	12 21.1%	13 22.8%	2 3.5%	0 0.0%
03市・特別区	569 100.0%	70 12.3%	267 46.9%	123 21.6%	71 12.5%	16 2.8%	14 2.5%	5 0.9%	3 0.5%
04町村	489 100.0%	278 56.9%	196 40.1%	12 2.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 0.6%
合計	1,128 100.0%	348 30.9%	464 41.1%	147 13.0%	88 7.8%	30 2.7%	30 2.7%	15 1.3%	6 0.5%

【市町村長申立て件数の有無別（令和3年度）×自治体区分（障害者担当部署）】

	回答自治体数	指定都市	中核市	市・特別区	町村
市町村長申立件数あり	352 100.0%	11 3.1%	41 11.6%	220 62.5%	80 22.7%
市町村長申立件数なし	518 100.0%	0 0.0%	3 0.6%	234 45.2%	281 54.2%
合計	870 100.0%	11 1.3%	44 5.1%	454 52.2%	361 41.5%

※申立件数ありは、知的障害、精神障害いずれかにおいて1件以上の申立件数があった自治体

【自治体区分別×市町村長申立て件数の有無別（令和3年度）（障害者担当部署）】

	知的障害者についての実施件数(知的障害者福祉法第28条に規定する審判請求の件数)						
	回答自治体数	実績なし	1~2件	3~4件	5~9件	10件以上	無回答
01指定都市	11 100.0%	0 0.0%	2 18.2%	1 9.1%	6 54.5%	2 18.2%	0 0.0%
02中核市	44 100.0%	4 9.1%	26 59.1%	10 22.7%	2 4.5%	0 0.0%	2 4.5%
03市・特別区	454 100.0%	289 63.7%	122 26.9%	14 3.1%	6 1.3%	0 0.0%	23 5.1%
04町村	361 100.0%	306 84.8%	40 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	15 4.2%
合計	870 100.0%	599 68.9%	190 21.8%	25 2.9%	14 1.6%	2 0.2%	40 4.6%

	精神障害者についての実施件数(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2に規定する審判請求の件数)						
	回答自治体数	実績なし	1~2件	3~4件	5~9件	10件以上	無回答
01指定都市	11 100.0%	0 0.0%	2 18.2%	2 18.2%	4 36.4%	3 27.3%	0 0.0%
02中核市	44 100.0%	9 20.5%	13 29.5%	12 27.3%	8 18.2%	1 2.3%	1 2.3%
03市・特別区	454 100.0%	297 65.4%	112 24.7%	20 4.4%	5 1.1%	0 0.0%	20 4.4%
04町村	361 100.0%	304 84.2%	44 12.2%	3 0.8%	0 0.0%	0 0.0%	10 2.8%
合計	870 100.0%	610 70.1%	171 19.7%	37 4.3%	17 2.0%	4 0.5%	31 3.6%

### 第3章 アンケート調査

#### 2-1-3. 要綱等の整備状況

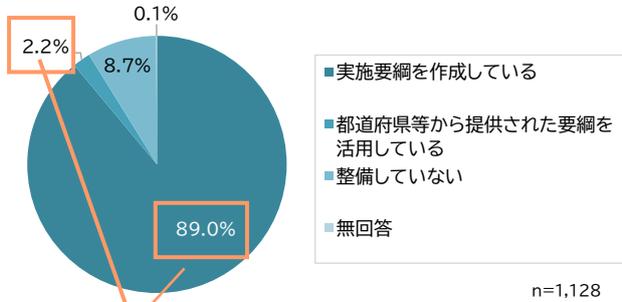
##### (1) 要綱等の整備状況

- ・ 市町村長申立てに関する要綱等は、91.2%[89.9%]の市町村が整備している。
- ・ 申立て費用助成に関しては、事業を実施している市町村の97.9%[99.1%]が実施要綱等を整備している。
- ・ 報酬助成に関しては、事業を実施している市町村の99.2%[99.1%]が実施要綱等を整備している。

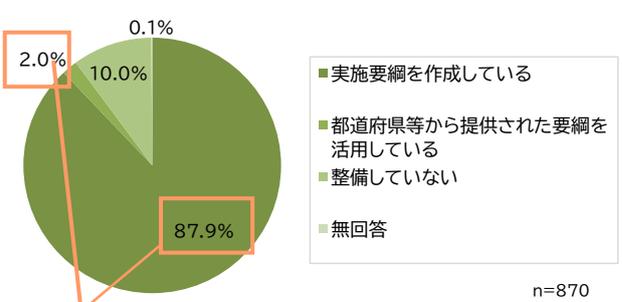
高齢者担当部署

障害者担当部署

#### 【市町村長申立てに関する要綱等の整備状況】



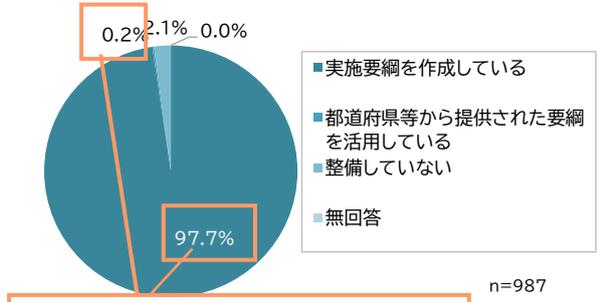
「実施要綱を作成 (89.0%) 」と「都道府県等から提供された要綱を活用 (2.2%) 」の合計値 (91.2%)



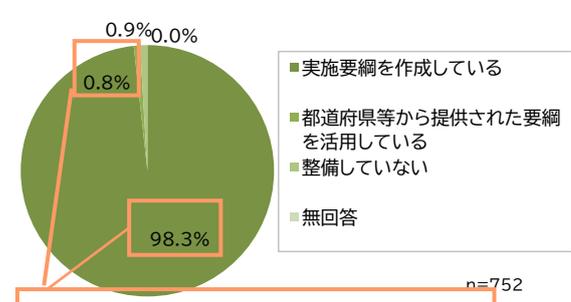
「実施要綱を作成 (87.9%) 」と「都道府県等から提供された要綱を活用 (2.0%) 」の合計値 (89.9%)

#### 【申立て費用助成に関する要綱等の整備状況】

(申立て費用助成制度を「設けている」と回答した市町村 (高齢者担当部署は 987 市町村、障害者担当部署は 752 市町村) のみが回答。)



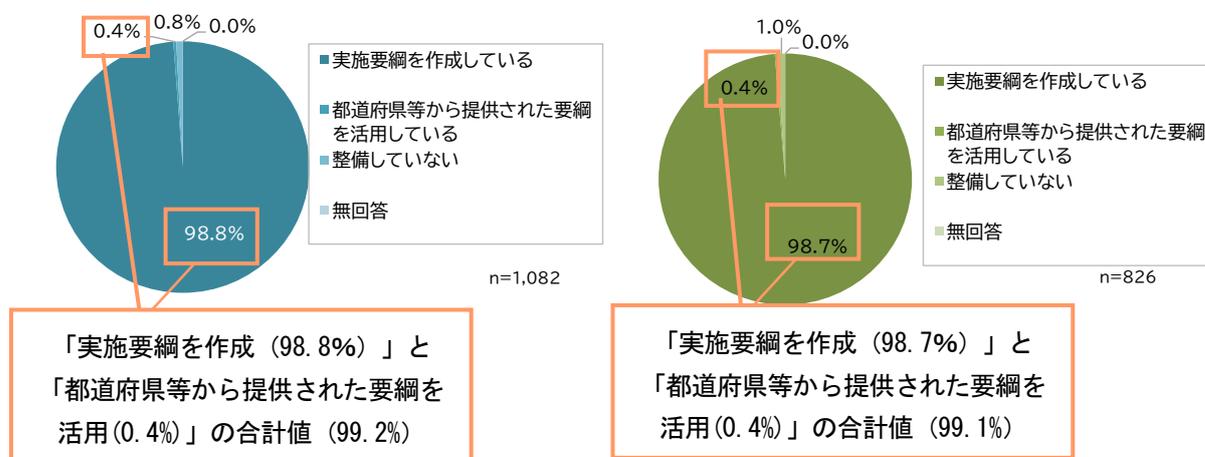
「実施要綱を作成 (97.7%) 」と「都道府県等から提供された要綱を活用 (0.2%) 」の合計値 (97.9%)



「実施要綱を作成 (98.3%) 」と「都道府県等から提供された要綱を活用 (0.8%) 」の合計値 (99.1%)

【報酬助成に関する要綱等の整備状況】

(報酬助成制度を「設けている」と回答した市町村(高齢者担当部署は1,082市町村、障害者担当部署は826市町村)のみが回答。)



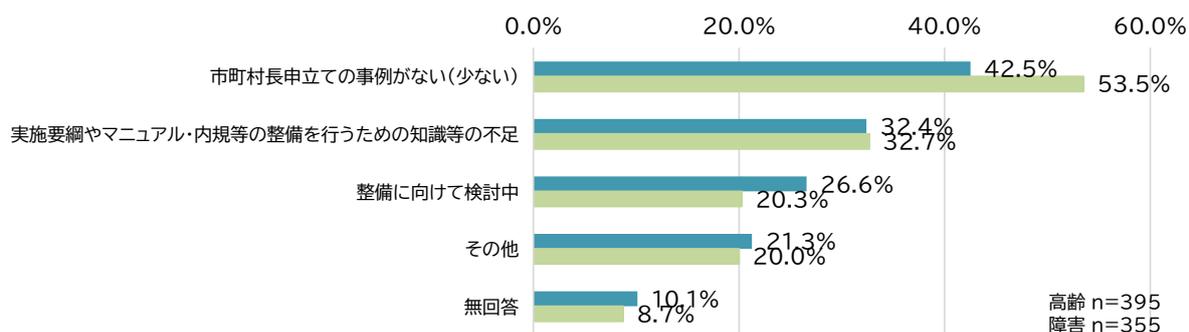
### 第3章 アンケート調査

#### (2) 市町村長申立てに関する要綱等を整備しない理由

(「市町村長申立てに関する要綱等を整備していない」と回答した市町村のみ)

- ・ 市町村長申立てに関する要綱等を整備しない理由は、「市町村長申立ての事例がない(少ない)」が42.5%[53.5%]で最も割合が高い。
- ・ また、「実施要綱やマニュアル・内規等の整備を行うための知識等の不足」が続いている(32.4%[32.7%])。
- ・ 自治体区分別にみると、町村では「市町村長申立ての事例がない(少ない)」が53.6%と半数を超えており、「知識等の不足」(40.9%)も4割を超えている。
- ・ 市町村長申立て件数の有無別(令和3年度)にみると、申立て件数なしの市町村は、申立て件数ありの市町村と比較して、「知識等の不足」が20ポイント以上高い割合となっている(23.5ポイントの差)。

【市町村長申立てに関する要綱等を整備しない理由(複数回答)】



【自治体区分別×市町村等申立てに関する要綱等を整備しない理由（高齢者担当部署）】

※「指定都市」「中核市」は回答数が少ないため、参考値として掲載。

	有効回答数	市町村長申立ての事例がない(少ない)	実施要綱やマニュアル・内規等の整備を行うための知識等の不足	整備に向けて検討中	その他
01指定都市	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
02中核市	6 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 33.3%	2 33.3%
03市・特別区	153 100.0%	42 27.5%	32 20.9%	53 34.6%	44 28.8%
04町村	235 100.0%	126 53.6%	96 40.9%	50 21.3%	36 15.3%
合計	395 100.0%	168 42.5%	128 32.4%	105 26.6%	83 21.0%

【市町村長申立て件数の有無別（令和3年度）×市町村等申立てに関する要綱等を整備しない理由（高齢者担当部署）】

	有効回答数	市町村長申立ての事例がない(少ない)	実施要綱やマニュアル・内規等の整備を行うための知識等の不足	整備に向けて検討中	その他
市町村長申立件数あり	213 100.0%	49 23.0%	46 21.6%	62 29.1%	64 30.0%
市町村長申立件数なし	182 100.0%	119 65.4%	82 45.1%	43 23.6%	19 10.4%
合計	395 100.0%	168 42.5%	128 32.4%	105 26.6%	83 21.0%

23.5ポイント差

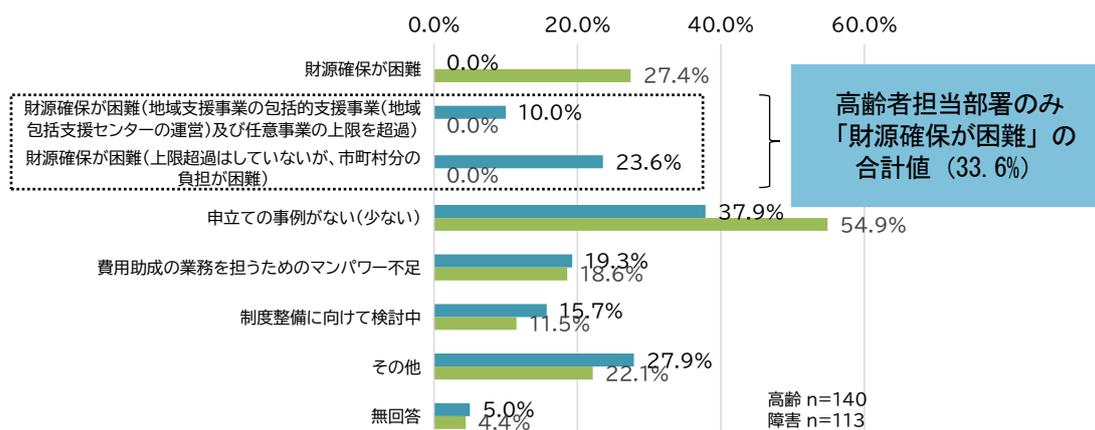
### 第3章 アンケート調査

#### (3) 申立て費用助成制度を設けていない理由

(「申立て費用助成制度を設けていない」と回答した市町村のみ)

- ・ 申立て費用助成制度を設けていない理由は、「申立ての事例がない(少ない)」が37.9%[54.9%]で最も割合が高い。
- ・ 次いで、「財源確保が困難」33.6%[27.4%]が続いている。高齢者担当部署の場合、「市町村分の負担が困難」(23.6%)が「地域支援事業の包括的支援事業及び任意事業の上限を超過(10.0%)」の倍以上となっている。
- ・ 自治体区分別にみると、町村では「申立ての事例がない(少ない)」(62.1%)が6割を超えており、「知識等の不足」(29.3%)と続いている。
- ・ 市町村長申立て件数の有無別(令和3年度)にみると、申立て件数なしの市町村は、申立て件数ありの市町村と比較して、「マンパワーの不足」が20ポイント以上高い割合となっている(20.7ポイントの差)。

【申立て費用助成制度を設けていない理由(複数回答)】



【自治体区分別×申立て費用助成制度を設けていない理由（高齢者担当部署）】

※「指定都市」「中核市」は回答数が少ないため、参考値として掲載。

	有効回答数	財源確保が困難 (地域支援事業 の包括的支援事 業(地域包括支 援センターの運 営)及び任意事 業の上限を超 過)	財源確保が困難 (上限超過はし ていないが、市 町村分の負担が 困難)	申立ての事例が ない(少ない)	費用助成の業務 を担うためのマ ンパワー不足	制度整備に向け て検討中	その他
01指定都市	2 100.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%
02中核市	6 100.0%	1 16.7%	2 33.3%	0 0.0%	2 33.3%	3 50.0%	2 33.3%
03市・特別区	74 100.0%	8 10.8%	19 25.7%	17 23.0%	8 10.8%	13 17.6%	25 33.8%
04町村	58 100.0%	5 8.6%	11 19.0%	36 62.1%	17 29.3%	6 10.3%	8 13.8%
合計	140 100.0%	14 10.0%	33 23.6%	53 37.9%	27 19.3%	22 15.7%	36 25.7%

【市町村長申立て件数の有無別（令和3年度）×申立て費用助成制度を設けていない理由（高齢者担当部署）】

	有効回答数	財源確保が困難 (地域支援事業 の包括的支援事 業(地域包括支 援センターの運 営)及び任意事 業の上限を超 過)	財源確保が困難 (上限超過はし ていないが、市 町村分の負担が 困難)	申立ての事例が ない(少ない)	費用助成の業務 を担うためのマ ンパワー不足	制度整備に向け て検討中	その他
市町村長申立件数あり	95 100.0%	11 11.6%	25 26.3%	22 23.2%	12 12.6%	19 20.0%	29 30.5%
市町村長申立件数なし	45 100.0%	3 6.7%	8 17.8%	31 68.9%	15 33.3%	3 6.7%	7 15.6%
合計	140 100.0%	14 10.0%	33 23.6%	53 37.9%	27 19.3%	22 15.7%	36 25.7%

20.7ポイント差

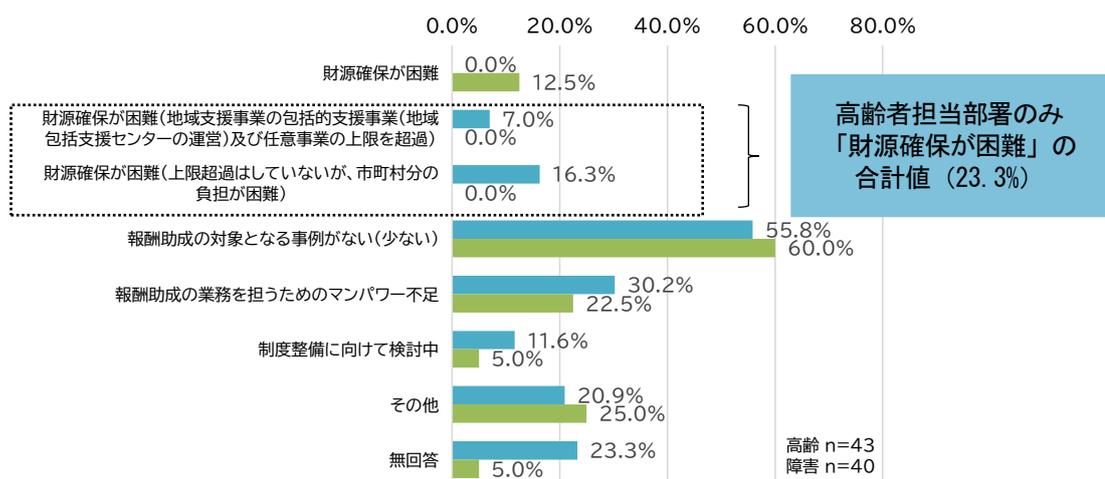
### 第3章 アンケート調査

#### (4) 報酬助成制度を設けていない理由

(「報酬助成制度を設けていない」と回答した市町村のみ)

- ・ 報酬助成制度を設けていない理由は、「申立ての事例がない(少ない)」が55.8%[60.0%]で最も割合が高い。次いで、「財源確保が困難」23.3%[12.5%]が続いている。
- ・ 自治体区分別にみると、回答数43件のうち37件が町村であった(86%)。全体の回答と比較すると、「申立ての事例がない(少ない)」が62.2%で第1位であることに変わりはないが、第2位が「報酬助成の業務を担うためのマンパワー不足」35.1%で、「財源確保が困難」18.9%より高い割合となっている。
- ・ 市町村長申立て件数の有無別(令和3年度)にみると、申立て件数なしの市町村群は、申立て件数ありの市町村群と比較して、「報酬助成の対象となる事例がない(少ない)」、「マンパワーの不足」がそれぞれ20ポイント以上高い割合となっている(「報酬助成の対象となる事例がない(少ない)」(34.6ポイントの差)、「知識等の不足」(26.0ポイントの差)。

【報酬助成制度を設けていない理由(複数回答)】



【自治体区分別×報酬助成制度を設けていない理由（高齢者担当部署）】

	有効回答数	財源確保が困難 (地域支援事業 の包括的支援事 業(地域包括支 援センターの運 営)及び任意事 業の上限を超 過)	財源確保が困難 (上限超過はし ていないが、市 町村分の負担が 困難)	報酬助成の対象 となる事例がな い(少ない)	報酬助成の業務 を担うためのマ ンパワー不足	制度整備に向け て検討中	その他
01指定都市	0	0	0	0	0	0	0
02中核市	0	0	0	0	0	0	0
03市・特別区	6	0	0	1	0	0	5
	100.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	83.3%
04町村	37	3	7	23	13	5	4
	100.0%	8.1%	18.9%	62.2%	35.1%	13.5%	10.8%
合計	43	3	7	24	13	5	9
	100.0%	7.0%	16.3%	55.8%	30.2%	11.6%	20.9%

【市町村長申立て件数の有無別（令和3年度）×報酬助成制度を設けていない理由（高齢者担当部署）】

※緑枠は、申立て件数ありの市町村と申立て件数なしの市町村間で10ポイント以上差があった項目

（申立て件数なしの市町村の回答割合が高い。）

	有効回答数	財源確保が困難 (地域支援事業 の包括的支援事 業(地域包括支 援センターの運 営)及び任意事 業の上限を超 過)	財源確保が困難 (上限超過はし ていないが、市 町村分の負担が 困難)	報酬助成の対象 となる事例がな い(少ない)	報酬助成の業務 を担うためのマ ンパワー不足	制度整備に向け て検討中	その他
市町村長申立件数あり	15	0	2	5	2	2	7
	100.0%	0.0%	13.3%	33.3%	13.3%	13.3%	46.7%
市町村長申立件数なし	28	3	5	19	11	3	2
	100.0%	10.7%	17.9%	67.9%	39.3%	10.7%	7.1%
合計	43	3	7	24	13	5	9
	100.0%	7.0%	16.3%	55.8%	30.2%	11.6%	20.9%

34.6ポイント差

26.0ポイント差

### 第3章 アンケート調査

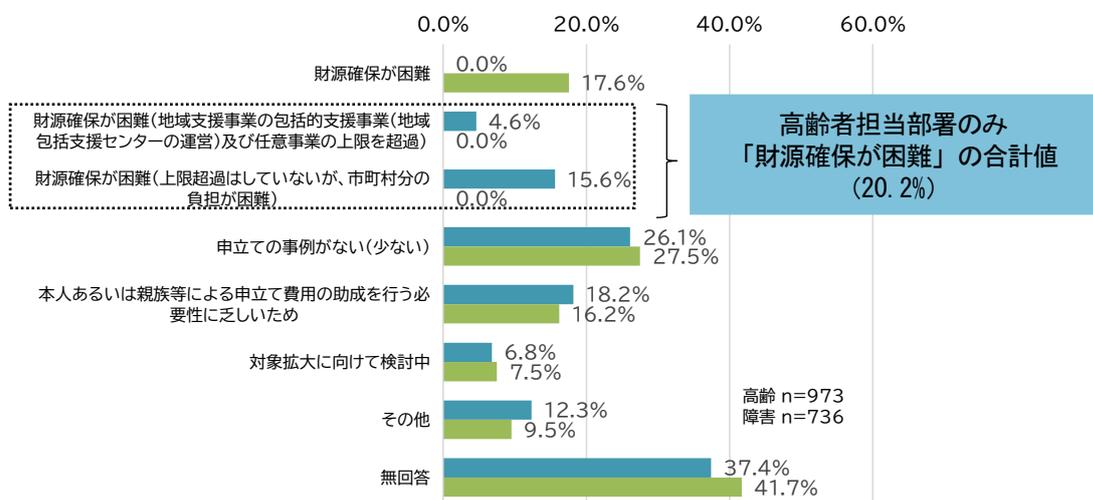
#### 2-1-4. 助成制度の対象としていない項目（対象）がある理由

##### (1) 申立て費用助成制度

(「市町村長申立てに関する要綱等を整備している」と回答した市町村のみ)

- ・ 申立て費用助成制度では、「申立ての事例がない(少ない)」と回答した市町村は26.1%[27.5%]で2割を占めている。
- ・ 「本人あるいは親族等による申立て費用の助成を行う必要性に乏しい」(18.2%[16.2%])が続いている。
- ・ 自治体区分別及び市町村長申立て件数の有無別(令和3年度)にみても、全体の傾向と同じであった(クロス集計表掲載略)。

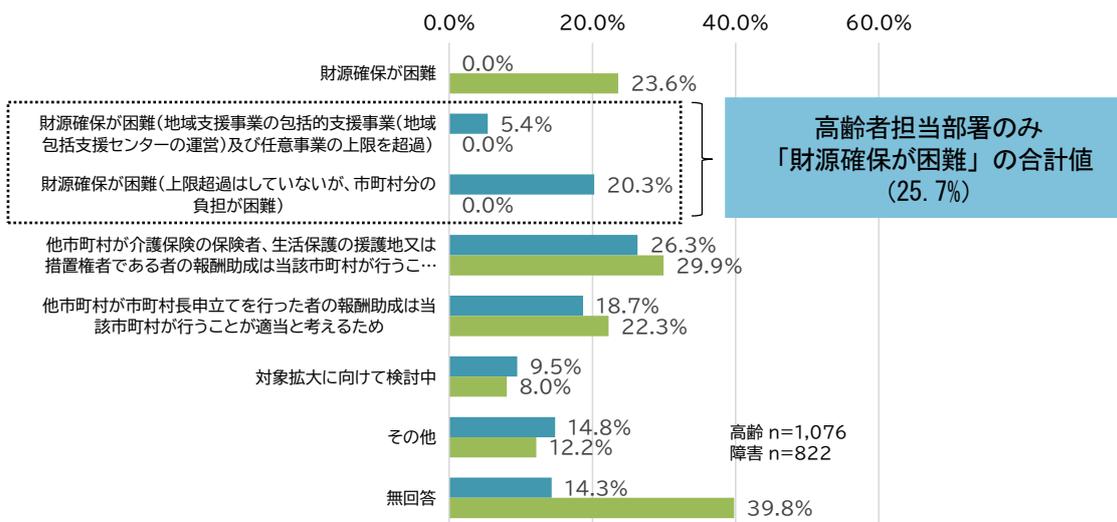
#### 【申立て費用助成制度の対象としていない項目（対象）がある理由（複数回答）】



(2) 報酬助成制度

- 報酬助成制度では、「他市町村が介護保険の保険者、生活保護の援護地又は措置権者である者の報酬助成は当該市町村が行うことが適当と考えるため」と回答した市町村は26.3%[29.9%]で3割弱を占めている。
- また、「財源確保が困難」は25.7%[23.6%]、「他市町村が市町村長申立てを行った者の報酬助成は当該市町村が行うことが適当と考えるため」は18.7%[22.3%]となっている。
- 自治体区別にみると、人口規模が大きくなるほど「財源確保が困難（上限超過はしていないが、市町村分の負担が困難）」の回答割合が高くなっている。一方、人口規模が小さくなるほど「他市町村が市町村長申立てを行った者の報酬助成は当該市町村が行うことが適当と考えるため」の割合が高くなっている。
- 市町村長申立て件数の有無別（令和3年度）では、申立ての有無による回答割合の違いはみられない。

【報酬助成制度の対象としていない項目（対象）がある理由（複数回答）】



第3章 アンケート調査

【自治体区分別×報酬助成制度の対象としていない項目（対象）がある理由  
（高齢者担当部署）】

※「指定都市」「中核市」は回答数が少ないため、参考値として掲載。

※赤枠は、人口規模が大きくなるほど回答割合が高い項目

※オレンジ色枠は、人口規模が小さくなるほど回答割合が高い項目

	有効回答数	財源確保が困難 (地域支援事業 の包括的支援事 業(地域包括支 援センターの運 営)及び任意事 業の上限を超 過)	財源確保が困難 (上限超過はし ていないが、市 町村分の負担が 困難)	他市町村が介護 保険の保険者、 生活保護の援護 地又は措置権者 である者の報酬 助成は当該市町 村が行うことが 適当と考えるた め	他市町村が市町 村長申立てを 行った者の報酬 助成は当該市町 村が行うことが 適当と考えるた め	対象拡大に向け て検討中	その他
01指定都市	13 100.0%	0 0.0%	7 53.8%	5 38.5%	1 7.7%	1 7.7%	1 7.7%
02中核市	57 100.0%	1 1.8%	17 29.8%	11 19.3%	9 15.8%	11 19.3%	14 24.6%
03市・特別区	561 100.0%	36 6.4%	115 20.5%	151 26.9%	90 16.0%	53 9.4%	82 14.6%
04町村	447 100.0%	21 4.7%	79 17.7%	116 26.0%	101 22.6%	37 8.3%	49 11.0%
合計	1,078 100.0%	58 5.4%	218 20.2%	283 26.3%	201 18.6%	102 9.5%	146 13.5%

【市町村長申立て件数の有無別（令和3年度）×報酬助成制度の対象としていない項目  
（対象）がある理由（高齢者担当部署）】

	有効回答数	財源確保が困難 (地域支援事業 の包括的支援事 業(地域包括支 援センターの運 営)及び任意事 業の上限を超 過)	財源確保が困難 (上限超過はし ていないが、市 町村分の負担が 困難)	他市町村が介護 保険の保険者、 生活保護の援護 地又は措置権者 である者の報酬 助成は当該市町 村が行うことが 適当と考えるた め	他市町村が市町 村長申立てを 行った者の報酬 助成は当該市町 村が行うことが 適当と考えるた め	対象拡大に向け て検討中	その他
市町村長申立件数あり	763 100.0%	46 6.0%	158 20.7%	196 25.7%	126 16.5%	77 10.1%	120 15.7%
市町村長申立件数なし	315 100.0%	12 3.8%	60 19.0%	87 27.6%	75 23.8%	25 7.9%	26 8.3%
合計	1,078 100.0%	58 5.4%	218 20.2%	283 26.3%	201 18.6%	102 9.5%	146 13.5%

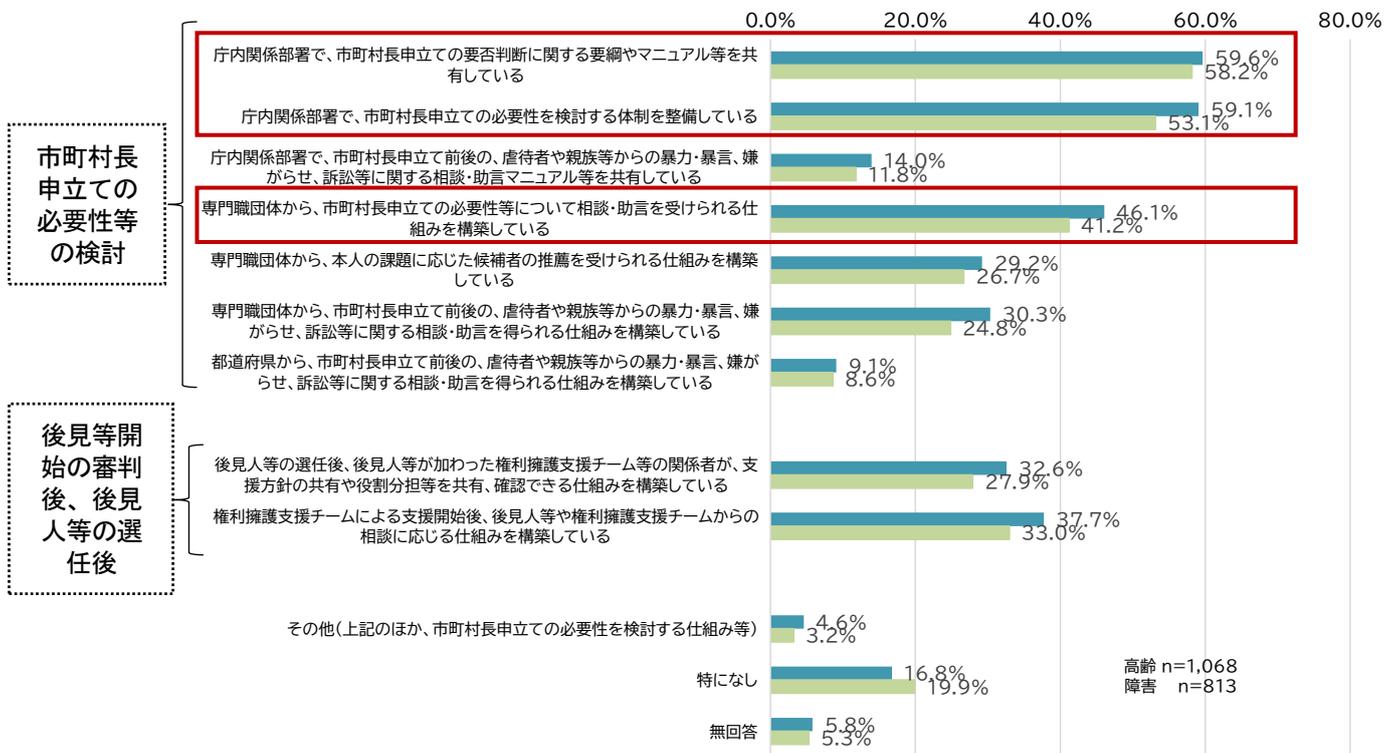
2-1-5. 市町村長申立ての必要性を検討する仕組み等の整備状況と課題

(1) 市町村長申立ての必要性を検討する仕組み等の整備状況

(「市町村等申立てに関する要綱等を整備している」と回答した市町村のみ)

- 市町村長申立ての必要性を検討する仕組み等の整備状況について、「庁内関係部署で、市町村長申立ての要否判断に関する要綱やマニュアル等を共有」している市町村は59.6%[58.2%]で6割を占めている（共有していない市町村は40.4%[41.8%]）。
- 「庁内関係部署で、市町村長申立ての必要性を検討する体制を整備」している市町村は59.1%[53.1%]、「専門職団体から、市町村長申立ての必要性等について相談・助言を受けられる仕組みを構築」している市町村は46.1%[41.2%]が続いている。（反対に、未整備の市町村は「庁内関係部署で、市町村長申立ての必要性を検討する体制を整備」については40.9%[46.9%]、「専門職団体から、市町村長申立ての必要性等について相談・助言を受けられる仕組みを構築」していない市町村は53.9%[58.8%]）。
- 市町村長申立て件数の有無別（令和3年度）（高齢者担当部署）にみると、申立て件数ありの市町村と申立て件数なしの市町村間で10ポイント以上の差がみられる項目が6つある。そのうち、差が大きいのは「後見等開始の審判後、後見人等の選任後」の仕組みとなっている（「後見人等の選任後、後見人等が加わった権利擁護支援チーム等の関係者が、支援方針の共有や役割分担等を共有、確認できる仕組みの構築」（21.4ポイントの差）、「権利擁護支援チームによる支援開始後、後見人等や権利擁護支援チームからの相談に応じる仕組みの構築」（17.2ポイントの差）

【市町村長申立ての必要性を検討する仕組み等の整備状況（複数回答）】



第3章 アンケート調査

【市町村長申立て件数の有無別（令和3年度）×

市町村長申立ての必要性を検討する仕組み等の整備状況（高齢者担当部署）】

※赤枠は、申立て件数ありの市町村と申立て件数なしの市町村間で10ポイント以上差があった項目

	有効回答数	【市町村長申立ての必要性等の検討】				
		1	2	3	4	5
		庁内関係部署で、市町村長申立ての要否判断に関する要綱やマニュアル等を共有している	庁内関係部署で、市町村長申立ての必要性を検討する体制を整備している	庁内関係部署で、市町村長申立て前後の、虐待者や親族等からの暴力・暴言、嫌がらせ、訴訟等に関する相談・助言マニュアル等を共有している	専門職団体から、市町村長申立ての必要性等について相談・助言を受けられる仕組みを構築している	専門職団体から、本人の課題に応じた候補者の推薦を受けられる仕組みを構築している
市町村長申立件数あり	758 100.0%	481 63.5%	466 61.5%	117 15.4%	375 49.5%	257 33.9%
市町村長申立件数なし	310 100.0%	156 50.3%	165 53.2%	32 10.3%	117 37.7%	55 17.7%
合計	1,068 100.0%	637 59.6%	631 59.1%	149 14.0%	492 46.1%	312 29.2%

13.2 ポイント差
11.8 ポイント差
16.2 ポイント差

	有効回答数	【市町村長申立ての必要性等の検討】		【後見等開始の審判後、後見人等の選任後】		【その他】	
		6	7	8	9	10	11
		専門職団体から、市町村長申立て前後の、虐待者や親族等からの暴力・暴言、嫌がらせ、訴訟等に関する相談・助言を得られる仕組みを構築している	都道府県から、市町村長申立て前後の、虐待者や親族等からの暴力・暴言、嫌がらせ、訴訟等に関する相談・助言を得られる仕組みを構築している	後見人等の選任後、後見人等が加わった権利擁護支援チーム等の関係者が、支援方針の共有や役割分担等を共有、確認できる仕組みを構築している	権利擁護支援チームによる支援開始後、後見人等や権利擁護支援チームからの相談に応じる仕組みを構築している	その他(上記のほか、市町村長申立ての必要性を検討する仕組み等)	特になし
市町村長申立件数あり	758 100.0%	254 33.5%	69 9.1%	294 38.8%	324 42.7%	35 4.6%	118 15.6%
市町村長申立件数なし	310 100.0%	70 22.6%	28 9.0%	54 17.4%	79 25.5%	11 3.5%	53 17.1%
合計	1,068 100.0%	324 30.3%	97 9.1%	348 32.6%	403 37.7%	46 4.3%	171 16.0%

10.9 ポイント差
21.4 ポイント差
17.2 ポイント差

(2) 市町村長申立ての適切な実施のための工夫（自由回答）

- ・ 市町村長申立ての適切な実施のための工夫に記載のあった回答（全369件）を整理すると「庁内外の体制整備、連携」、「ツール等の作成、活用」、「広域での取組」、「法律専門職、医療機関、家庭裁判所等との連携」、「その他の工夫」に整理された。
- ・ 一連の内容からは、多くの市町村が、庁内外の関係部署・機関と連携や協力をする体制を整え、さまざまな場面で協議や検討を重ね、支援を必要とする人の課題整理や意向確認、迅速な事務手続きを行っていることがうかがえた。
- ・ 特に、回答件数が多かったのは「庁内外関係部署・機関との情報提供、協議（ケース検討会議の開催や、一次相談機関の会議への出席依頼を含む）」（113件）で、既存のケース会議等の活用や、一次相談機関も会議に出席して、本人に関する情報を聞き取っていることが確認できた。
- ・ また、後見人等就任後の取組や体制整備が進められていることがうかがえる記載が続いた（「市町村長申立ての必要性の検討や、受任調整等の協議の場の設置」（63件）、「行政職員や一次相談機関が法律専門職から相談、助言を得られる仕組みづくり」（38件）、「中核機関や権利擁護センター等への相談できる仕組みづくり」（25件）、「法律専門職への、市町村長申立ての必要性や、受任調整等の会議への参加依頼」（21件）等）。

■概要（高齢担当部署\_全369件）

<庁内外の体制整備、連携>

担当部署内での協議	9件
庁内外関係部署・機関との情報提供、協議（ケース検討会議の開催や、一次相談機関の会議への出席依頼を含む）	113件
市町村長申立ての必要性の検討や、受任調整等の協議の場の設置	63件
後見人等就任後の支援チームへの支援を検討する協議の場の設置	7件
地域包括支援センター等との役割分担や業務の整理、明確化	10件
中核機関や権利擁護センター等への相談ができる仕組みづくり	25件

<ツール等の作成、活用>

マニュアルやフロー図等の作成、活用	11件
情報整理シート（アセスメントシート）や様式の実用、活用	13件

<広域での取組>

要綱等の統一	9件
広域での会議や事例検討会の開催	2件

### 第3章 アンケート調査

#### <法律専門職、医療機関、家庭裁判所等との連携>

市町村長申立て担当職員や一次相談機関が法律専門職から相談、助言を得られる仕組みづくり	38件
法律専門職への、市町村長申立ての必要性や、受任調整等の会議への参加依頼	21件
医療機関への診断書作成への協力依頼	2件
家庭裁判所の手続案内の利用と必要な情報共有	4件

#### <その他の工夫>

本人の状況把握、意思確認の実施	21件
親族調査、戸籍調査（範囲を絞る、返信期限を区切る等）	15件
検討項目の整理（他法他施策の活用、他に申立てができる人がいないかを確認等）	16件
担当部署、関係部署・機関（介護事業者等を含む）への研修の実施、参加	9件
法律専門職への書類作成や親族調査の委任、委託	7件
協議会での説明、理解促進	3件

## ■主な意見（抜粋）

### <庁内外の体制整備、連携>

担当部署内での協議	9件
庁内外関係部署・機関との情報提供、協議（ケース検討会議の開催や、一次相談機関の会議への出席依頼を含む）	113件
市町村長申立ての必要性の検討や、受任調整等の協議の場の設置	63件
後見人等就任後の支援チームへの支援を検討する協議の場の設置	7件
地域包括支援センター等との役割分担や業務の整理、明確化	10件
中核機関や権利擁護センター等への相談ができる仕組みづくり	25件

#### ● 担当部署内での協議

- 課内で市長申立てを進めるべきかどうか検討した上で、申立て手続きを始める。地域包括支援センターや障害者支援センターが抱える虐待等を含む支援困難ケースなど、市長申立ての必要性も含め、中核機関で毎月実施している権利擁護ネットワーク会議などの会議体の場を活用し、十分に検討するなどしている。（中核市）
- 市長申立ての必要性を判断する段階で、検討が必要な案件については、課内で共有をして判断している。（中核市）
- 判断に悩む際は、担当内にて協議するなど、話し合う場を積極的に設けている。（一般市・特別区）

#### ● 庁内外関係部署・機関との情報提供、協議（ケース検討会議の開催や、一次相談機関の会議への出席依頼を含む）

- 高齢、障害など主管課から市長申立てによる成年後見制度利用の相談があった場合、主管課やケアマネジャーや地域包括支援センター等の支援者と権利擁護センターなどを含めた関係者で、カンファレンスを行ったり、本人に会いに行き、詳細な状況を確認したうえで、専門職等との協議の場に諮っている。（一般市・特別区）
- ケアマネジャー等の関係者が業務外の好意で様々な支援を行っているケースが多いため、ケース会議等で生活状況や金銭管理等の実態をよく確認し、本人の権利擁護支援と関係者の負担軽減（後見人との役割分担）を考え、積極的な後見制度の活用について検討している。（一般市・特別区）
- 親族調査の他、本人やその周辺について情報を有する者（介護サービス提供者等）に会議に参加していただき、情報共有している。（一般市・特別区）
- 地域包括支援センター職員と役場担当課職員、外部有識者と必要性等検討を行い、申立ての協議、実施している。（町村）
- 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所など現場の職員と日頃から連携、個別ケース会議やサービス調整会議に積極的に参加し、市町村申立てが必要なケースを見逃さないように工夫している。（町村）

#### ● 市町村長申立ての必要性の検討や、受任調整等の協議の場の設置

- ・ 三士会（弁護士、司法書士、社会福祉士）メンバー参加による受任者調整会議を毎月開催し、市長申立ての要否と、適切な後見等候補者選定を行っている。（一般市・特別区）
- ・ 権利擁護支援検討会を実施し、支援者が対応に悩むケースや複雑な課題のあるケースに対し、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職を交えた場で、専門的知見や法的根拠をもとに、多角的な視点で権利擁護に関する支援方針を検討し、市町村長申立ての適切な実施につなげている。（一般市・特別区）
- ・ 係員全員と課長、担当包括職員の参集する会議体でもって様々な意見を出し合った上、首長申立ての可否を決定している。係員全員で検討する事で各職員のスキルアップにも繋がると考えている。また、推進機関である社協主催で成年後見検討支援会議が実施されている。そこで、成年後見や区長申立てに至るまでの支援方法やふさわしい職種についての助言を受けている。この会議には、首長申立てを担当する部署の職員のほか、地域包括支援センター職員等も参加し、資質の向上に努めている。（一般市・特別区）

#### ● 後見人等就任後の支援チームへの支援を検討する協議の場の設置

- ・ 後見人等選任前後の仕組みとして、地域ケア会議にて受任調整及び後見人支援を兼ねている。（一般市・特別区）
- ・ 後見人等の選任後には後見人等と本人、支援関係者が一堂に会して支援方針等について話し合う機会を設けている。後見人等による支援が開始した後でも、後見人等が対応することが難しい諸問題に対する相談や対応を行ったり、支援者間での連絡調整等を行っている。（一般市・特別区）
- ・ 申立て前と申立て後に、成年後見人やケースに関わる関係機関が集まり個別地域ケア会議を開催し、役割を明確化している。（町村）

#### ● 地域包括支援センター等との役割分担や業務の整理、明確化

- ・ 市（基幹型包括）と委託型包括の役割分担をして、迅速な申立てになる様にしている。専門性をいかして、社会福祉士が相談・申立て業務を担当している（一般市・特別区）
- ・ 迅速に対応できるよう、申立ての必要性を検討するケースワーカーに加え、申立て事務を専門に行う会計年度任用職員を配置している。（一般市・特別区）

<ツールや確認事項の活用等>

マニュアルやフロー図等の作成、活用	11件
情報整理シート（アセスメントシート）や様式の作成、活用	13件

● マニュアルやフロー図等の作成、活用

- ・ 「市町村長申立てとなる案件を多く抱えることが想定される各区の生活保護所管課（生活支援課）と市町村長申立てを行う各区の高齢・障害支援課との連携について、毎年年度初めにフロー図などを用いて説明、研修を行っている。（指定都市）
- ・ マニュアルを作成し、事務処理の共通化を図っている。（一般市・特別区）

● 情報整理シート（アセスメントシート）や様式の作成、活用

- ・ 市長申立ての事務を進めるかどうか判断する前に、地域包括支援センターから必要な情報を利用検討シートという形で市へ提出してもらい、その上でグループの職員全員で協議して必要性について検討している。全員で毎回共有することで、偏った判断にならないよう工夫している。（一般市・特別区）
- ・ 「市町村長申立検討依頼書」というものを作成し支援者（地域包括支援センター、介護支援事業所、医療機関等）から提出してもらっており、市町村長申立てを検討する際のケース概要把握や、申立てを行うことになった場合の申立書類作成に活用している。（一般市・特別区）
- ・ 地域包括支援センターからの申立依頼については、書式（親族調査依頼書、実態把握調査票、首長申立依頼書 等）を活用。（町村）

### 第3章 アンケート調査

#### <法律専門職、医療機関、家庭裁判所等との連携>

市町村長申立て担当職員や一次相談機関が法律専門職から相談、助言を得られる仕組みづくり	38件
法律専門職への、市町村長申立ての必要性や、受任調整等の会議への参加依頼	21件
医療機関への診断書作成への協力依頼	2件
家庭裁判所の手続案内の利用と必要な情報共有	4件

#### ● 市町村長申立て担当職員や一次相談機関が法律専門職から相談、助言を得られる仕組みづくり

- ・ 担当者レベルで制度の必要性、申立て方法について協議を行い、担当者間で協議した結果をもとに専門職に相談するという体制をとっていることで、専門職の方から的確に助言を得られるようにしている。（一般市・特別区）
- ・ ケースによっては、法テラスや弁護士に相談し、法的視点から助言を受けるようにしている。（町村）
- ・ 市町村長申立ての判断に迷う場合、県の権利擁護専門職派遣事業を利用し、判断をする。（町村）
- ・ 判断に迷うことがあれば管轄の家庭裁判所や法テラス、その他司法専門職へ相談している。（町村）

#### ● 医療機関への診断書作成への協力依頼

- ・ 特に主治医がいない方については、診断書の作成をスムーズに行うため、認知症初期集中支援チームの認知症サポート医と連携している。（一般市・特別区）

#### ● 家庭裁判所の手続案内の利用と必要な情報共有

- ・ 申立に際し、不明な点等あれば、管轄の家庭裁判所へ随時相談している。（中核市、町村）
- ・ 事前に申立て手続きがスムーズに進むよう、家庭裁判所にも連絡、報告を行っている。（町村）

## ＜その他の工夫＞

本人の状況把握、意思確認の実施	21件
親族調査、戸籍調査（範囲を絞る、返信期限を区切る等）	15件
検討項目の整理（他法他施策の活用、他に申立てができる人がいないかを確認等）	16件
担当部署、関係部署・機関（介護事業者等を含む）への研修の実施、参加	9件
法律専門職への書類作成や親族調査の委任、委託	7件
協議会での説明、理解促進	3件

## ● 親族調査、戸籍調査（範囲を絞る、返信期限を区切る等）

- ・ 親族への意思確認の際には、わかりやすい「成年後見制度のパンフレット」も同封している。また、親族への通知は書留郵便とし、通知の中に回答期限を設け、その期限までに提出がないときは手続きを進める旨の表示をしている。（一般市・特別区）
- ・ 2親等以内親族に対して、市長申立に対する意思の確認をする書類を、配達証明郵便で送付し、受け取り後2週間以内に何らかの返信がない場合は、申立てに踏み切るようにしている。（一般市・特別区）

## ● 担当部署、関係部署・機関（介護事業者等を含む）への研修の実施、参加

- ・ 社会福祉士などの権利擁護担当者のみが申立の実務を行うのではなく、担当内の他専門職も地区担当として、担当ケースに関する権利擁護の視点を持てるよう、市長申立業務も担っている。（一般市・特別区）
- ・ 居宅介護支援事業所や民生委員などに成年後見制度にかかる講習会を実施し、制度の周知を行っている。（一般市・特別区）

## ● 法律専門職への書類作成や親族調査の委任、委託

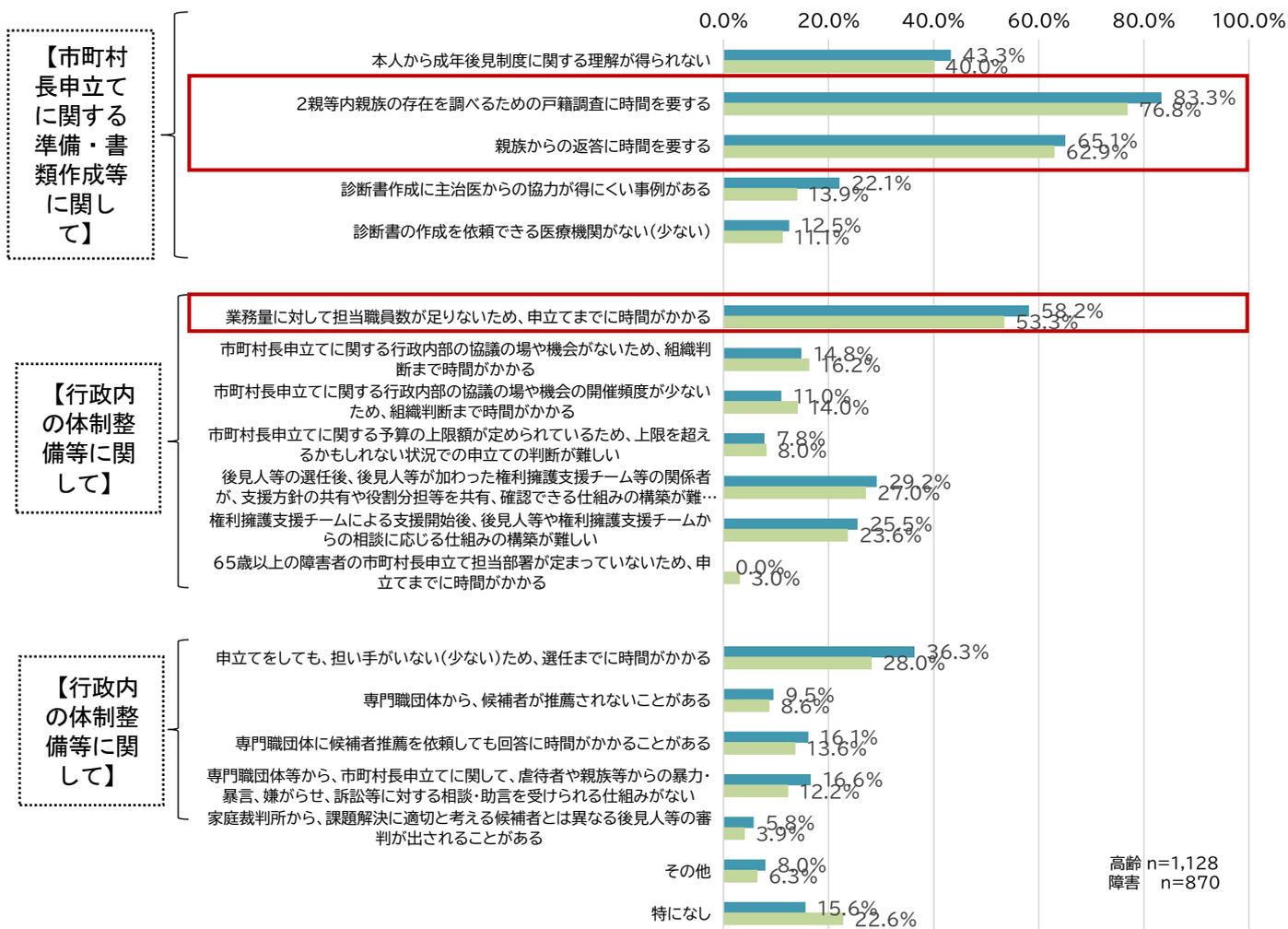
- ・ 親族調査を除く書類の作成を専門職である司法書士等へ委託している。（一般市・特別区）
- ・ 成年後見市長申立に関する要件判定、審判請求に関する書類の作成等を弁護士に委託している。（一般市・特別区）

### 第3章 アンケート調査

#### (3) 市町村長申立てに関する課題

- 市町村長申立てに関する課題として「戸籍調査に時間を要する」と回答した市町村は83.3%[76.8%]で約8割を占めている。
- 書類作成に関して「親族からの返答に時間を要する」と回答した市町村は65.1%[62.9%]、「業務量に対して担当職員数が足りないため、申立てまでに時間がかかる」と回答した市町村は58.2%[53.3%]が続いている。
- 自治体区分別にみると、人口規模が大きくなるほど「診断書の作成」や「専門職団体からの候補者推薦」等、外部との調整が必要となる課題の回答割合が高くなっている。一方、人口規模が小さくなるほど、後見人等就任後の「権利擁護支援チーム」に関する回答割合が高くなっている。
- 市町村長申立て件数の有無別（令和3年度）（高齢者担当部署）にみると、申立て件数ありの市町村の回答割合が高い項目は、市町長申立ての手続きを先に進めるにあたって直面する課題であった（「戸籍調査に時間を要する」等）。
- 一方、申立て件数なしの市町村の回答割合が高いのは、市町村長申立てを進める以前の、庁内の組織体制が不十分であるという課題である（「市町村長申立てに関する行政内部の協議の場や機会がないため、組織判断まで時間がかかる」）。

【市町村長申立てに関する課題（複数回答）】



【自治体区分別×市町村長申立てに関する課題（高齢者担当部署）】

※「指定都市」「中核市」は回答数が少ないため、参考値として掲載。

※赤枠は、人口規模が大きくなるほど回答割合が高い項目

※オレンジ色枠は、人口規模が小さくなるほど回答割合が高い項目

	回答自治体数	【市町村長申立てに関する準備・書類作成等に関して】				
		1	2	3	4	5
		本人から成年後見制度に関する理解が得られない	2親等内親族の存在を調べるための戸籍調査に時間を要する	親族からの返答に時間を要する	診断書作成に主治医からの協力が得にくい事例がある	診断書の作成を依頼できる医療機関がない(少ない)
01指定都市	13 100.0%	9 69.2%	12 92.3%	8 61.5%	8 61.5%	6 46.2%
02中核市	57 100.0%	24 42.1%	52 91.2%	33 57.9%	19 33.3%	6 10.5%
03市・特別区	569 100.0%	245 43.1%	525 92.3%	396 69.6%	146 25.7%	69 12.1%
04町村	489 100.0%	210 42.9%	351 71.8%	297 60.7%	76 15.5%	60 12.3%
合計	1,128 100.0%	488 43.3%	940 83.3%	734 65.1%	249 22.1%	141 12.5%

	回答自治体数	【行政内の体制整備等に関して】					
		6	7	8	9	10	11
		業務量に対して担当職員数が足りないため、申立てまでに時間がかかる	市町村長申立てに関する行政内部の協議の場や機会がないため、組織判断まで時間がかかる	市町村長申立てに関する行政内部の協議の場や機会の開催頻度が少ないため、組織判断まで時間がかかる	市町村長申立てに関する予算の上限額が定められているため、上限を超えるかもしれない状況での申立ての判断が難しい	後見人等の選任後、後見人等が加わった権利擁護支援チーム等の関係者が、支援方針の共有や役割分担等を共有、確認できる仕組みの構築が難しい	権利擁護支援チームによる支援開始後、後見人等や権利擁護支援チームからの相談に応じる仕組みの構築が難しい
01指定都市	13 100.0%	2 15.4%	1 7.7%	1 7.7%	4 30.8%	1 7.7%	1 7.7%
02中核市	57 100.0%	1 1.8%	5 8.8%	0 0.0%	17 29.8%	12 21.1%	12 21.1%
03市・特別区	569 100.0%	61 10.7%	50 8.8%	37 6.5%	170 29.9%	163 28.6%	163 28.6%
04町村	489 100.0%	103 21.1%	68 13.9%	50 10.2%	138 28.2%	112 22.9%	112 22.9%
合計	1,128 100.0%	167 14.8%	124 11.0%	88 7.8%	329 29.2%	288 25.5%	288 25.5%

	回答自治体数	【外部との連携に関して】						
		12	13	14	15	16	17	18
		申立てをしても、担い手がいない(少ない)ため、選任までに時間がかかる	専門職団体から、候補者が推薦されないことがある	専門職団体に候補者推薦を依頼しても回答に時間がかかることがある	専門職団体等から、市町村長申立てに関して、虐待者や親族等からの暴力・暴言、嫌がらせ、訴訟等に対する相談・助言を受けられる仕組みがない	家庭裁判所から、課題解決に適切と考える候補者とは異なる後見人等の審判が出されることがある	その他	特になし
01指定都市	13 100.0%	4 30.8%	5 38.5%	6 46.2%	2 15.4%	0 0.0%	1 7.7%	2 15.4%
02中核市	57 100.0%	18 31.6%	8 14.0%	18 31.6%	11 19.3%	3 5.3%	2 3.5%	5 8.8%
03市・特別区	569 100.0%	228 40.1%	69 12.1%	117 20.6%	105 18.5%	42 7.4%	35 6.2%	68 12.0%
04町村	489 100.0%	160 32.7%	25 5.1%	41 8.4%	69 14.1%	20 4.1%	44 9.0%	101 20.7%
合計	1,128 100.0%	410 36.3%	107 9.5%	182 16.1%	187 16.6%	65 5.8%	82 7.3%	176 15.6%

第3章 アンケート調査

【市町村長申立て件数の有無別（令和3年度）×市町村長申立てに関する課題（高齢者担当部署）】

※赤枠は、申立て件数ありの市町村と申立て件数なしの市町村間で10ポイント以上差があった項目（申立て件数ありの市町村の回答割合が高い。）

※緑枠は、申立て件数ありの市町村と申立て件数なしの市町村間で10ポイント以上差があった項目（申立て件数なしの市町村の回答割合が高い。）

	回答自治体数	【市町村長申立てに関する準備・書類作成等に関して】				
		1	2	3	4	5
		本人から成年後見制度に関する理解が得られない	2親等内親族の存在を調べるための戸籍調査に時間を要する	親族からの返答に時間を要する	診断書作成に主治医からの協力が得にくい事例がある	診断書の作成を依頼できる医療機関がない(少ない)
市町村長申立件数あり	780 100.0%	331 42.4%	697 89.4%	522 66.9%	207 26.5%	100 12.8%
市町村長申立件数なし	348 100.0%	157 45.1%	243 69.8%	212 60.9%	42 12.1%	41 11.8%
合計	1,128 100.0%	488 43.3%	940 83.3%	734 65.1%	249 22.1%	141 12.5%

19.6ポイント差

14.4ポイント差

	回答自治体数	【行政内の体制整備等に関して】					
		6	7	8	9	10	11
		業務量に対して担当職員数が足りないため、申立てまでに時間がかかる	市町村長申立てに関する行政内部の協議の場や機会がないため、組織判断まで時間がかかる	市町村長申立てに関する行政内部の協議の場や機会の開催頻度が少ないため、組織判断まで時間がかかる	市町村長申立てに関する予算の上限額が定められているため、上限を超えるかもしれない状況での申立ての判断が難しい	後見人等の選任後、後見人等が加わった権利擁護支援チーム等の関係者が、支援方針の共有や役割分担等を共有、確認できる仕組みの構築が難しい	権利擁護支援チームによる支援開始後、後見人等や権利擁護支援チームからの相談に応じる仕組みの構築が難しい
市町村長申立件数あり	780 100.0%	445 57.1%	78 10.0%	62 7.9%	51 6.5%	237 30.4%	214 27.4%
市町村長申立件数なし	348 100.0%	211 60.6%	89 25.6%	62 17.8%	37 10.6%	92 26.4%	74 21.3%
合計	1,128 100.0%	656 58.2%	167 14.8%	124 11.0%	88 7.8%	329 29.2%	288 25.5%

14.6ポイント差

15.6ポイント差

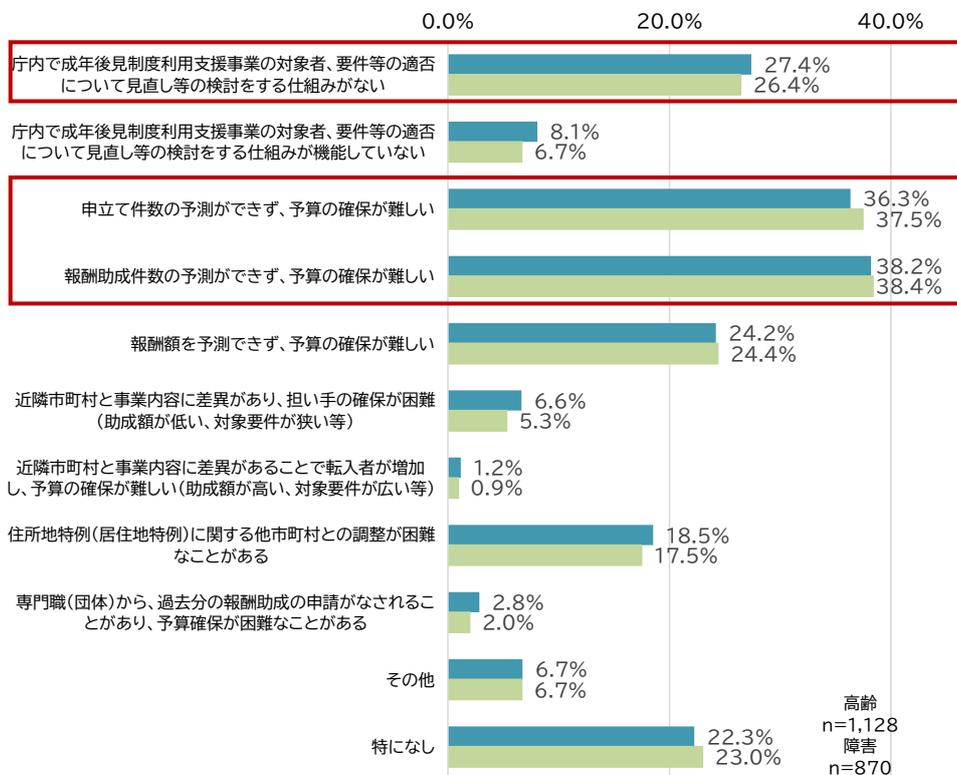
9.9ポイント差

	回答自治体数	【外部との連携に関して】						
		12	13	14	15	16	17	18
		申立てをしても、担い手がいない(少ない)ため、選任までに時間がかかる	専門職団体から、候補者が推薦されないことがある	専門職団体に候補者推薦を依頼しても回答に時間がかかることがある	専門職団体等から、市町村長申立てに関して、虐待者や親族等からの暴力・暴言、嫌がらせ、訴訟等に対する相談・助言を受けられる仕組みがない	家庭裁判所から、課題解決に適切と考える候補者とは異なる後見人等の審判が出されることがある	その他	特になし
市町村長申立件数あり	780 100.0%	304 39.0%	93 11.9%	161 20.6%	145 18.6%	54 6.9%	53 6.8%	97 12.4%
市町村長申立件数なし	348 100.0%	106 30.5%	14 4.0%	21 6.0%	42 12.1%	11 3.2%	29 8.3%	79 22.7%
合計	1,128 100.0%	410 36.3%	107 9.5%	182 16.1%	187 16.6%	65 5.8%	82 7.3%	176 15.6%

(4) 成年後見制度利用支援事業に関する課題

- ・ 成年後見制度利用支援事業に関する課題として「報酬助成件数」や「申立て助成件数」の予測ができず、予算の確保が難しいと回答した市町村は36.3%[37.5%]以上あった。
- ・ また、「庁内で成年後見制度利用支援事業の対象者、要件等の適否について見直し等の検討をする仕組みがない」と回答した市町村は27.4%[26.4%]と続いている。
- ・ 自治体区別にみると、人口規模が大きくなるほど「報酬助成件数の予測ができないこと」や「住所地特例（居住地特例）に関する他市町村との調整」等、担当部署や組織内では解決できない課題に関する回答割合が高くなっている。一方、人口規模が小さくなるほど、組織的に取り組む必要のある課題（「庁内で成年後見制度利用支援事業の対象者、要件等の適否について見直し等の検討をする仕組みがない」）に関する回答割合が高くなっている。
- ・ 市町村長申立て件数の有無別（令和3年度）（高齢者担当部署）にみると、申立て件数ありの市町村の回答割合が高い項目は、前述（2）と同じく、成年後見制度の利用を進めるにあたり直面する課題である（「報酬助成件数の予測」、「住所地特例（居住地特例）に関する調整」等）。
- ・ 一方、申立て件数なしの市町村の回答割合が高いのは、市町村長申立てを進める以前の、庁内の組織体制が不十分であるという課題である（「庁内で成年後見制度利用支援事業の対象者、要件等の適否について見直し等の検討をする仕組みがない」）。

【成年後見制度利用支援事業に関する課題（複数回答）】



第3章 アンケート調査

【自治体区分別×市町村長申立てに関する課題（高齢者担当部署）】

※「指定都市」「中核市」は回答数が少ないため、参考値として掲載。

※赤枠は、人口規模が大きくなるほど回答割合が高い項目

※オレンジ色枠は、人口規模が小さくなるほど回答割合が高い項目

	回答自治体数	庁内で成年後見制度利用支援事業の対象者、要件等の適否について見直し等の検討をする仕組みがない	庁内で成年後見制度利用支援事業の対象者、要件等の適否について見直し等の検討をする仕組みが機能していない	申立て件数の予測ができません、予算の確保が難しい	報酬助成件数の予測ができません、予算の確保が難しい	報酬額を予測できません、予算の確保が難しい
01指定都市	13 100.0%	0 0.0%	1 7.7%	7 53.8%	10 76.9%	6 46.2%
02中核市	57 100.0%	8 14.0%	2 3.5%	20 35.1%	33 57.9%	19 33.3%
03市・特別区	569 100.0%	149 26.2%	34 6.0%	233 40.9%	245 43.1%	145 25.5%
04町村	489 100.0%	152 31.1%	54 11.0%	150 30.7%	143 29.2%	103 21.1%
合計	1,128 100.0%	309 27.4%	91 8.1%	410 36.3%	431 38.2%	273 24.2%

	回答自治体数	近隣市町村と事業内容に差異があり、担い手の確保が困難(助成額が低い、対象要件が狭い等)	近隣市町村と事業内容に差異があることで転入者が増加し、予算の確保が難しい(助成額が高い、対象要件が広い等)	住所地特例(居住地特例)に関する他市町村との調整が困難なことがある	専門職(団体)から、過去の報酬助成の申請がなされることがあり、予算確保が困難なことがある	その他	特になし
01指定都市	13 100.0%	3 23.1%	1 7.7%	7 53.8%	1 7.7%	2 15.4%	0 0.0%
02中核市	57 100.0%	2 3.5%	3 5.3%	14 24.6%	5 8.8%	9 15.8%	4 7.0%
03市・特別区	569 100.0%	39 6.9%	5 0.9%	116 20.4%	20 3.5%	35 6.2%	109 19.2%
04町村	489 100.0%	31 6.3%	4 0.8%	72 14.7%	6 1.2%	30 6.1%	138 28.2%
合計	1,128 100.0%	75 6.6%	13 1.2%	209 18.5%	32 2.8%	76 6.7%	251 22.3%

【市町村長申立て件数の有無別（令和3年度）×市町村長申立てに関する課題  
（高齢者担当部署）】

※赤枠は、申立て件数ありの市町村と申立て件数なしの市町村間で10ポイント以上差があった項目（申立て件数ありの市町村の回答割合が高い。）

※緑枠は、申立て件数ありの市町村と申立て件数なしの市町村間で10ポイント以上差があった項目（申立て件数なしの市町村の回答割合が高い。）

	回答自治体数	庁内で成年後見制度利用支援事業の対象者、要件等の適否について見直し等の検討をする仕組みがない	庁内で成年後見制度利用支援事業の対象者、要件等の適否について見直し等の検討をする仕組みが機能していない	申立て件数の予測ができず、予算の確保が難しい	報酬助成件数の予測ができず、予算の確保が難しい	報酬額を予測できず、予算の確保が難しい
市町村長申立件数あり	780 100.0%	190 24.4%	50 6.4%	294 37.7%	323 41.4%	198 25.4%
市町村長申立件数なし	348 100.0%	119 34.2%	41 11.8%	116 33.3%	108 31.0%	75 21.6%
合計	1,128 100.0%	309 27.4%	91 8.1%	410 36.3%	431 38.2%	273 24.2%

9.8ポイント差

10.4ポイント差

	回答自治体数	近隣市町村と事業内容に差異があり、担い手の確保が困難（助成額が低い、対象要件が狭い等）	近隣市町村と事業内容に差異があることで転入者が増加し、予算の確保が難しい（助成額が高い、対象要件が広い等）	住所地特例（居住地特例）に関する他市町村との調整が困難なことがある	専門職（団体）から、過去分の報酬助成の申請がなされることがあり、予算確保が困難なことがある	その他	特になし
市町村長申立件数あり	780 100.0%	51 6.5%	11 1.4%	165 21.2%	26 3.3%	55 7.1%	164 21.0%
市町村長申立件数なし	348 100.0%	24 6.9%	2 0.6%	44 12.6%	6 1.7%	21 6.0%	87 25.0%
合計	1,128 100.0%	75 6.6%	13 1.2%	209 18.5%	32 2.8%	76 6.7%	251 22.3%

8.6ポイント差

### 第3章 アンケート調査

#### (5) 全国的な市町村長申立ての適切な実施、成年後見制度利用支援事業の推進に向けて（自由回答）

- ・ 回答（全 465 件）を整理すると「庁内外の体制整備、連携」、「都道府県への期待（市町村に対する支援）」、「専門職（団体）、医療機関、家庭裁判所等との連携」、「市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業に関して」、「成年後見制度に関して」、「その他の工夫」に整理された。
- ・ 最も回答が多かったのは「市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業に関して」で、一連の内容からは、多くの市町村が、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業も含めた全国的な権利擁護支援体制の整備を進めることの重要性を指摘していることがうかがえる。

#### ■概要（高齢担当部署\_全 465 件）

##### <庁内外の体制整備、取組>

職員不足、業務負担、職員の知識不足	28 件
ニーズの把握	6 件
受任者調整、受任後を見据えた支援体制（支援チーム）の構築	4 件

##### <都道府県への期待（市町村に対する支援）>

担い手不足、確保	38 件
中核機関等の整備、運用に関する支援	6 件
広域での中核機関等の体制整備に向けた取組支援	10 件
専門職やアドバイザー等、行政職員への助言等ができる機関等の整備、人材の配置、近隣市町村との関係構築	12 件
研修の実施	6 件
好事例紹介	10 件
市町村間の意見交換の機会の設定	3 件

## ＜専門職（団体）、医療機関、家庭裁判所等との連携＞

専門職（団体）との関係構築	10件
家庭裁判所との連携	7件
医療機関の理解、診断書作成や鑑定の実施（特に診断書の作成）	7件

## ＜市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業に関して＞

市町村長申立てに関する統一的な基準、要綱やマニュアルの提示	59件
成年後見制度利用支援事業（財源確保、市町村の財源負担の軽減）	41件
成年後見制度利用支援事業（基準、要件の整理が難しい、他市町村との調整が必要）	14件
成年後見制度利用支援事業に関する統一的な要件、報酬額等に関する考え方の提示	101件
成年後見制度利用支援事業（補助金等の整理、地域支援事業の必須事業化、地域支援事業とは別の事業として整備）	11件
生活保護受給者、低所得者を支援する後見人等への報酬の取り扱い	7件
施設や病院等のある（多い）市町村への配慮、調整	4件

## ＜成年後見制度に関して＞

申立て手続き（事務、書類、親族調査等）の簡略化、整理	31件
報酬基準の明確化、無報酬事案への対応	9件
申立て～審判確定までの期間短縮	4件
後見人等の交代や限定後見等の仕組みの整備	10件

※「成年後見制度に関して」、「その他」の意見掲載は省略。

## ＜その他＞

周知・広報、相談窓口の整備（住民向け）	20件
周知・広報、相談窓口の整備（相談支援機関向け）	4件

■主な意見（抜粋）

<庁内外の体制整備、取組>

職員不足、業務負担、職員の知識不足	28件
ニーズの把握	6件
受任者調整、受任後を見据えた支援体制（支援チーム）の構築	4件

● 職員不足、業務負担、職員の知識不足

- ・ 市町村長申立てについては事務量が多いうえに、親族調査にも時間を要する。通常業務と並行して進めていくことに負担がある。（一般市・特別区）
- ・ 小規模な自治体では、社会資源や担当職員のノウハウも乏しく、他業務との兼務の中で体制整備に苦慮している。（町村）

● ニーズの把握

- ・ 市町村長申立て以外の者にも報酬助成を拡充したいが、対象者の把握や予算の確保が難しいといった課題があり、調整が難航している。（一般市・特別区）
- ・ 独居高齢者や身寄りのない方、様々な事情で家族からの支援が受けられない方が増加している今日、福祉関係者や本人・家族からの相談を待っているのではなく、行政側が地域へアウトリーチし、積極的な町長申立てを行えるような体制づくりが必須であると日々の業務から痛感している。自治体の規模にもよると思うが、継続的支援ができるよう、極力異動がない福祉専門職の配置や増員が必要だと思う。（町村）

● 受任者調整、受任後を見据えた支援体制（支援チーム）の構築

- ・ 高齢者虐待や複合的な課題を抱えたケースについては、後見人等を含めた権利擁護支援チームの継続的な支援が必要と感じる場面がある。一つのケースに複数の機関が関わり包括的に支援をすることはあるが、チームとして継続的に関わることは難しいと感じている。（中核市）
- ・ 利用促進を進めたい一方、制度利用者数が多くなればなるほど、報酬助成件数が多くなり、予算（上限超過分、市町村負担分）を圧迫する。また、支援チームへの継続的な支援など、担当部署の業務量が非常に大きくなり、普及啓発や体制整備に手が回らない状況である。（町村）

## ＜都道府県への期待（市町村に対する支援）＞

担い手不足、確保	38件
中核機関等の整備、運用に関する支援	6件
広域での中核機関等の体制整備に向けた取組支援	10件
専門職やアドバイザー等、行政職員への助言等ができる機関等の整備、人材の配置、近隣市町村との関係構築	12件
研修の実施	6件
好事例紹介	10件
市町村間の意見交換の機会の設定	3件

## ● 担い手不足、確保

- ・ 資産が少なく、低収入の方については報酬の確保が難しく、受け手がいない。後見人等の選任までに時間がかかっている。（一般市・特別区）
- ・ 市町村長申立てを適切に実施するためには後見人等の担い手を増やす必要があり、市民後見人等の育成を推進することが急務であるが、実情、市民後見人の育成には後見等の業務を行わない中核機関の支援だけでは足りず、後見等の業務を実際に実施する法人後見受任団体からの支援が必要である。しかし、地方の市町村では法人後見を受任する法人がないことも多々あることから、法人後見を受任する団体への支援（研修費への支援ではなく、人件費の支援）が必要であると感じる。（町村）
- ・ 申立てを支援することではなく、受任者を増やすことにもっとフォーカスすべきかと思う。また、無報酬だからといって市民後見人を増やすことで後見人の不足を補おうとしている現状を何とかすべきかと思う。（町村）
- ・ 当地域では専門職後見人が受けられる上限に近づいており、今後依頼しても時間が掛かったり、断られることを懸念している。法人後見や市民後見人といった選択肢も考えられるが、第三者による金銭搾取等、まずは専門職に繋がなければならないケースが多く、専門職をいかに増やすかということが喫緊の課題である。（町村）

## ● 中核機関等の整備、運用に関する支援

- ・ 中核機関立ち上げ後も維持・充実に相当の財政負担があることから、国や都道府県における補助金等の更なる充実が必要である。（指定都市）
- ・ 市長申立てや利用支援事業の推進だけではなく、地域連携ネットワークや中核機関の設置等を含めて考える問題であり、自治体への補助金等の助成がなければ進まないと思う。（一般市・特別区）

#### ● 広域での中核機関等の体制整備に向けた取組支援

- ・ 成年後見制度に関する体制整備については、対象者も少なく専門性が高い内容であり、小規模の行政より県等の広域での体制整備が有効だと考える。体制整備については県の役割、実施内容の検討をお願いしたい。（一般市・特別区）
- ・ 人口規模が小さく、成年後見の相談や申立件数も少ない自治体では、中核機関を新たに設置することが難しい。社会福祉協議会への委託も同様で、単独で法人後見を進めることも困難。基幹社協が中心に広域的に取り組めるよう相談したいが、検討する機会がないままに数年経過している。中核機関・権利擁護センターの広域設置について県が市町村間の調整役として働きかけていただきたい。（町村）
- ・ 中核機関立ち上げに関して、小規模自治体はマンパワー不足の現状があるため、取り組みたいと思ってもなかなかできない。他市町と連携し、広域圏域で中核機関も検討したいところだが、話し合いの場がないため頓挫している。（町村）

#### ● 専門職やアドバイザー等、行政職員への助言等ができる機関等の整備、人材の配置、近隣市町村との関係構築

- ・ 小さな市町村では申立て件数が少なく、人事異動により、いくら多くの研修を重ねても数年で異動するため、業務を適正に引き継ぐのは難しい状況である。中核機関への整備も国や県が中心になり進めていただきたい。中核機関等に専門職を配置し、市町村からの相談業務や申立て業務を専門に行ってほしいと考える。（町村）
- ・ 市町村長申立ては所謂「研修」で覚えられる類のものではなく、実務を経験する過程で身につくものであると考える。例えば現在のアドバイザーの配置よりもより小範囲、各家庭裁判所の支部管轄の市町村単位で、申立て実績が比較的多い市町村をアドバイザーのような形で位置づけ、申立て実績がないもしくは少ない自治体の職員が市町村長申立て案件に当たった際には、実務について相談できる体制を整備することのほうが重要であると考え。（町村）

#### ● 研修の実施

- ・ 自治体の権利擁護支援の体制を強化するため、今後も継続的な研修の機会を期待したい。（一般市・特別区）
- ・ 市町村長申立ての適切な実施、成年後見制度利用支援事業の推進には、利用者に制度を紹介する関係機関の職員の事業への理解が不可欠であり、特に異動により毎年職員が替わる機関では、スキルアップのための職員研修等が求められる。（町村）
- ・ 支援者が申立ての必要性を感じるタイミングと、本人が必要に感じるタイミングにはズレがあります（どのような申立方法にしても本人や家族には概要の説明が必要であるが、拒否が強く、無理に進めると後見人との関係に影響する可能性もある）。担当職員のスキルアップも課題と感じている。（一般市・特別区）

● 好事例紹介

- ・ 成年後見制度利用支援事業（特に本人・親族申立て費用の助成、市長申立て以外のケースや監督人への報酬助成）について、県内で取り組んでいる自治体が少ないため、すでに取り組んでいる他自治体の助成対象や助成額、予算規模等について例示いただけると、今後の事業拡大を検討するうえでありがたいと考える。（一般市・特別区）
- ・ 成年後見人等の報酬に関する支援については、今後、増加が見込まれることがあり、行政の支援だけでは限界があると考えます。期間を限定することや行政が支援する以外の方法も検討する必要があるのではないかと。国からモデルを示していただくと市町村では検討しやすい。（町村）
- ・ 本町は、市町村長申立てや報酬助成の件数も少ない。また、担当する職員のマンパワーも不足している。小規模市町村における取組みについて、好事例があれば教えて頂きたい。（町村）
- ・ 国、都道府県の研修等を通じて、市町村長申立てに係る好事例等の提供があると良い。（町村）

### 第3章 アンケート調査

#### <専門職（団体）、医療機関、家庭裁判所等との連携>

専門職（団体）との関係構築	10件
家庭裁判所との連携	7件
医療機関の理解（特に診断書の作成）	7件

#### ● 専門職（団体）との関係構築

- 外部関係機関や外部専門職等を協議会等を含めることで、制度利用の必要性、妥当性、ほかの手段等をより慎重に審議することが出来るため、対象者の尊厳をより深めることになると思う。また、支援チームが親族等とコミュニケーションを図る機会等を適宜設けることで、支援のギャップを感じるものが減り、よりメリットを実感できる仕組みに近づくとします。（一般市・特別区）

#### ● 家庭裁判所との連携

- 申立てが必要と思われるケースは、年々増加しており、要否検討等も行っているが、担い手の不足や、今後は親族関係や身寄り無し等の問題で、さらに件数が増えていくことを考えると、対応可能か懸念されます。市民後見人の単独受任がスムーズになされるよう、家庭裁判所との連携が必要と思われる。（一般市・特別区）
- 家庭裁判所と自治体（都道府県レベルでも、広域でもなく、自治体ごと）との定期的な意見交換が必要と考える。自治体ごとに抱えている課題が異なるためである。急を要する案件のときの相談や対応状況の共有等、定期的な情報共有により、事務効率化はもとより、制度を必要としている人をスムーズに繋げていけると思う。（一般市・特別区）

#### ● 医療機関の理解、診断書作成や鑑定の実施

- 市長申立ての対象者は、診断書交付のための受診が困難な事例が多い。親族申立ての意思確認のための戸籍の取り寄せに時間を要すると、診断書が期限切れとなり、再度受診が必要となる場合もあり、申立て支援の困難さを感じる。（一般市・特別区）
- 特に知的障害者の首長申立てをする際、診断書を作成していただける医療機関が少なく、苦慮している。迅速な申立をするためにも、国や県が医療機関へ強く働きかけていただきたい。（一般市・特別区）
- 地方では、診断書を作成していただける医療機関が少ないことに加え、都市部にしか鑑定ができる医療機関がないため、費用が高額になり、申立て自体を断念することにもなりかねない事例がある。（町村）

<市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業に関して>

市町村長申立てに関する統一的な基準、要綱やマニュアルの提示	59件
成年後見制度利用支援事業（財源確保、市町村の財源負担の軽減）	41件
成年後見制度利用支援事業（基準、要件の整理が難しい、他市町村との調整が必要）	14件
成年後見制度利用支援事業に関する統一的な要件、報酬額等に関する考え方の提示	101件
成年後見制度利用支援事業（補助金等の整理、地域支援事業の必須事業化、地域支援事業とは別の事業として整備）	11件
生活保護受給者、低所得者を支援する後見人等への報酬の取り扱い	7件
施設や病院等のある（多い）市町村への配慮、調整	4件

● 市町村長申立てに関する統一的な基準、要綱やマニュアルの提示

- ・ 成年後見制度は全国どこにいても利用できる制度であるにもかかわらず、市区町村長申立てや利用支援に関する一律の取り決めがなく、自治体によって大きな差が生じている。制度を必要とする全ての人々が格差なく制度を利用できるように、統一した取り決めを設けるべきである。（指定都市）
- ・ 市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業ともに、統一の運用を図ることを希望する。統一の運用でないと、制度からこぼれ落ちる被後見人等が発生し、成年後見制度利用促進につながらないことが懸念される。（一般市・特別区）
- ・ 令和3年11月の厚労省からの通知に基づき、どの市町村が申立てをするかの整理をしても、県に相談しても解決に至っていない事例がある。全国统一の市町村成年後見制度利用支援事業マニュアルとして、申立て助成や報酬助成の金額、対象者等の細かなルールを作成し、全国统一した取り組みとする必要があると思う。（一般市・特別区）
- ・ 住所地特例等や、報酬助成の対象者の転出入の際、市町村ごとに扱いが異なると助成を受けられないことがあるので、統一すべきではないか。65歳未満の障害者手帳を有しない精神疾患の人の取扱いについて、市長申立を行う所管課が明確にならず、対応が遅れてしまう。どこが担当すべきか、根拠を明示していただければ要綱改正等行いやすくなると思う。（一般市・特別区）
- ・ 各市町村で申立ての条件や報酬補助要件（居所、住所、資産等）が異なっており、どちらでも対象とならない場合にどうするのかなど、自治体間の判断に委ねることは疑問を感じます。国で基準を決め、財政的にも支援してほしい。（町村）

#### ● 成年後見制度利用支援事業（財源確保、市町村の財源負担の軽減）

- ・ 報酬助成について、市町村の人口規模や申立て件数などにより補助率に差があるため、国には取り組みに見合った財政措置をお願いしたい。積極的に取り組む市町村の持ち出しが増え、負担が大きい。（中核市）
- ・ 市町村長申立てが適切に実施されることに伴い、成年後見制度利用支援事業の利用者数が増加することが考えられ、自治体での予算確保も困難になることが考えられるため、必要な予算の確保をお願いしたい。（中核市）
- ・ 市町村の資力の有無に関わらず、選任された成年後見人等が安心して後見活動を行うため、報酬助成にかかる適切な予算確保を検討していただきたい。（一般市・特別区、町村）

#### ● 成年後見制度利用支援事業に関する統一的な要件、報酬額等に関する考え方の提示

- ・ 各市町村間の要綱は依然不均衡が存在することから、まずは市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進において、市町村間で格差が生じない均一的な負担を可能とする国による十分な財政措置と、均一的な要綱を設置する仕組みが必要だと思う。（中核市）
- ・ 各自治体で成年後見制度利用支援事業について要綱を設定しており、対象要件や算定方法等が異なる。要綱が異なることによって、本人が関係する自治体に補助申請ができない場合があるため、各自治体の要綱が統一できるように地域支援事業交付要綱において対象要件等を定めてほしい。（中核市）
- ・ 成年後見制度利用支援事業の申立て費用や報酬助成の対象者拡充といっても、対外的に説明できるようにするために、結局は生活保護基準に準じたものとなり、検討するのが難しいと感じている。全国どの地域でも同じように利用支援事業を実施するためにも、国などで助成する基準を示していただけると、各市町村で検討しやすいと思う。（一般市・特別区）
- ・ 成年後見制度利用支援事業については、対象者や助成金額等を全国一律にし、転出転入後、どこの市町村においても同一の支援が受けられるよう統一してほしい。（町村）
- ・ 第二期基本計画のKPIでは「広く低所得者を含めること…」との記載があるが、具体的な数値基準（例えば、年収100万円以下とか住民税非課税等）を明確にしてほしい。（町村）

● 成年後見制度利用支援事業（補助金等の整理、地域支援事業の必須事業化、地域支援事業とは別の事業として整備）

- ・ 制度に関連する補助金等は種類が多岐にわたり、非常に利用しづらいものとなっている。制度利用促進の観点からも、成年後見制度に関する補助金等を可能な限り一本化し、利用しやすいものとする必要がある。（指定都市）
- ・ 成年後見制度利用支援事業は地域支援事業の任意事業に組み込まれているが、促進にあたって、今後、事業の構成や国庫負担の見直しが必要と思う。（一般市・特別区、町村）
- ・ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業のように必須事業としたほうがよい。介護保険法に基づく任意事業の場合、上限額との絡みもあるため、介護保険の地域支援事業ではなく、別の事業として位置づけしてほしい。（一般市・特別区）
- ・ 報酬助成予算を地域支援事業の任意ではなく、別途予算化してもらいたい。（中核市）
- ・ 後見等報酬や申立て費用の助成費用について、地域支援事業を財源とするのではなく、新たな枠組みを考え、全国一律の対応することが必要と考える。（一般市・特別区）

● 施設や病院等のある（多い）市町村への配慮、調整

- ・ 長期入院者の申立てについても、住所地特例同様前住所地の行政が申立てを行うことが望ましい。精神科病院や療養型病院に住所を移されることで、病院所在地の負担が大きくなっている。（一般市・特別区）
- ・ 高齢者施設や精神科病院等、施設や病院が多くある自治体に負担が集中しないような仕組みが必要ではないか。（一般市・特別区）
- ・ 当自治体には精神科病院が複数あり、親族からの支援が乏しく、成年後見制度の利用相談が増えており、精神科病院のある市町村では報酬助成の負担がより多く生じる。地域によって報酬助成制度が異なることで、権利擁護の必要な方及び後見人等に不利益が生じないよう、国からの財政支援が必要と考える。（町村）

<その他>

周知・広報、相談窓口の整備（住民向け）	20件
周知・広報、相談窓口の整備（相談支援機関向け）	4件

● 周知・広報、相談窓口の整備（住民向け）

- ・ 最近では身寄りのない高齢者も多く、成年後見制度は必要な制度だと思われるが、将来のことを親族間で考え、早め早めに動くことが必要だと思われるため、成年後見制度とは関係ないが、早い段階から親族間で将来のことを考えるための啓発活動が必要だと思われる。（一般市・特別区、町村）
- ・ 鑑定料を必ず払わなくてはならないと考えている方や、成年後見制度を自分の代わりに金銭管理を行ってくれる人と考えている方が多い。成年後見制度についてももう少し丁寧な周知、説明が必要と考える。（一般市・特別区）
- ・ 権利擁護に関する広報・相談を継続し、各関係機関や町内会等の地域住民から必要な情報を吸い上げることで、成年後見制度の推進が図られると考える。（町村）

● 周知・広報、相談窓口の整備（相談支援機関向け）

- ・ 市民や病院、介護施設など、多くの方に正しい知識を身に付けてもらえるような機会をより多く設ける必要があると考える。（一般市・特別区、町村）
- ・ 支援者が申立ての必要性を感じるタイミングと、本人が必要に感じるタイミングにはズレがある（どのような申立方法にしても本人や家族には概要の説明が必要であるが、拒否が強く、無理に進めると後見人との関係に影響する可能性もある）。担当職員のスキルアップも課題と考える。（一般市・特別区）（再掲）

2-1-6. 市町村間の調整事例

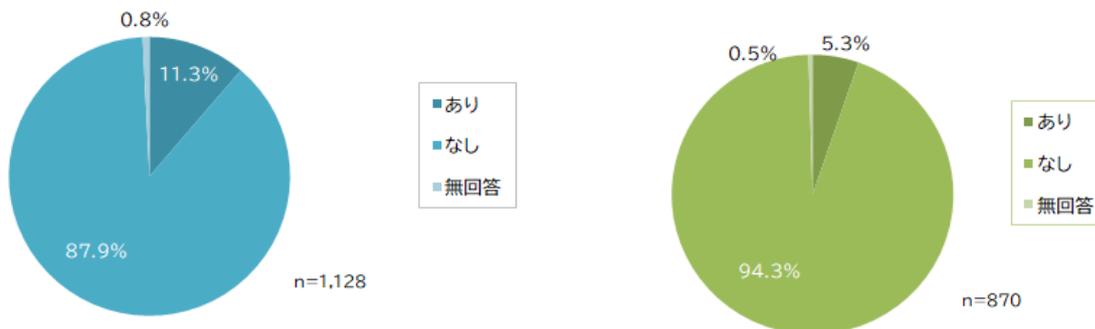
(1) 市町村長申立て

- ・ 令和3年度において、いずれの市町村が申立てを行うか複数の自治体間で調整を要した事例があったと回答した市町村は11.3% [5.3%]であった。
- ・ 上記のうち、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について（R3. 11. 26 通知）」を活用して調整できた事例は70.1% [63.0%]。
- ・ 一方で、通知を活用しようとしたところ、実施対象市町村の要綱では、要件の定めにより事業の実施対象外とされたために調整ができなかった事例もあった。
- ・ 市町村長申立の対象者として、住所地特例対象施設の入所者を対象としていない市町村は、22.9% [18.7%]あった。
- ・ また、他市町村に所在する病院に長期入院している者等については、32.7% [32.5%]の市町村は対象外としていた。

高齢者担当部署

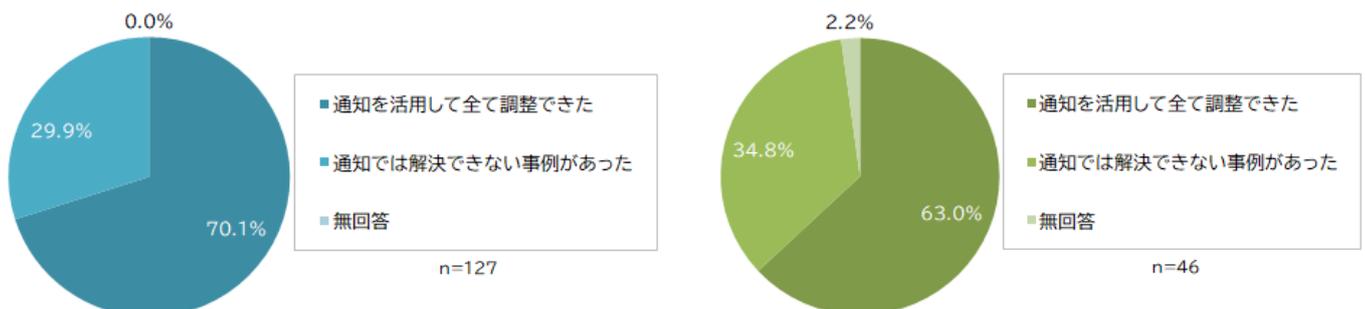
障害者担当部署

【令和3年度において、複数の市町村間で調整を要した事例の有無（市町村長申立て）】



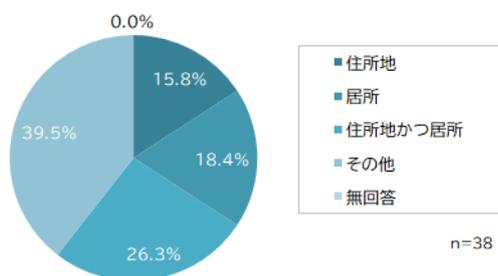
【市町村間の調整にあたっての「R3. 11. 26 通知」の活用状況】

(複数の市町村間で調整を要した事例が「あり」と回答した市町村のみ)

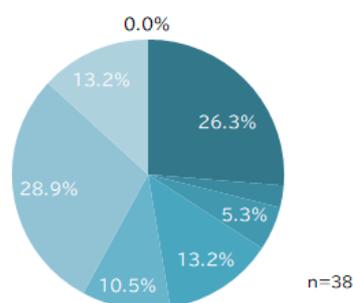


高齢者担当部署

【本人からみた回答市町村の位置づけ】

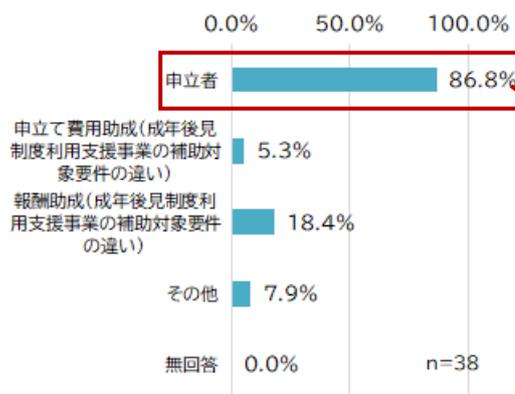


【通知で解決できなかった事例の種類】



- 生活保護を受給しながら介護保険サービス、障害福祉サービスを利用している場合又は医療機関に入院している場合で、保護の実施機関と保険者市町村、支給決定市町村等が異なる事例
- 措置を受けて介護保険サービス又は障害福祉サービスを利用している場合で、措置の実施機関と保険者市町村、支給決定市町村が異なる事例
- 住所地特例(居住地特例)対象施設に入所し、介護保険サービスと障害福祉サービスを双方利用している場合で、保険者市町村と支給決定市町村が異なる事例
- 生活保護を受給せず、介護保険サービス、障害福祉サービスの利用もなく、医療機関に入院している事例
- 申立費用や報酬助成の制度が自治体間で異なり調整を要した事例
- 住所地特例(居住地特例)対象施設に入所している事例
- その他
- 無回答

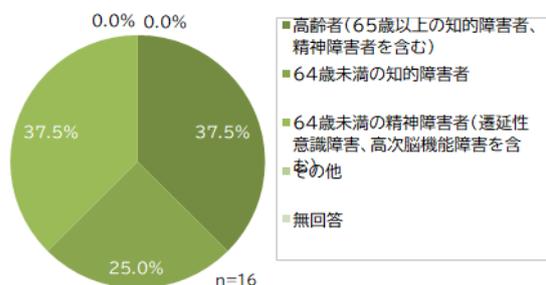
【調整が必要だった内容（複数回答）】



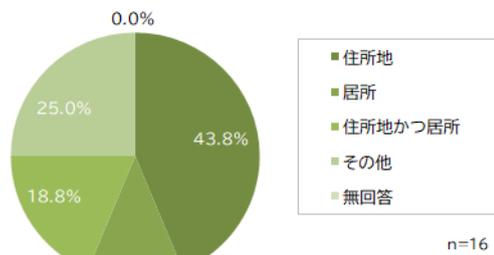
調整が必要だった内容が「申立者」の具体例：「対象者の申立請求の実施責任がいずれの市町村にあるかについて」

障害者担当部署

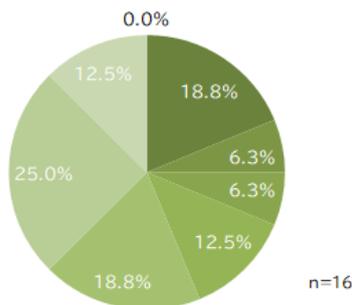
【本人の属性】



【本人からみた回答市町村の位置づけ】

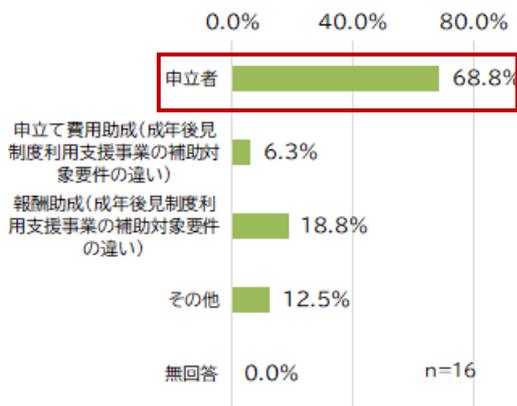


【通知で解決できなかった事例の種類】



- 生活保護を受給しながら介護保険サービス、障害福祉サービスを利用している場合又は医療機関に入院している場合で、保護の実施機関と保険者市町村、支給決定市町村等が異なる事例
- 措置を受けて介護保険サービス又は障害福祉サービスを利用している場合で、措置の実施機関と保険者市町村、支給決定市町村が異なる事例
- 住所地特例(居住地特例)対象施設に入所し、介護保険サービスと障害福祉サービスを双方利用している場合で、保険者市町村と支給決定市町村が異なる事例
- 生活保護を受給せず、介護保険サービス、障害福祉サービスの利用もなく、医療機関に入院している事例
- 申立費用や報酬助成の制度が自治体間で異なり調整を要した事例
- 住所地特例(居住地特例)対象施設に入所している事例
- その他
- 無回答

【調整が必要だった内容（複数回答）】

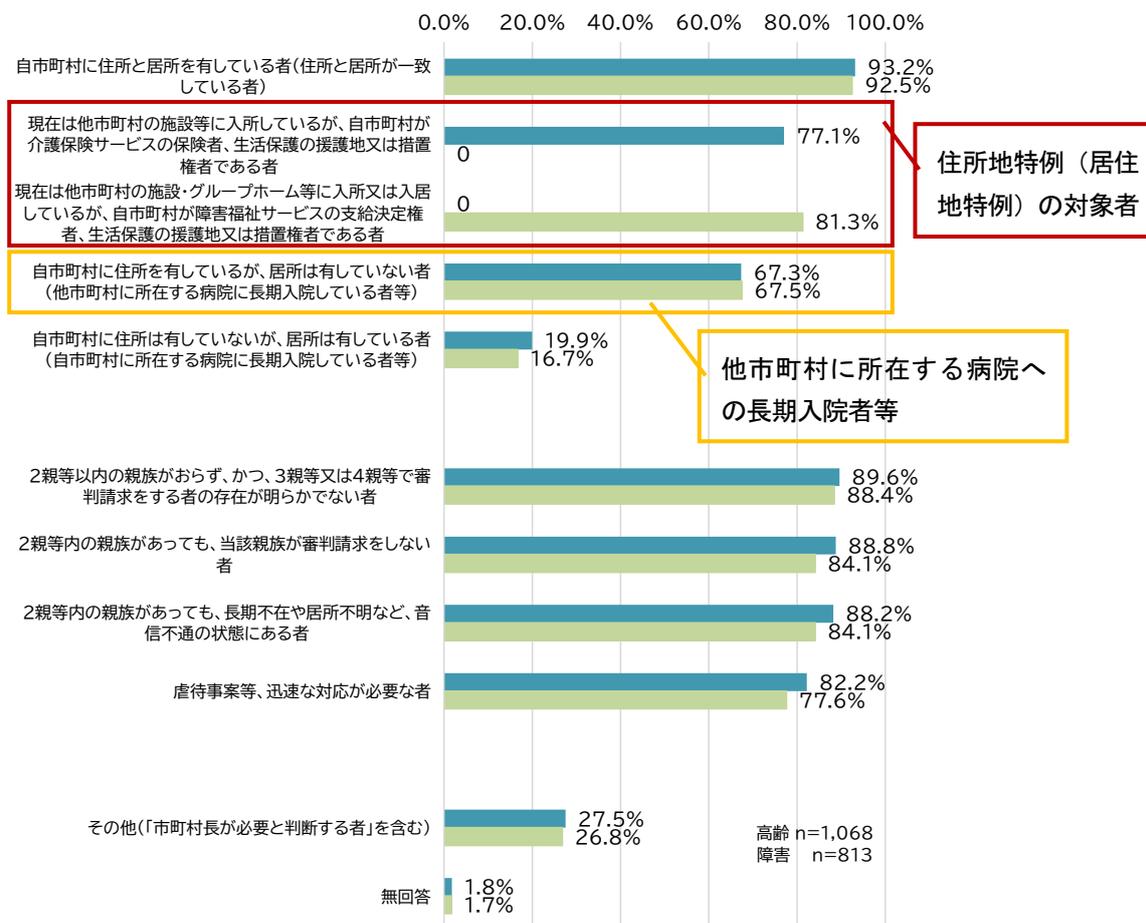


調整が必要だった内容が「申立者」の具体例：「対象者の申立請求の実施責任がいずれの市町村にあるかについて」

### 第3章 アンケート調査

#### 【市町村長申立ての対象者（複数回答）】

（「市町村等申立てに関する要綱等を整備している」と回答した市町村のみ）



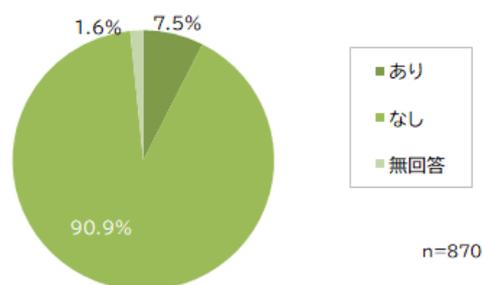
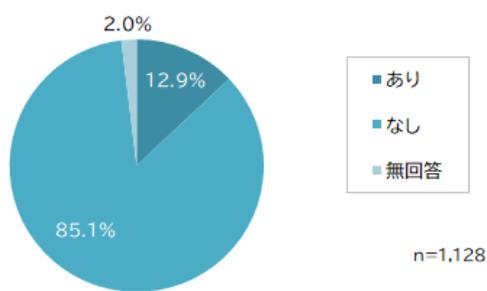
(2) 成年後見制度利用支援事業

- ・ 令和3年度において、成年後見制度利用支援事業について、複数の自治体間で調整を要した事例があったと回答した市町村は12.9% [7.5%]で、「報酬助成の補助対象要件の違い」が一番多く、そのうち「本人の住所、居所の要件」が81.3% [67.3%]であった。
- ・ 報酬助成の対象者として、住所地特例対象施設の入所者を対象としていない市町村は、23.7% [20.4%]であった。
- ・ また、他市町村に所在する病院に長期入院している者等については、32.7% [33.5%]の市町村は対象外。
- ・ 本人申立・親族申立を対象としているのは65.7%以上[65.0%以上]。他の市町村長が市町村長申立てをした場合についても対象としているのは44.3% [44.6%]。

高齢者担当部署

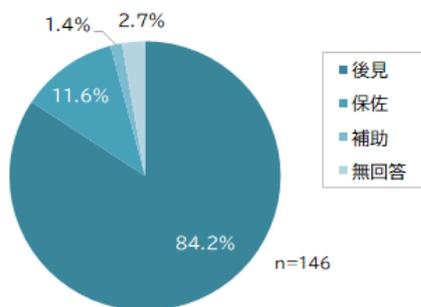
障害者担当部署

【令和3年度において、複数の自治体間で調整を要した事例の有無  
(成年後見制度利用支援事業)】

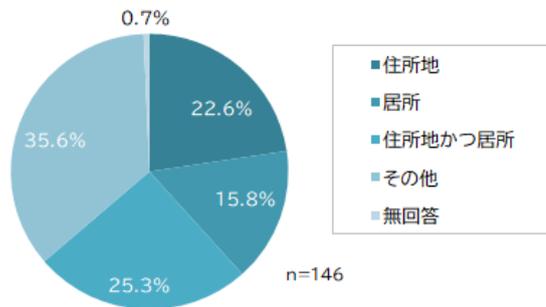


高齢者担当部署

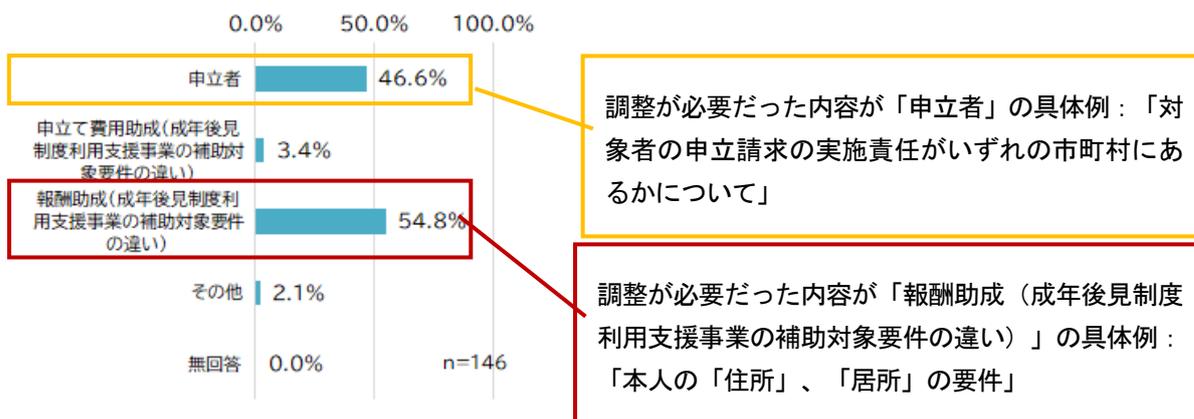
【本人の属性】



【本人からみた回答市町村の位置づけ】

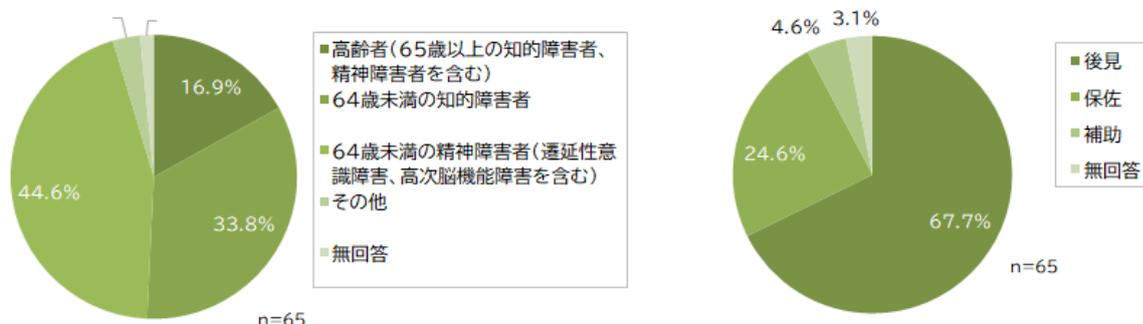


【調整が必要だった内容（複数回答）】

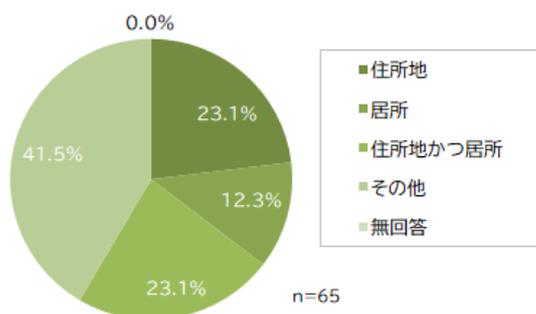


障害者担当部署

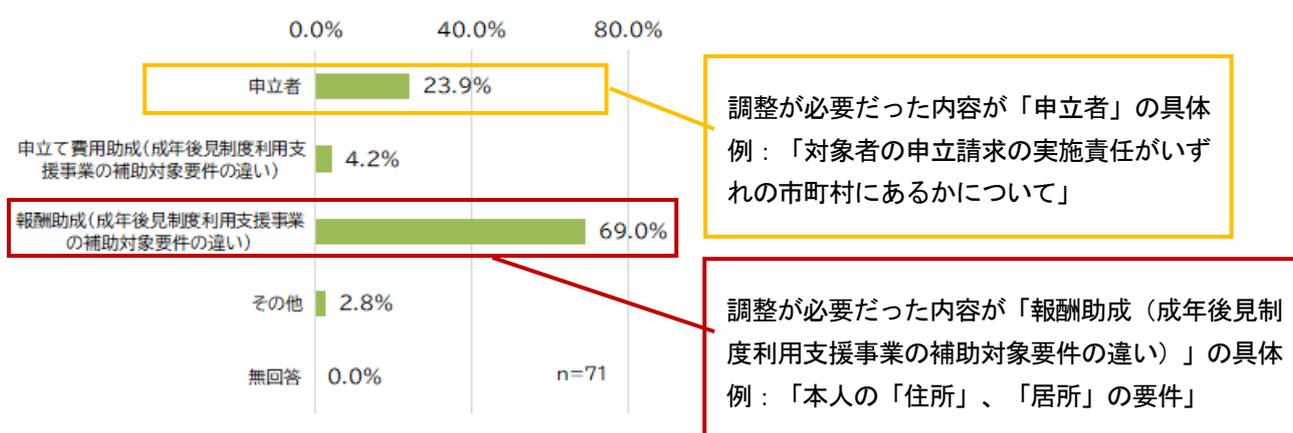
【本人の属性】



【本人からみた回答市町村の位置づけ】

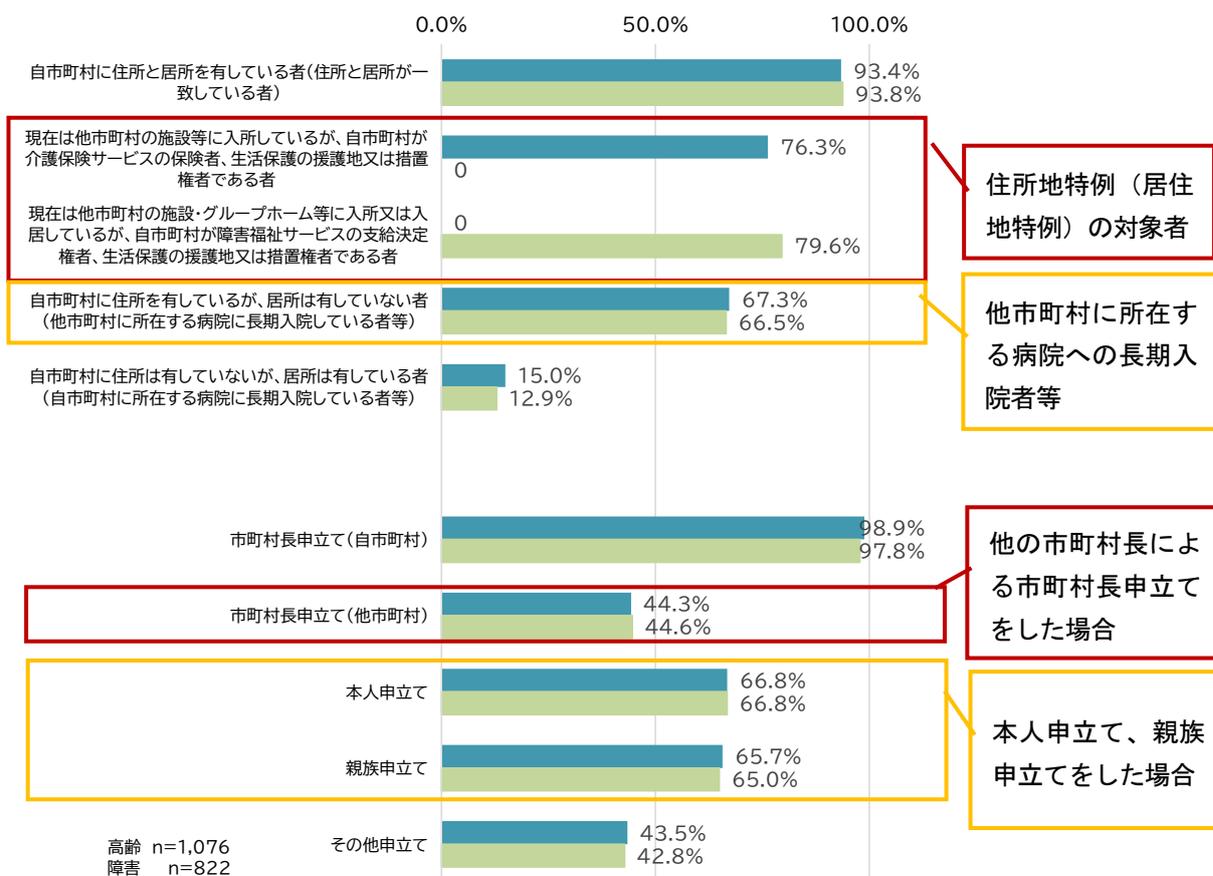


【調整が必要だった内容（複数回答）】



### 第3章 アンケート調査

【報酬助成の対象者（複数回答）】



住所地特例（居住地特例）の対象者

他市町村に所在する病院への長期入院者等

他の市町村長による市町村長申立てをした場合

本人申立て、親族申立てをした場合

## (3) 市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業に関する市町村間の調整事例

(回答市町村、事例が特定されないよう加工済みの事例を掲載。)

- ・ 市町村間で調整を行った事例についての回答（全 265 件<sup>31</sup>）のうち、調整を行った結果、いずれかの市町村で市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業に関する対応がなされた事例を「市町村長申立て」及び「成年後見制度利用支援事業」で整理した。
- ・ 一連の内容からは「R3. 11. 26 通知」や各市町村の要綱、会議での検討等を通じて、市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業が実施されていることがうかがえた。

## ● 市町村長申立てに関する調整事例

- ・ A 市町村に以前居住していたが、現在、B 市町村の住所地特例対象施設に入所している方の申立ての調整事例。A 市町村の要綱では対象者について「市町村内に居住する者」という要件があるため、住所地特例対象施設に入所している方の申立てができず、施設所在地市町村である B 市町村と協議した結果、B 市町村において市町村長申立てを行った。
- ・ 生活保護の実施機関と保険者が異なる場合の申立ての調整事例。C 市町村内で交通事故にあい、意思疎通困難となったが、所持金がなかったため、C 市町村にて生活保護を受給することになった。成年後見制度利用が必要と考え、保険者である D 市町村と協議を行ったが、D 市町村では居住実態の確認ができないため申立てを行うことができず、C 市町村において市町村長申立てを行った。
- ・ E 市町村から F 市町村の施設に入所した方の申立ての調整事例。E 市町村において申立てを行うこともできたが、転出してしまうと報酬助成の対象にはならない。転出先の F 市町村では、当該市町村で申立てを行った方は報酬助成の対象となる。協議の結果、申立て後の報酬助成を考慮し、F 市町村において市町村長申立てを行った。
- ・ G 市町村から H 市町村の住所地特例対象施設に入所した方の申立ての調整事例。G 市町村の要綱では、対象者が居住地のみとなっており、H 市町村の要綱では、住所地特例対象施設被保険者を除くことになっていた。協議を行った結果、G 市町村において要綱を改正し、G 市町村が市町村長申立てを行った。
- ・ 住所地及び居所は I 市町村、自立支援給付の支給決定市町村は J 市町村。申立ての調整事例。専門職等も参加する会議において意見を伺うなど調整を行った結果、J 市町村において市町村長申立てを行った。
- ・ 生活保護を受給せず、介護保険サービス、障害福祉サービスの利用もなく、医療機関に入院している方の申立ての調整事例。市町村から都道府県へどちらの市町村が申立てを行うべきかについて相談した結果、都道府県が調整を行った。

<sup>31</sup> 回答の内訳（市町村長申立てに関する調整事例：54 件、成年後見制度利用支援事業に関する調整事例：211 件）

● 成年後見制度利用支援事業に関する調整事例

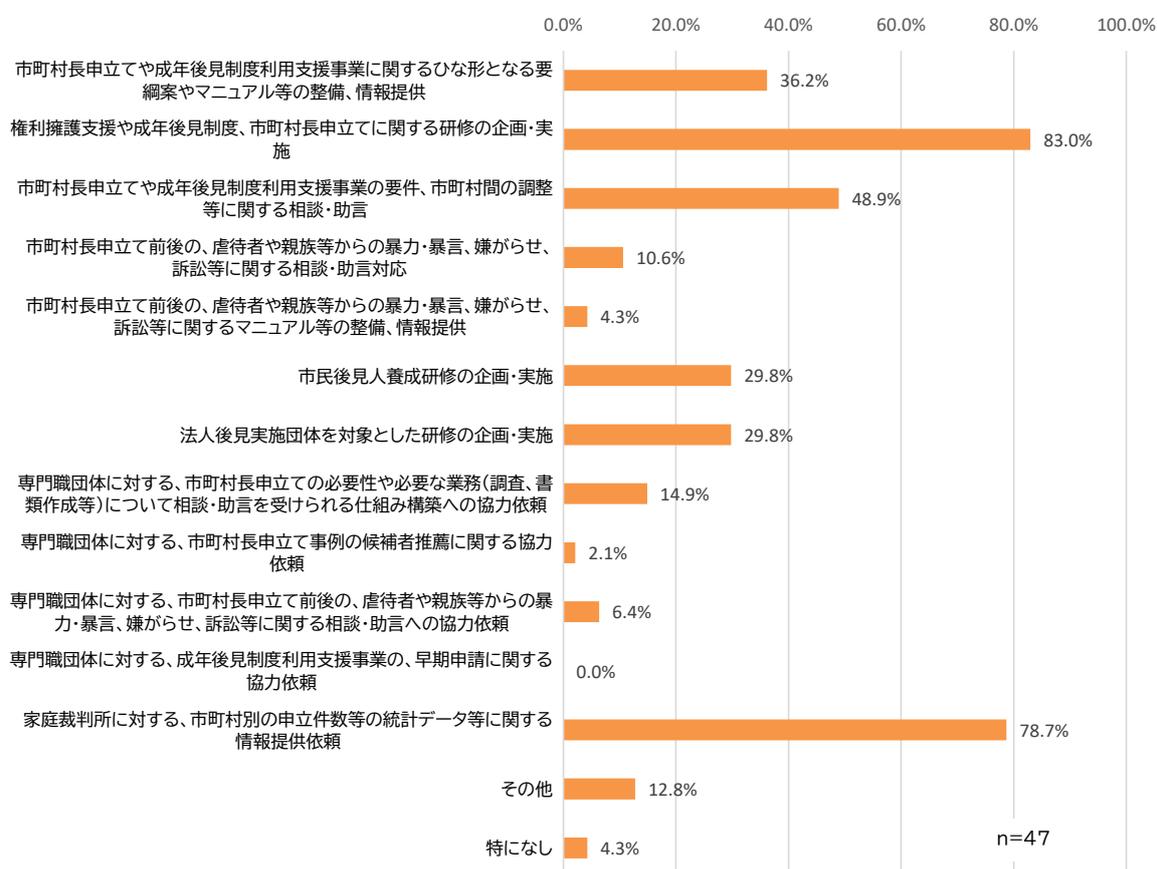
- ・ K市町村が保険者であり、L市町村の住所地特例対象施設に入所している方の申立て及び報酬助成の調整事例。協議の結果、市町村長申立てはL市町村が行ったが、L市町村では報酬助成は他市町村が保険者となっている住所地特例対象施設入所者は対象としていない。そのため、報酬助成については保険者であるK市町村が検討を行うこととした。
- ・ M市町村が市町村長申立てを行い、成年後見制度を利用。その後、N市町村の施設に入所。入所後、報酬の捻出が難しくなり、成年後見制度利用支援事業の利用検討が必要となった事例。N市町村は申立てに関わっていないこと、介護保険の保険者がM市町村であることから、協議の結果、M市町村が報酬助成を実施することとした。
- ・ O市町村が保険者で、P市町村の施設に入所している方の報酬助成の調整事例。P市町村の要綱では、他の市町村が保険者の場合は対象とならないことから、O市町村と協議を行った。しかし、O市町村においては、他市町村に住所及び居所がある場合は生活保護等の関わりがないと報酬助成の対象とはならないとのことであった。そこで、P市町村の要綱に記載の「ただし、市町村長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。」を根拠とし、P市町村で報酬助成を実施することとした。
- ・ Q市町村からR市町村の病院に入院（住所はQ市町村のまま）した方の報酬助成の調整事例。入院後、病院所在地であるR市町村で生活保護の受給を開始。Q市町村の要綱では、他市町村が生活保護を決定し、実施している者は助成の対象外であり、R市町村の要綱では介護保険被保険者でないと助成の対象にならないため、どちらの市町村も対象外となった。Q市町村に住所があり、介護保険被保険者であること、R市町村の要綱では対象外であることなどから「その他市町村長が認めるもの」としてQ市町村が報酬助成を実施することとした。
- ・ 申立中にS市町村からT市町村の住所地特例対象施設に入所した方の報酬助成の調整事例。住所も居所もT市町村であるが、S市町村が介護保険の保険者であったため、協議を行ったところ、S市町村において報酬助成を実施することとした。
- ・ 報酬助成実施期間中にU市町村からV市町村に転出した事例。U市町村の要綱では、他市町村の要綱において報酬助成の適用を受ける場合は、助成の対象としていないことから、V市町村と協議の上、報酬助成対象期間のうち住民票がU市町村にあった期間の日割で助成額を算出した。
- ・ 報酬助成実施期間中に保険者が変更となった事例。W市町村からX市町村の住所地特例施設へ入所していたが、住所をX市町村内の親族宅に一旦移したことにより、住所地特例対象外となった。W市町村が市町村長申立てを行ったケースであったが、要綱上、転出した場合には報酬助成の対象外となることから、X市町村に転入した該当月からX市町村が報酬助成を実施することとした。
- ・ Y市町村からZ市町村の施設に入所した方（生活保護も移管）の申立て及び報酬助成の調整事例。申立てはZ市町村が行い、報酬助成は、保険者であるY市町村が実施することで調整した。

## 2-2. 都道府県向けアンケート調査

### 2-2-1. 都道府県による、市町村支援の内容

- ・ 「権利擁護支援や成年後見制度、市町村長申立てに関する研修の企画・実施」を実施している都道府県は、83.0%であった。
- ・ 「家庭裁判所に対する市町村別の申立件数等の統計データ等に関する情報提供依頼」を実施している都道府県は、78.7%であった。
- ・ 一方、「市町村長申立て前後の、虐待者や親族等からの暴力・暴言、嫌がらせ、訴訟等に関する相談・助言対応や、マニュアル等の整備・情報提供」、「専門職団体に対するこれらの相談・助言に対する協力依頼」を実施している都道府県は少なかった。

【市町村支援の内容（複数回答）】

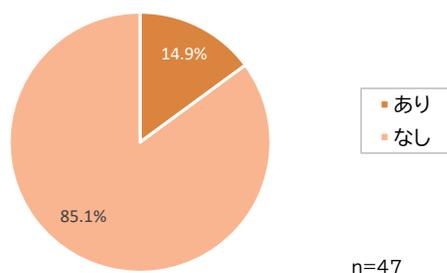


### 第3章 アンケート調査

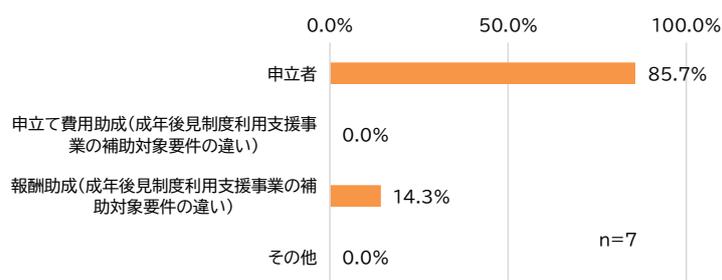
#### 2-2-2. 都道府県による、市町村間の調整への支援

・ 令和3年度において、市町村長申立てに関し、市町村間の調整が整わず、市町村から相談を受けた都道府県は14.9%。調整が必要だった内容は「申立者」が85.7%であった。

#### 【市町村長申立てに関し、市町村間の調整が整わず、市町村から相談を受けた経験の有無】



#### 【都道府県による調整が必要だった内容（複数回答）】 （「市町村から相談を受けた経験がある」と回答した都道府県のみ）



#### 【「申立者」に関して調整が必要だった内容（複数回答）】 （「市町村から相談を受けた経験がある」と回答した都道府県のみ）



## 第4章 ヒアリング調査

## 1. 調査実施概要

### 1-1. 市町村向けヒアリング調査

#### 1-1-1. 調査目的

- 他自治体にとって参考になると考えられる市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に関する取組や体制整備を進めている市町村から、それらの背景、推進する上での工夫等を聞き取り、好事例として周知を行う上での参考とする。

#### 1-1-2. 調査対象（7市町村）

対象自治体	人口 (R4. 10. 1 時点)	人口規模		
		50 万人以上	10～50 万人	1～10 万人
東京都足立区	690, 448 人	○	—	—
大阪府東大阪市	480, 829 人	—	○	—
長野県長野市	369, 421 人	—	○	—
茨城県水戸市	270, 309 人	—	○	—
山形県山形市	240, 857 人	—	○	—
長崎県諫早市	133, 669 人	—	○	—
岡山県井原市	38, 260 人 <sup>※</sup>	—	—	○
7		1	5	1

※岡山県井原市：令和4年9月30日時点

#### 【選定理由等】

- 既存資料（成年後見制度利用促進取組状況調査の結果、「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」（令和2年3月、日本社会福祉士会）等）や委員等からの推薦をもとに選定。

#### 1-1-3. 調査実施方法

- 事前に質問項目を送付。当日、事前質問に沿って聞き取りを行う。
- オンライン（zoom）

#### 1-1-4. 調査実施時期

- 令和4年12月～令和5年2月

#### 1-1-5. 主な質問内容

- 市町村長申立ての検討体制、実績、取組を進める上での工夫や課題等（国の制度における課題の抽出を含む）
- 成年後見制度利用支援事業の実施状況、取組を進める上での工夫や課題等（国の制度における課題の抽出を含む）

## 1-2. 都道府県向けヒアリング調査

### 1-2-1. 調査目的

- 他自治体にとって参考になると考えられる取組を行っている都道府県から、市町村支援の取組状況、取組促進に向けた工夫等を聞き取り、好事例として周知を行う上での参考とする。

### 1-2-2. 調査対象（3都道府県）

対象自治体	人口 (R4. 10. 1 時点)	
新潟県	2, 152, 664 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村ごとの現状把握</li> <li>・ 市町村長申立てに関するモデル要綱やマニュアル等の整備</li> <li>・ 市町村長申立てに関する研修の実施</li> <li>・ 市町村ごとの実情や取組団体に応じた取組や体制整備に関する相談・助言</li> </ul>
香川県	958, 187 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内市町の成年後見制度利用支援事業の要綱を収集し、市町等と共有</li> <li>・ 市町村長申立てに関する研修の実施</li> <li>・ 市町村間での情報共有、交流を進める機会づくり</li> </ul>
宮崎県	1, 070, 491 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村ごとの現状把握</li> <li>・ 国や県が実施した調査結果、他市町村の取組状況や事例等に関する情報提供</li> <li>・ 市町村長申立てに関する研修の実施</li> </ul>
3		

#### 【選定理由等】

- 既存資料（成年後見制度利用促進取組状況調査の結果、「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」（令和2年3月、日本社会福祉士会）等）や委員等からの推薦をもとに選定。

### 1-2-3. 調査実施方法

- 市町村向けヒアリング調査と同じ。

### 1-2-4. 調査実施時期

- 市町村向けヒアリング調査と同じ。

### 1-2-5. 主な質問内容

- 管内市町村の取組の把握状況、ばらつき解消に向けた調整の実施状況
- 市町村長申立ての理解促進、実務の力向上、成年後見制度利用支援事業推進に関する支援内容（要綱やマニュアル等の整備、研修の実施等）や課題等（国の制度における課題の抽出を含む）

## 2. 調査結果概要

※本稿では、各自治体の状況を反映した用語を用いているため、一部用語の混在がある（例「市町村長申立て」、「区長申立て」、「首長申立て」等）。

※本稿では、各自治体の取組のうち、「市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に関して有効と考えられる取組や体制等の整理」（本報告書 p. 17、18）に該当する番号と内容を用いて紹介する（青字）。

### 2-1. 市町村向けヒアリング調査

#### 2-1-1. 東京都足立区

##### (1) 自治体基礎情報（令和4年度取組状況調査より引用）

人口	690,448人（令和4年10月1日現在）
65歳以上の高齢者数、高齢化率	170,618人（24,75%）（令和4年4月1日現在）
成年後見制度利用者数 <sup>※</sup>	1,253人（令和3年12月31日現在）

※「成年後見制度利用者数」は、後見、保佐、補助（、任意後見）利用者総数のうち、家庭裁判所からの情報提供を受けて、市町村が把握している人数。

##### (2) 成年後見制度利用促進に関連する庁内の体制整備状況（令和4年10月1日時点）

中核機関整備状況	1箇所（直営＋委託）
市町村計画策定状況	策定済み※地域福祉計画と一体的に計画
協議会整備状況	整備済み
市町村長申立てに関する要綱整備状況	整備済み
成年後見制度利用支援事業に関する要綱整備状況	整備済み

##### (3) 市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に関して有効と考えられる取組や体制等の状況（下線は事務局）

###### ■成年後見制度の利用や市町村長申立ての要否を判断する要綱等の整備（取組2-1-2）

###### ■成年後見制度利用支援事業の実施要綱等の整備（取組2-1-4）

###### ▶ 成年後見制度に関連する一連の要綱等の整備：

- ・ 判断能力が不十分な方を含めた権利擁護支援を必要とする人が住み慣れた地域で安心して生活を維持継続できるよう、多くの施策を展開している<sup>32</sup>。
- ・ 成年後見制度に関しては、平成12年10月、「足立区成年後見制度における区長の審判請求に関する手続要綱」を整備して以降、関連する要綱を整備し、関係部署・機関と連携した区長申立てに関する事務の迅速化や制度の利用を必要とする人の見落とし防止、支援者や後見人等を孤立させない一連の仕組みを、順次整備してきた。

<sup>32</sup> 足立区社会福祉協議会における権利擁護センターの設置や区民後見人の養成、日常生活自立支援事業の実施、「高齢者あんしん生活支援事業」の実施等。「高齢者あんしん生活支援事業」については「成年後見制度利用促進現状調査等一式」報告書資料編（令和3年4月、「権利擁護センターあだち（社会福祉法人 足立区社会福祉協議会）」 p. 16-30を参照（<https://www.mhlw.go.jp/content/001042747.pdf>）。

- ・ 関連する主な要綱を列挙すると以下のようになる（後述 p. 86～101）。

ポイント

- ✓ 足立区成年後見支援事業実施要綱
- ✓ 足立区成年後見制度における区長の審判請求に関する手続要綱
- ✓ 足立区成年後見審判区長申立て取扱い要領
- ✓ 足立区成年後見支援事業審判請求費用助成金交付要綱（申立助成要綱）令和5年4月改正予定
- ✓ 足立区成年後見支援事業後見報酬費用助成金交付要綱（報酬助成要綱）令和5年4月改正予定

■成年後見制度や市町村長申立てを必要とする人を発見し、相談、適切な支援につなげる仕組みの整備（取組 2-1-5）

▶ 成年後見制度や区長申立てを必要とする人を発見する流れの仕組化：

- ・ 困難事例検討会、区長申立て等審査会<sup>33</sup>に諮る前の流れは高齢者、障害者と異なるが、どちらの部署でも対応の流れが仕組化されている。

ポイント

✓ 高齢者の場合：

- (ア) ケアマネジャー等から各地域包括支援センターに情報が寄せられる。
- (イ) 基幹地域包括支援センター（区社協）及び権利擁護センター（区社協）が加わり、プレ会議を行う。プレ会議は、困難事例検討会に諮るため、関係部署・機関間で本人の現状や課題の整理、処遇方針等の情報や見通しが十分か等の確認を目的とした会議。
- (ウ) (イ) で整理された内容を困難事例検討会に挙げ、区申立ての必要性や処遇を検討する。
- (エ) 区長申立て等審査会で、区申立ての決定をする。

ポイント

✓ 障害者の場合：

- (ア) 施設、相談支援事業所から各区の援護担当部署に情報が寄せられる。
- (イ) 障害権利擁護担当部署が加わり、高齢者のプレ会議と同じような会議の場で、困難事例検討会に諮るため、関係部署・機関間で本人の現状や課題の整理、処遇方針等の情報や見通しが十分か等を確認する。

※以降は、高齢者の場合（ウ）、（エ）と同じ流れ。

<sup>33</sup> 後述 p. 87、94

■市町村長申立てのマニュアルやフロー図の活用、整備（取組 2-1-3）

■審判確定までや後見人等就任後に必要となる支援までを見通したアセスメントの実施、支援方針の検討、共有をする仕組みの整備（取組 2-1-6）

▶ 「成年後見制度区長申立マニュアル」：

- ・ 最初に作成したのは平成 29 年度。制度改正を受けて改訂している。
- ・ 区長申立てに関する業務の迅速化と、各部署・機関の業務内容、分担の理解促進を目的としている。
- ・ 当マニュアルでは、「後見人等就任後も支援が継続すること」、「報酬付与の申立ては 1 年後（基本）なので、報酬助成のことも忘れずに」と注意喚起している。

ポイント

▶ 「区長申立検討のためのチェックシート」：

- ・ 地域包括支援センターは、プレ会議に諮る前、「区長申立検討のためのチェックシート」（後述 p. 84）に必要な情報を記入する。
- ・ このシートでは、困難事例検討会に諮る情報整理シートという位置づけで、「区長申立てが適切か、必要か」の検討（家族・親族の状況、資産状況、申立て者がいるか（本人、家族・親族）等）、「処遇方針（後見人等就任により本人の課題が解決できるか、後見人等に期待する役割等）」を記載する。

▶ 「区長申立検討のためのチェックシート」の作成目的、効果的な活用の工夫：

- ✓ 困難事例検討会で検討する項目との統一：困難事例検討会では 1 回あたり 10 件近く検討する場合もあることもあり、情報が不十分、再確認が必要という理由で事例の動きを止めることのないように、困難事例で検討される項目と同じ項目とした。
- ✓ 記載内容やレベルの統一、向上：区内にある 25 か所の地域包括支援センター職員の経験年数や知識等により、情報収集力やシートへの記載内容、レベルが不統一だったため、各地域包括支援センターのレベルの統一、向上も目的の一つだった。
- ✓ 後見人等就任後を見据えた支援内容の意識化：申立て前の本人の状態や課題に着目しがちであるが、重要なのは「後見人等就任により本人の課題が解決できるか、後見人等に期待する役割等」である。そのため、「処遇方針」欄を設け、各職員が後見人等就任後もチームとしてかかわることを意識化できるよう、この項目も設けた。
- ・ 実際には、すべての情報を埋められない状態でもいったんプレ会議の場で検討し、補強する情報等を議論し、シートをブラッシュアップさせていく。

ポイント

## ■市町村長申立てに関する審査の機会、受任調整会議等の整備（取組 2-1-7）

➤ 「困難事例検討会」「区長申立審査会」：

- ・ 「区長申立審査会」の前に「困難事例検討会」を設けている。困難事例検討会は、他法他施策を含めた支援策、支援体制等の検討を行うとともに、区長申立ての事前審査を行う機能を有している。
- ✓ **メンバー**：庁内関係部署・機関：高齢担当部署、障害担当部署、福祉事務所、基幹型包括支援センター、権利擁護センター等。
- ✓ **開催頻度**：月1回。件数が多い場合、月2回開催することもある。
- ✓ **検討事項**：
  - ◇ 「区長申立てが適切か、必要か」の検討（家族・親族の状況、資産状況、申立て者がいるか（本人、家族・親族）等）
  - ◇ 「処遇方針（後見人等就任により本人の課題が解決できるか、後見人等に期待する役割等）」

➤ 「困難事例検討会」を効果的に運営するため行っている工夫：

- ・ 最も議論に時間を要するのが「処遇方針」のところ。後見人等が就任したらそれでおしまいではなく、その後もチーム支援が継続するので、その検討が十分かという点が議論になる。
- ・ 令和4年度から**弁護士**にも関与いただいている。「処遇方針」の考え方が不十分だと**後見人等の選任までに時間がかかる、後見人等就任後のチーム支援を意識するようにというご指摘をいただいております、関係者全員がその認識を共有する機会ともなっている。**

ポイント

## 第4章 ヒアリング調査

- 専門職（団体）から、制度の利用や市町村長申立て、虐待対応等に関する助言を受けられる関係や仕組みの整備（取組 2-1-8）
- 協議会等において、取組や体制整備状況を報告する仕組みの整備（市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業を含む）（取組 2-1-10）

### ▶ 「足立区成年後見制度審査会」での事業の振返り：

- ・ 当区では、平成 22 年度、条例により「足立区成年後見制度審査会」が成年後見制度の各事業推進の報告と評価を行っている。
- ・ また成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）に基づき地域連携ネットワーク協議会の準備として、令和 2 年 4 月に足立区成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク検討協議会設置要綱を整備し、令和 3 年 4 月より足立区成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク協議会を設置した。
- ✓メンバー：弁護士、司法書士、社会福祉士、公証役場、庁内関係部署・機関：高齢担当部署、障害担当部署、福祉事務所、基幹型包括支援センター、権利擁護センター等。
- ✓開催頻度：年 3 回。
- ✓検討事項：
  - ◇成年後見制度の啓発及び推進に関する事項
  - ◇成年後見制度等による支援の実施及び評価に関する事項
  - ◇成年後見人の養成及び支援に関する事項
- ・ 区内の権利擁護支援及び成年後見制度の推進等、体制整備に関する事項を検討いただく場であるが、メンバーである専門職の方は、ご自身でも後見人等の業務をなさっている方なので、現在進行形の事例や終了した個別事例をお伝えし、それぞれ専門のお立場からご助言をいただくこともある。
- ・ 区としても、今後の取組や体制整備の推進に向けた知識やノウハウを蓄積できる機会と位置付け、ありがたくご意見をいただいている。

### ■市町村の現状把握（取組 2-1-1）

#### ▶ ケアマネジャーや施設・事業所職員等へのアンケート調査の実施：

- ・ 令和 4 年度、被後見人等をサポートしている支援者（地域包括支援センターやケアマネジャー、施設職員等）に対して、成年後見制度に関する現状やご意見を聞かせていただくためのアンケート調査を実施した。

#### ▶ 当該調査を行ったことの効果：

- ・ 調査結果からは、今後の取組を検討するうえで参考となる貴重な結果が得られた。例えば、後見制度利用者数に比べて、後見人等とかかわりのあるケアマネジャーが想定ほどには多くないことが確認できた。
- ・ そのため、今後は、研修等で、権利擁護支援の意味や成年後見制度に関する理解促進から取り組む必要性が見えてきた。

## ■成年後見制度や成年後見制度利用支援事業に関する周知・広報（取組2-1-11）

ポイント

▶ **相談支援事業所や障害通所事業所職員等を対象とした研修の実施：**

- ・ 現在、障害分野では、相談者として最も多いのは障害者支援施設（相談全体の7、8割）。「親御さんが亡くなった」「預かっている金額が多くなってきている」等。在宅の場合、最近多いのは、親一人子一人で、親が亡くなったり、体調が悪くなったりした場合等。
- ・ そのような実態を踏まえ、親御さんが元気な間に相談を受けたり、つないでいただけるよう、区内のいくつかの法人の相談支援事業所や障害通所事業所職員等を対象に、グループワークをしたり、ディスカッションしたりしながら、権利擁護支援を入口に解決策の手段として成年後見制度があるんですよという研修を行っている。

## ■市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に向けた課題

▶ **報酬助成対象者の拡大：**

- ・ 近年、当区で区長申立てをした方が別の自治体の病院に入院し、生活保護を外れた際に、当該自治体から「当自治体では、自らの自治体で申立てをした人が他自治体に移転した場合でも申立て者が報酬助成を支払う」要件としているため、当区にも同様の対応を求められた事例がある。
  - ・ これまで、当区では報酬助成の対象を、住所を要件としていた（住所を有している者（生活保護の援護自治体や障害者総合支援法の実施機関として関与している者や住所地特例施設等の入所者等を含む））。そのため、冒頭の事例では、これまでの要綱の規程では報酬助成の対象外だった（当該事例については、「区長が特に認める場合」の規程で対応した）。
  - ・ しかし、当該事例を受け、申立て者の実施責任として、申立てと紐づけて、（当区で申立てした者については区外転出後に援護等の実施機関でなくても）報酬助成の対象とする内容に改正予定である（令和5年4月改正予定）。
  - ・ 一方で、以下のような、本人の居所や状態の変更が伴う事例は、今後も、他自治体との調整や相談の増加が予測される。
    - ✓ 生活保護受給者が他自治体の病院に入院して生活保護基準から外れた場合（入院の継続、施設入所）
    - ✓ 障害者が、他自治体で入所中の障害者施設から退所し、当該他自治体で新たに介護認定を受け介護保険施設に入所した場合（実施機関の変更が伴う入所）
  - ・ 一方で、申立て費用助成と報酬助成を関連付けた場合、障害者は、将来的に何度も居所の変更がある可能性が高いことを考えると、最初に申立てをした自治体はどこかわからないといった事態が生じかねない。
  - ・ そのため、裁判所に「この人の申立てをした自治体はどこか」と問い合わせれば確認できるようなシステムがあるとよいと思う。
  - ・ しかし、いずれにしても、基本的には、全市区町村が統一ルールのもとですべての人をカバーできるようにすることが求められる。
- ▶ **その他（裁判所への事務手続き、非協力的な後見人等）：**
- ・ 裁判所への事務手続き（切手購入等）はオートメーション化できず、非常に非効率と感ずる。
  - ・ また、残念ながら、チーム支援や意思決定支援を重視しているにもかかわらず、協力いただけない後見人等もいる。専門職団体に研修等を重ねてほしいと思う。

「区長申立検討のためのチェックシート」

区長申立検討のためのチェックシート

利用者名( ) 株 記入日( ) 年 月 日  
 記入者(所属) 担当者( )

- 成年後見制度利用の必要性についてチームで確認した  身寄り無し  産待  その他( )
  - 成年後見制度利用の理由(必要性ありの場合)  必要性あり  産待  その他( )
- ※確認できなかったかどうかで、確認出来なかった項目についてはその理由を確認しておく

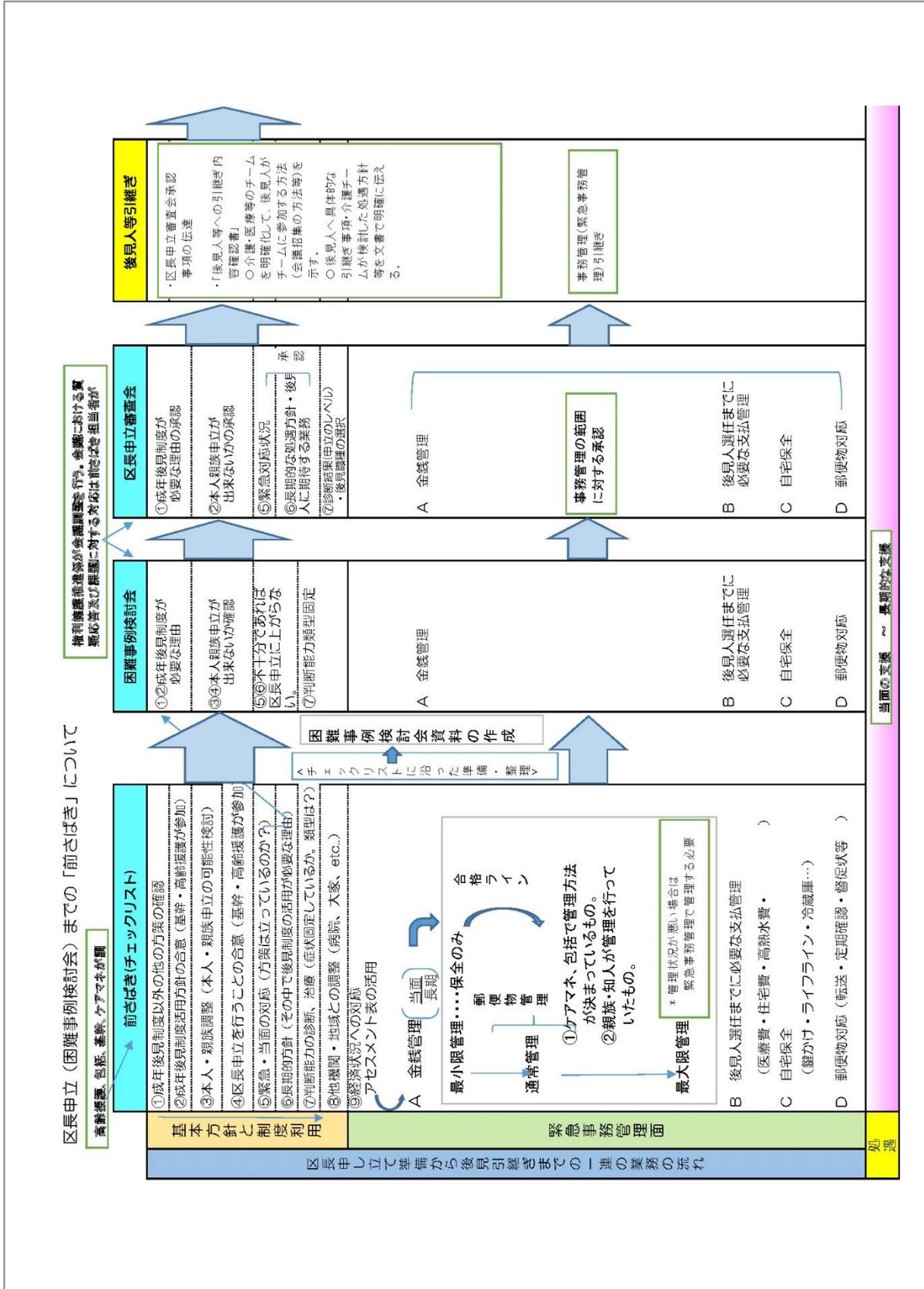
項目	チェック	内容
医療機関への確認	1-1	医師へ本人の状況や成年後見制度利用の必要性について説明した
※専門医の受診が望ましい	1-2	医師から判断能力低下の原因となる診断名を確認した
	1-3	認知症の場合、補綴を確認した
	1-4	診断の種類となる検査(画像診断・長谷川式スケールの実施等)をした
	1-5	診断の種類(後見・保護・補助)の診立ての確認をした
	1-6	成年後見制度申立専用の診断書作成について依頼し了解を得た (作成は区長申立が決定してから依頼)
親族状況	2-1	本人の親族状況(婚姻、子の有無、兄弟の有無等)と支展状況について確認した
	2-2	親族へ成年後見制度利用の説明をした
	2-3	親族へ申立ができるか確認した
	2-4	親族へ医療同意等の協力が得られるかを確認した
	2-5	申立できる親族が不明の場合、区長申立を働き、区へ戸籍謄本の依頼をした(する予定)
倉庫管理・取支状況	3-1	現在金銭管理を誰がどのようにしているか確認した
	3-2	現在通帳等の保管、管理状況について確認した
	3-3	収入(年金等)について確認した(密着的な把握情報にて確認)
	3-4	本人の定期的な支出(家賃等)を確認した
	3-5	本人の課税状況について確認した
資産状況	4-1	不動産(土地、建物等)について確認した
	4-2	預貯金額について確認した(密着的な把握情報にて確認)
	4-3	有価証券(株、投資信託等)について確認した
	4-4	加入している保険(民間保険等)について確認した
	4-5	負債(借金、未払金、保険料滞納)について確認した(密着的な把握情報にて確認)
申立人	5-1	本人申立の検討をし、困難であることをチームで確認した
	5-2	親族申立の検討をし、困難であることをチームで確認した
後見人候補者・後見報酬	6-1	どの職種が適切か、複数後見等の必要性について検討した
	6-2	定立区の後見報酬額の助成対象者かどうかを確認した
	7-1	制度利用について本人へ説明をし、利用意向を確認した
	7-2	親族がいる場合、制度利用について親族へ説明をし、利用意向を確認した
処遇方針	7-3	本人の特性や意向を理解した上で、今後の処遇方針についてチームで検討をした
	7-4	探訪やネグレクトなどの場合、後見人が選任されるまでの緊急対応の要否について確認した
	7-5	後見人が選任されるまでの支展についてチームで確認をした (選任が定まらない手続等の直筆、緊急事務管理の必要性と併せて把握の確認)

チェックシート記入にあたって

シート使用の場面 ① 支援者個人での確認 ② 相談を受けた際の確認 ③ カンファレンス等でのアセスメント項目、共有、支援方針の確認 など

項目	チェックにあたってのポイント
1-1	判断能力低下に伴う生活の支展、なぜ成年後見制度が必要かチームでの判断根拠を丁寧に医師に伝える必要あり
1-2	判断能力低下の根拠となる診断名について確認、診断は申立目的だけでなく、治療の要否や意思決定等本人の処遇を検討する上でも必要である
1-3	医師によっては客観的予兆(画像診断)を撮ることなく、診断している場合あり。診断やその根拠があいまいなまま、制度利用に繋げる方針を出した場合、反対親族の追及や鑑定が入り異なる診断がでるリスクがある。専門医の変診が望ましい
1-4	1-1での制度利用の必要性についての説明後、診断書の作成、類型の確認を口頭で行う
1-5	(区長申立の場合、診断書の依頼は区長申立審査会後、足立区より医師に依頼となるので、この場合は口頭確認、診断書がかけられるが、鑑定は出来ない)との選択でも問題ない
1-6	区長申立審査会では類型に基づいて本人の意思決定尊重の程度等後見人選任後の処遇方針の検討を行う
2-1	本人や親族、関係機関からの情報から申立権限のある親族、それ以外の親族についても確認
2-2	親族の存在が確認できた場合、成年後見制度について説明、申立権限がある親族の場合には申立人になることが可能か確認(親族による虐待等のある場合は確認方法について留意)
2-3	申立権者ではない、申立はできない場合でも医療同意等の支展ができるか確認(親族による虐待等のある場合は確認方法について留意)
2-4	状況に応じて依頼するタレントは変わる(依頼に基づき、区の調査権が発生して初めて調査可能になる)のでまずは相談)
2-5	金融管理・取支状況の確認は資産の確認と併せて重要、特に毎金不十分な支出や各種の引き出し、管理者の不適正な取支状況については、経済的虐待の可能性もあり、緊急的対応を求められる場合もあるため注意
3-1	後見人選任までの金銭管理には方法が本人で検討する必要がある
3-2	本項目を整理することで、成年後見人に引き継ぐまでの緊急事務管理の必要性や内容が決まる。
3-3	医療保険や介護保険の減額制度や助成制度の利用がされているかも確認、特養の利用料等の試算に必要
3-4	不動産について土地や上物の名義人、契約状況、ローンの有無、不動産収入について確認
4-1	年金の滞込先口座について確認、預貯金については出来れば最新の記帳を確認
4-2	詳細はわからない場合が多いが通知等でも無だけでも確認
4-3	保険会社からの通知や保険料の引き落とし等を確認
4-4	督促通知、保険料滞納(区への確認)、ローン等について確認 介護保険料滞納についてはペナルティ有無も確認
4-5	原則保証補助類型で本人が申立の意向がある場合は本人申立を検討(虐待案件の場合はそぐわない場合もある)
5-1	申立権限がある親族の場合には申立人になることが可能か確認(親族による虐待等のある場合は確認方法について留意)
5-2	必要と支援や本人状況によって職種を検討、状況によっては複数後見、法人後見、あだち区民後見人の検討もおこなう
6-1	本人の財産状況から現時点での助成利用について検討、候補者候補の時点で団体から助成の有無の確認がある場合も必要と支援や本人状況によって職種を検討、状況によっては複数後見、法人後見、あだち区民後見人の検討もおこなう
6-2	必要と支援や本人状況によって職種を検討、状況によっては複数後見、法人後見、あだち区民後見人の検討もおこなう
7-1	第三者後見人が選任されても親族の協力が必要、後見人が親族と協力し支展ができるよう丁寧な説明が必要
7-2	(後見人からの書面での説明も必要、親族による虐待等のある場合は確認方法について留意)
7-3	後見人選任まで、選任後の方針と役割分担について、本人意向も踏まえチームでの方針を検討、また、後見人選任後も本人の意向や親族の意向も踏まえ、必要に応じて方針の調整も行う
7-4	状況によっては本人や親族が施設利用の検討、審判前の保身処分の申立でも検討する
7-5	

「区長申立（困難事例検討会）までの流れシート」



「足立区成年後見支援事業実施要綱」

足立区成年後見支援事業実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第6条）
- 第2章 足立区成年後見審判区長申立て等審査会（第7条 - 第12条）
- 第3章 足立区成年後見制度（権利擁護）推進連絡会（第13条 - 第16条）
- 第4章 補則（第17条）
- 付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、意思能力が不十分な認知症等高齢者、知的障がい者又は精神障がい者等（以下「認知症高齢者等」という。）が、自己決定に基づき、住み慣れた地域で安心して生活を維持継続できるよう、民法（明治29年法律第89号）の規定に基づく成年後見制度の利用の促進等、権利擁護支援を図ることを目的とする。

（実施主体）

第2条 区長は、成年後見支援事業（以下「本事業」という。）の円滑な実施を図るため、成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）3（2）③に規定する「中核機関」を設置し、運営の一部を社会福祉協議会及びその他適切な団体等（以下「団体等」という。）に委託することができるものとする。

2 前項の規定により運営を受託した団体等は、本事業と社会福祉協議会が実施する地域福祉権利擁護事業の効果的な連携に努め、事業の推進に努めなければならない。

（対象者）

第3条 本事業の対象者は、生活の維持、管理等の判断能力が不十分な認知症高齢者等とする。

（事業の内容）

第4条 本事業では、次に掲げる業務を実施する。

- （1） 地域福祉権利擁護事業との効果的な連携により、認知症高齢者等の支援を図ること。
  - （2） 地域連携ネットワークを活用した認知症高齢者等の支援を図ること。
  - （3） 成年後見制度相談会等の開催、日常的相談業務、その他制度の普及啓発に関すること。
  - （4） 任意後見制度や老い支度支援等の予防的な利用支援に関すること。
  - （5） 成年後見制度の利用者支援に関すること。
  - （6） 成年後見審判の区長申立てに関すること。
  - （7） あだち区民後見人等の選考、養成及び活用に関すること。
  - （8） その他区長が必要と認めること。
- 2 前項各号の業務については、別に定めるところにより実施するものとする。

(団体等の監査等)

第5条 足立区(以下「区」という。)は、第2条第2項の規定により運営を委託した団体等に対して、監査を行い、必要に応じて指導及び評価を行うものとする。

(監査対象業務)

第6条 前条に規定する監査等を行う業務は、次の業務とする。

- (1) 緊急事務管理における身上監護及び金銭管理等に関すること。
- (2) あだち区民後見人等の能力、適性及び活動実績に関すること。
- (3) その他区長が必要と認めること。

第2章 足立区成年後見審判区長申立て等審査会

(設置)

第7条 区長は、成年後見に関する区長申立てに係る審判請求及び団体等が行う緊急事務管理並びにあだち区民後見人等の選考、養成及び受任について、公正・公平・的確な実施を確保するため、足立区成年後見審判区長申立て等審査会(以下「区長申立て等審査会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第8条 区長申立て等審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 別に定める成年後見に関する区長申立て審判請求に関する対象者の審査に関すること。
- (2) 区長申立て等援助方針に関すること。
- (3) 緊急事務管理を受ける者に関すること。
- (4) 緊急事務管理における身上監護及び金銭管理等の監査に関すること。
- (5) あだち区民後見人等の公募及び選考に関すること。
- (6) あだち区民後見人等の能力、適性及び評価に関すること。
- (7) あだち区民後見人の受任に関すること。
- (8) その他区長が必要と認めること。

(権限)

第9条 区長申立て等審査会は次の権限を持ち、必要に応じて報告を求め、又は必要な指導助言を行う。

- (1) 成年後見に関する区長申立て審判の請求に関する対象者の審査及び調査を行うこと。
- (2) 団体等が行う随時緊急事務管理及びあだち区民後見人等養成の実施状況等の報告を求めること。
- (3) 団体等が行う業務について、その遂行に適正さを欠くものがあると認めた場合は業務の中止を求め、又は、適切な業務の実施を求めること。
- (4) 団体等が行う業務について、事務管理・事業運営等に関する必要な指導・助言を行うこと。
- (5) あだち区民後見人等候補者の登録の抹消及び停止に係る審査を行うこと。

## 第4章 ヒアリング調査

(6) あだち区民後見人の活用を図るため、案件受任についての必要な審査を行うこと。

(構成)

第10条 区長申立て等審査会は、委員長、副委員長、委員をもって構成する。

2 委員長は、福祉部高齢者施策推進室長付高齢福祉課長の職にある者をもって充て、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は福祉部障がい福祉課長の職にある者をもって充て、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

4 委員は、別表1に定める職にある者又はその指名する者をもって充てる。

(運営)

第11条 区長申立て等審査会は委員長が招集し、その議長を務める。

2 委員がやむを得ない事情により区長申立て等審査会に出席できないときは、当該委員があらかじめ指名する所属職員の出席を認めるものとする。

3 区長申立て等審査会は非公開とする。ただし、審査会が公開することが適当と認めるときはこの限りでない。

4 区長申立て等審査会は必要な事項について協議をもって定め、また、委員長は関係者を招請し意見を求めることができる。

5 区長申立て等審査会は定期的開催する。ただし、緊急に検討を要するときは臨時に開催することができる。

(庶務)

第12条 区長申立て等審査会の庶務は、福祉部高齢者施策推進室長付高齢福祉課において処理する。

### 第3章 足立区成年後見制度（権利擁護）推進連絡会

(設置)

第13条 高齢者福祉、知的障がい福祉及び精神保健の各分野において、その関係所管及び関係機関が連携し一体となって成年後見制度（権利擁護）を推進していくため、足立区成年後見制度（権利擁護）推進連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第14条 連絡会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 高齢者福祉、知的障がい者福祉及び精神保健の各分野の一次相談窓口、専門相談窓口及び施策調整部門において成年後見（権利擁護）に関する情報を共有すること。

(2) 区の成年後見制度（権利擁護）に関する課題抽出及び改善策等について検討すること。

(3) あだち区民後見人等の選考、養成及び活用方法に関する課題抽出及び改善策等について検討すること。

(4) 足立区成年後見制度審査会及び足立区成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク協議会、区長申立て審査会で審議又は報告、情報共有することが必要な事項を検討すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、成年後見制度（権利擁護）を推進するために必要な事項。

(構成)

第15条 連絡会は、別表2に掲げる所管及び関係機関で構成する。

2 会長は、福祉部高齢者施策推進室長付高齢福祉課長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表2に掲げる所管の担当係長及び担当者並びに関係機関のセンター長及び担当者をもって充てる。

4 庶務は、福祉部高齢者施策推進室長付高齢福祉課において処理する。

(運営)

第16条 連絡会は、会長が招集する。

2 連絡会は、年6回程度開催する。

#### 第4章 補則

(補則)

第17条 この要綱の実施について必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則（15足中福発第287号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（17足中福発第230号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（17足中福発第1875号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（22足福福発第1198号）

1 この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

2 足立区成年後見制度業務監督審査会設置運営要領は、平成22年7月31日をもって廃止し、足立区成年後見制度業務監督審査会による決定、取扱等はこの要綱によりなされたものとみなす。

付 則（24足福福発第178号 平成24年4月17日 福祉部長決定）

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

付 則（25足福福発第3262号 平成26年3月20日福祉部長決定）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（27足福福発第848号 平成27年7月28日福祉部長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則（28足福高発第220号 平成28年4月22日福祉部長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則（28足福高発第1007号 平成28年6月22日福祉部長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成28年6月1日から適用する。

付 則（30足福高発第5269号 平成31年3月29日福祉部長決定）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する

## 第4章 ヒアリング調査

付 則（2足福高発第3983号 令和3年2月12日区長決定）  
この要綱は、令和3年4月1日から施行する

付 則（3足福高発第4129号 令和4年3月31日区長決定）  
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第10条関係）

役 職	職 名
委員長	福祉部高齢者施策推進室長付高齢福祉課長
副委員長	福祉部障がい福祉課長
委 員	福祉部福祉管理課長
〃	福祉部足立福祉事務所生活保護指導課長
〃	衛生部足立保健所長
〃	社会福祉協議会福祉事業部長

別表2（第15条関係）

	所 管・関係機関
関係所管	福祉部福祉管理課
	福祉部障がい福祉課
	福祉部障がい福祉センター
	福祉部高齢者施策推進室長付高齢福祉課
	福祉部高齢者施策推進室長付地域包括ケア推進課
	福祉部足立福祉事務所生活保護指導課
	衛生部足立保健所中央本町地域・保健総合支援課
関係機関	社会福祉協議会基幹地域包括支援センター
	社会福祉協議会権利擁護センターあだち

「足立区成年後見制度における区長の審判請求に関する手続要綱」

足立区成年後見制度における区長の審判請求に関する手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、足立区長（以下「区長」という。）が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条の3又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条、第12条第2項、第14条第1項、第16条第1項、第876条の4第1項、第876条9第1項に規定する成年後見に関する区長申立て審判請求（以下「審判の請求」という。）を行う場合の手続き等を定め、判断能力が不十分な者を保護し、支援する事を目的とする。

(対象者)

第2条 審判請求は、次の各号に掲げる事項を総合的に考察し、福祉を図るため特に必要と判定した者を対象者（以下「本人」という。）とする。

- (1) 本人の判断能力の程度
- (2) 本人の配偶者・四親等内の親族の有無、当該親族による本人保護の可能性及び審判の請求を行う意思の有無
- (3) 本人の資産の程度
- (4) 他の福祉施策の活用による支援策の有無

(対象者の決定)

第3条 審判の請求に関する対象者の決定は、特別の事情がある場合を除き、老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第27条の3の規定に基づくものは福祉部長が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2の規定に基づくものは衛生部長が行う。

(事案の決定)

第4条 審判の請求に関する事案の決定は、対象者の決定に基づき福祉部長が行うこととする。

(請求の手続)

第5条 審判の請求に係る申立書、添付書類及び審判費用その他の手続きは、家庭裁判所の定めるところによる。

(費用の負担)

第6条 審判の請求に要する手続費用については、申立人たる区長が家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条の定めにより負担する。

2 区長は、特別な事情がない限り、前項の費用について家事事件手続法第29条の規定により、手続費用の負担の裁判の決定により、負担するものとする。

3 区長は、後見人報酬等の助成を受けなければ制度の利用が困難なものに対し、その一部を助成することができるものとし、助成に必要な事項を別に定める。

(求償)

第7条 前条第2項の規定による裁判の決定に基づき、関係人に対し、審判の請求に要する手続費用の求償を求めることができる。

## 第4章 ヒアリング調査

(補則)

第8条 この要綱の実施について必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則 (12足福福発第1332号 平成12年10月18日 区長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則 (14足福福発第963号 平成14年9月1日 部長決定)

この要綱は、平成14年9月1日から施行する。

付 則 (17足中福発第247号 平成17年4月1日 部長決定)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (17足中福発第1878号 平成18年3月31日 部長決定)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (26足足福援発第2836号 平成26年3月23日 福祉部長決定)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## 「足立区成年後見審判区長申立て取扱い要領」

## 足立区成年後見審判区長申立て取扱い要領

## (目的)

第1条 この要領は、成年後見開始審判を区長が申立てようとするとき、足立区成年後見制度における区長の審判請求に関する手続き要綱（以下「手続き要綱」という。）第8条の規定に基づき、具体的な取扱いの基準を定め制度の活用をより円滑にすることを目的とする。

## (困難事例検討会)

第2条 困難事例検討会（以下「検討会」という。）は、関係機関の要請に応じて開催され、情報を統合化し対象者の固有に持つ問題点と課題及び改善策等を総合的に検討するため、次のとおり実施する。

- (1) 検討会は、関係者、権利擁護センターあるいは地域包括支援センター等によって行われた初動調査をもとに、この関係者と区関係各部の構成によって実施する。
  - (2) 検討会は、対象者を保護する必要があるか否か、また、保護する必要がある場合、あらゆる法及び施策等の適用又は体制の確保等を行うことにより客観的な解決を成し得るための検討の場とする。
  - (3) 成年後見支援事業に係る関係機関は、対象者の検討にあたり、その個人情報の取扱いに留意しながらも、状態の推移によって発生する情報の総合化、統合化を常に行う。
  - (4) 検討会は、区長申立ての事務準備の判断を行う場として機能する。
- 2 精神障がい者の対象者決定は、手続き要綱第3条の規定に基づき衛生部長が行うが、その対象者の状況の検討にあたり、検討会の活用を図ることができる。

## (区長申立ての決定基準)

第3条 本人の意思・判断能力の程度、身体的状況、財産保全の危機の有無、自己・他人への危害・損害が加わる恐れの有無、親族との関係などについて極力把握し総合的に考察された結果に基づき、他に特段の手立てがなく、区長申立てによる成年後見制度の利用が適当と判断された場合に行う。

- 2 前項のうち、次に該当する者がある場合は、他に優先して申立てを行うことができる。
- (1) 自己の財産の保全が全くできない状態にあり、第三者により財産が侵害される恐れのある者又は契約期間切れなどによる財産所有権の喪失などの危機に瀕している者
  - (2) 自己の身辺管理ができない者、又は自他の生命・健康に火急の侵害を及ぼす恐れがある者
  - (3) 多額の財産があり、病状が重篤の者

## (本人の意思・判断能力の確認)

第4条 区長申立ての決定に係る本人の意思・判断能力の程度は、精神科医若しくは主治

## 第4章 ヒアリング調査

医の診断書により確認するものとする。

(区長申立て・援助方針の決定)

第5条 福祉部長は、審査対象者の状況を第3条及び第4条の規定に基づき調査の上、区長申立ての是非あるいは援助方針について足立区成年後見審判区長申立て等審査会（以下「区長申立て等審査会」という。）の審査に付し、同審査会は審査結果を福祉部長に報告しなければならない。

2 福祉部長は前項の報告に基づき、区長申立ての是非、援助方針を決定する。

3 前項により方針を決定した後、対象者の状況の変化等により方針の修正が必要となった時は、方針の再検討を行う。

4 精神障がい者の対象者決定は、手続き要綱第3条の規定に基づき衛生部長が行うが、その対象者の決定にあたり、区長申立て等審査会の活用を図ることができる。

5 前項により決定した対象者については、福祉部長が衛生部長より対象者の区長申立て手続きに係る依頼を受けた時点から手続きを開始する。

(親族の申立て意思確認)

第6条 区長申立てを決定するにあたっては、2親等内の親族についてその存否を調査し、親族が判明した場合には、当該親族による申立て意思の有無について確認し、その経過を記録しておかなければならない。

(費用負担)

第7条 審判申立て費用のうち求償権が付与された費用および実費相当分については、後見人等を通じて速やかに請求し、費用の回収を図るものとする。

付 則（15足中福発第291号）

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（17足中福発第248号）

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（17足中福発第1879号）

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（22足福福発第1199号）

この要領は、平成22年8月1日から施行する。

付 則（26足足福護発第507号 平成26年6月13日 福祉部長決定）

この要領は、平成26年6月13日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

## 「足立区成年後見支援事業審判請求費用助成金交付要綱（申立助成要綱）」

## 足立区成年後見支援事業審判請求費用助成金交付要綱

## （目的）

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用に当たり、後見、保佐、又は補助（以下「後見等」という。）開始の審判請求に要する費用（以下「審判請求費用」という。）を負担することが困難である者に対し、審判請求費用を助成することにより、成年後見制度の利用を促進することを目的とする。

## （助成の範囲）

第2条 この要綱における助成は、民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判請求に要する費用とする。

2 審判請求費用助成の範囲は、家庭裁判所に支払う収入印紙代（申立手数料、後見登記手数料）、郵便切手代及び鑑定費用並びに診断書作成料に相当する費用とする。

## （助成対象者）

第3条 この要綱における助成対象者は、本人及び配偶者又は四親等内の親族のうち、本人の後見等開始の審判請求を行う者（以下「審判請求者」という。）で、次の各号に掲げる場合において、それぞれ当該各号に定める要件に該当する者とする。ただし、区長が特に認めた場合はこの限りでない。

（1）審判請求者が本人の場合 アのいずれか、かつ、イのいずれかに該当する者

## ア 住所要件

（ア） 足立区内に住所を有する者。ただし、足立区内の施設等への入所・入居等に伴い足立区に転入した者のうち、介護保険の保険者、国民健康保険の保険者、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施機関又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の実施機関が足立区以外の区市町村（長）となっている者を除く。

（イ） 足立区内に住所を有しない者のうち、足立区外の施設等への入所・入居等に伴う足立区からの転出により、介護保険の保険者、国民健康保険の保険者、生活保護法による保護の実施機関又は障害者総合支援法の実施機関が足立区（長）となっている者

## イ 経済要件

（ア） 生活保護法による保護を受けている者

（イ） 最新年度に係る住民税が非課税であり、審判請求費用を負担することが困難である者

（2） 審判請求者が親族の場合

審判請求を行う親族（以下「親族」という。）が最新年度に係る住民税が非課税で

あり、審判請求費用を負担することが困難である者、かつ、本人が前号アの（ア）又は（イ）に該当する者

（助成金交付の申請等）

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、足立区成年後見支援事業審判請求費用助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、家庭裁判所に審判請求する前に、区長に対して申請を行うものとする。

（1） 審判請求者が本人の場合

- ア 生活保護受給証明書（生活保護受給者に限る。）
- イ 非課税証明書（最新年度分の証明書。生活保護受給者は除く。）
- ウ 資産状況が分かる通帳、預貯金証書等

（2） 審判請求者が親族の場合

- ア 非課税証明書（最新年度分の証明書）
- イ 本人との関係を示す戸籍謄本等

（3） その他区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、足立区成年後見支援事業審判請求費用助成金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により、決定内容を助成対象者に通知するものとする。

3 前項の規定による決定を受けた助成対象者は、足立区成年後見支援事業審判請求費用助成金請求書兼、口座振替依頼書（第3号様式）により、区長に対して助成金の請求をするものとする。

4 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付する。

（鑑定費用に係る助成金の申請等）

第5条 前条第2項の規定により、助成金の交付決定を受けた者が審判請求を行った場合に、鑑定が必要となり、鑑定費用の助成を受けようとするときは、足立区成年後見支援事業審判請求費用（鑑定費用）助成金交付申請書（第4号様式）に家庭裁判所発行の保管金提出書（兼還付請求書）を添えて、区長に対して申請を行うものとする。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、足立区成年後見支援事業審判請求費用（鑑定費用）助成金交付・不交付決定通知書（第5号様式）により、決定内容を助成対象者に通知するものとする。

3 前項の規定による決定を受けた助成対象者は、足立区成年後見支援事業審判請求費用（鑑定費用）助成金請求書兼、口座振替依頼書（第6号様式）により、区長に対して助成金の請求をするものとする。

4 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付する。

（審判確定後の報告義務）

第6条 第4条第2項の規定による助成対象者は、審判確定後60日以内に、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 後見等開始審判書謄本の写し
  - (2) 成年後見用診断書作成に要した費用の領収書等
- 2 前条第2項の規定による鑑定費用に係る助成対象者は、審判確定後60日以内に、次に掲げる書類を、区長に提出しなければならない。この場合において、前項の規定により同項第1号に掲げる書類を提出したときは、当該書類の提出を省略することができる。

- (1) 後見等開始審判書謄本の写し
- (2) 家庭裁判所に鑑定費用を支払ったことが確認できる書類  
(助成金額の確定)

第7条 区長は、前条の規定により報告を受けたときは、報告内容を審査し、助成対象者に交付すべき助成金額を確定する。

- 2 区長は、第4条第4項又は第5条第4項の規定に基づき交付された助成金額が、前項の確定金額に満たないときは、その金額との差額を支払うものとする。

(助成決定の取消し)

第8条 区長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件に該当していないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(助成金の返還)

第9条 区長は、前条の規定により助成決定の取消しをしたときは、助成対象者に対して、助成金の全部又は一部を返還請求することができる。

- 2 区長は、助成対象者の資力が回復したと認められた場合には、助成対象者に対して、助成金の全部又は一部を返還請求することができる。

- 3 区長は、第4条第4項又は第5条第4項の規定に基づき交付された助成金額が、第7条第1項の確定金額を超えているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項は、別に定めるものとする。

付 則 (30足福高発第3275号 平成30年11月26日 区長決定)

(施行期日)

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前に30足福高発第3273号 平成30年11月26日 区長決定により廃止した足立区成年後見支援事業審判請求

## 第4章 ヒアリング調査

費用助成金交付要綱の規定により区長が行った決定その他の行為又は同要綱の規定により区長に対してなされた申請その他の行為で施行日以降に処理されることとなるものは、それぞれにこの要綱の相当規定により区長が行った決定その他の行為又はその他の区長に対してなされた申請その他行為とみなす。

「足立区成年後見支援事業後見報酬費用助成金交付要綱（報酬助成要綱）」

足立区成年後見支援事業後見報酬費用助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用に当たり、成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）に対する報酬を負担することが困難である者に対し、必要な費用の全部又は一部を助成することにより、成年後見制度の利用を促進することを目的とする。

(助成の範囲)

第2条 助成の範囲は、民法（明治29年法律第89号）第862条（同法第876条の5第2項又は第876条の10第1項において準用する場合を含む。）の規定による成年後見人等に対する報酬費用とする。

(助成対象者)

第3条 この要綱における助成金の対象者は、足立区成年後見審判区長申立て取扱い要領（15足中福発第291号福祉部長決定）に基づく審判請求又は民法第7条、第11条若しくは第15条第1項の規定による、本人及び配偶者又は四親等内の親族による審判請求（以下「本人・親族による審判請求」という。）により、家庭裁判所が後見、保佐又は補助（以下「後見等」という。）開始の審判を決定した被後見人等であつて、次の住所要件のいずれか、かつ、経済要件のいずれかに該当する者とする。ただし、区長が特に認めた場合はこの限りでない。

(1) 住所要件

ア 足立区内に住所を有する者。ただし、足立区内の施設等への入所・入居に伴い足立区に転入した者のうち、介護保険の保険者、国民健康保険の保険者、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施機関又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の実施機関が足立区以外の区市町村（長）となっている者を除く。

イ 足立区内に住所を有しない者のうち、足立区外の施設等への入所・入居等に伴う足立区からの転出により、介護保険の保険者、国民健康保険の保険者、生活保護法による保護の実施機関又は障害者総合支援法の実施機関が足立区（長）となっている者

(2) 経済要件

ア 生活保護法による保護を受けている者で、報酬付与申立時に家庭裁判所へ提出した財産目録の預貯金等の合計額が60万円以下であり、かつ、資産化して報酬の支払に充てることができる適当な資産がない者

イ 成年後見人等への後見報酬費用を負担することにより要保護者となる者で、報酬付与申立時に家庭裁判所へ提出した財産目録の預貯金等の合計額が60万円以下であり、かつ、資産化して報酬の支払に充てることができる適当な資産がない者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は助成の対象としない。ただし、区長が特に認めた場合はこの限りでない。

(1) 平成27年3月31日以前に、本人又はその親族による審判請求により、後見等

## 第4章 ヒアリング調査

開始の審判の決定を受けた被後見人等

- (2) 配偶者又は四親等以内の親族が成年後見人等に選任されている被後見人等
- (3) 足立区長以外の区市町村長の審判請求により、後見等開始の審判の決定を受けた被後見人等

(被後見人等が死亡した場合の助成対象者の特例)

第4条 第7条の規定による申請を行う前に被後見人等が死亡した場合は、報酬付与の審判により報酬を付与するとされた成年後見人等を助成対象者とする。

- 2 前項の助成対象者に対して助成を行う場合は、被後見人等死亡時において、被後見人等が前条に定める要件に該当していなければならない。

(助成対象期間)

第5条 助成対象期間は、成年後見人等が行った一定期間の後見等の事務に対して事後にその報酬額を決定するという報酬付与審判の特性に鑑み、報酬付与審判によって決定された報酬対象期間とする。

(助成金上限額)

第6条 助成金額は、月を単位として2万円を上限とする。ただし、あだち区民後見人の助成金額は、月を単位として1万円を上限とする。

(助成金交付の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、報酬付与の審判が確定した日から90日以内に足立区成年後見支援事業後見報酬費用助成金交付申請書(第1号様式)に必要書類を添えて、区長に対して申請を行うものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 報酬付与審判書の写し
- (2) 登記事項証明書の写し
- (3) 家庭裁判所に提出した財産目録の写し(報酬付与申立時のもの)
- (4) その他区長が必要と認める書類

- 3 成年後見人等は、被後見人等に代わって第1項の規定による申請を行うことができる。

(助成金交付決定及び通知)

第8条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、足立区成年後見支援事業後見報酬費用助成金交付・不交付決定通知書(第2号様式)により、決定内容を申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第9条 前条の規定により助成金交付の決定を受けた助成対象者は、足立区成年後見支援事業後見報酬費用助成金請求書兼、口座振替依頼書(第3号様式)により、区長に対して助成金の請求をするものとする。

- 2 成年後見人等は、助成対象者に代わって前項の規定による請求を行うことができる。

- 3 区長は、第1項又は前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付する。

(助成決定の取消し)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定の全部又は一部を取り

消すことができる。

(1) 助成対象者（第4条に該当する場合は死亡時の被後見人等。以下この条において同じ。）が、第3条に規定する要件に該当していないことが判明したとき。

(2) 助成対象者が、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(助成金の返還)

第11条 区長は、前条の規定により助成決定の取消しをしたときは、助成対象者に対して、助成金の全部又は一部を返還請求することができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第12条 助成金を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項は、別に定めるものとする。

付 則（30足福高発第3270号 平成30年11月26日 区長決定）

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に30足福高発第3268号 平成30年11月26日 区長決定により廃止した足立区成年後見支援事業後見報酬費用助成金交付要綱の規定により区長が行った決定その他の行為又は同要綱の規定により区長に対してなされた申請その他の行為で施行日以降に処理されることとなるものは、それぞれにこの要綱の相当規定により区長が行った決定その他の行為又はその他の区長に対してなされた申請その他行為とみなす。

## 第4章 ヒアリング調査

### 2-1-2. 大阪府東大阪市

#### (1) 自治体基礎情報（令和4年度取組状況調査より引用）

人口	480,829人（令和4年10月1日現在）
65歳以上の高齢者数、高齢化率	135,472人（28.17%）
成年後見制度利用者数*	1,106人（令和3年12月31日現在）

※「成年後見制度利用者数」は、後見、保佐、補助（、任意後見）利用者総数のうち、家庭裁判所からの情報提供を受けて、市町村が把握している人数。

#### (2) 成年後見制度利用促進に関連する庁内の体制整備状況（令和4年10月1日現在）

中核機関整備状況	1箇所（直営＋委託）
市町村計画策定状況	策定済み
協議会整備状況	整備済み
市町村長申立てに関する要綱整備状況	整備済み
成年後見制度利用支援事業に関する要綱整備状況	整備済み

#### (3) 市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に関して有効と考えられる取組や体制等の状況（下線は事務局）

##### ■成年後見制度の利用や市町村長申立ての要否を判断する要綱等の整備（取組2-1-2）

##### ■成年後見制度利用支援事業の実施要綱等の整備（取組2-1-4）

###### ▶ 市町村長申立てに関する要綱、成年後見制度利用支援事業に関する要綱：

- 平成13年1月、「東大阪市成年後見審判申立実施要綱」を整備。市長申立て及び成年後見制度利用支援事業に関する内容を規定している。
- 市長申立ての対象者：「判断能力が不十分な認知症等の高齢者、知的障害者及び精神障害者であって、配偶者若しくは2親等以内の親族がない又はこれらの親族があっても音信不通の状況にある場合であって申立てを行おうとする3親等若しくは4親等の親族も明らかでないなどの事情にあるもの」としている。類型は後見、保佐、補助を対象としている。
- 市長申立てにおいては、要綱で住所地特例や居住地特例について定めていないが、内規において「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」（令和3年11月26日付厚生労働省通知）第3条に基づき、他市町村と協議すると定めている。
- 成年後見制度利用支援事業の対象者：「後見、保佐、補助の類型に関わらず、本市で市長申立てをされた方」のうち、「生活保護を受給または費用負担が困難であると市長が認める者」としている。
- 成年後見制度利用支援事業においては、住所地や居住地に関する要件はないため、要綱、内規ともに住所地特例や居住地特例等についての記載はない。仮に引越し（在宅）等で他市町村に住民票を移されても、本市で市長申立てをされた方であれば対象としている。
- いずれの要綱でも住所、居所の要件を設けていないのは、要綱整備当時、市町村間における対象要件の違いが大きいことで、ご本人が報酬助成を受けられず、後見制度の利用継続できないことになりかねないという可能性があることを懸念したと考えられる。

ポイント

- 成年後見制度や市町村長申立てを必要とする人を発見し、相談、適切な支援につなげる仕組みの整備（取組 2-1-5）
- 市町村長申立てのマニュアルやフロー図の活用、整備（取組 2-1-3）
- 審判確定までや後見人等就任後に必要となる支援までを見通したアセスメントの実施、支援方針の検討、共有をする仕組みの整備（取組 2-1-6）
- 市町村長申立てに関する審査の機会、受任調整会議等の整備（取組 2-1-7）

▶ **個別支援策検討会議の設置（東大阪市高齢者地域ケア会議の一環）：**

- ・ 高齢者に関しては、東大阪市高齢者地域ケア会議の一環として「**個別支援策検討会議**」を設けている。当会議は1つの支援機関では対応が難しい高齢者に関して、支援方策や役割分担等の検討を目的とした会議である。
- ・ **構成メンバー：福祉事務所、地域包括支援センター、基幹型地域包括支援センター、その他必要な関係者**である。
- ・ 開催頻度：必要に応じて（問題が発生すれば随時）。（開催実績（令和3年度）：691件、内訳としては、虐待件数が567件、困難ケースが124件）。
- ・ 当会議で、高齢者への支援方針として、**成年後見制度の利用や市長申立ての必要性とともに、申立て後の生活支援に関する内容、役割分担等も検討を行っている。**
- ・ 市長申立てが必要な事例を「東大阪市成年後見審判申立審査会」に諮る流れとなっているが、**前段の「個別支援策検討会議」等で本人の生活状況や後見人等就任後に必要となる支援内容、役割分担等の課題整理を行ってから事例を提出している。**

ポイント

▶ **審査会の開催方法等の見直し：**

- ・ もともと東大阪市成年後見審判申立審査会は、対面形式で、年5回開催していた。そのときは1回に審査する件数が約20件弱で、申立てまでに時間がかかったり、審査会で審査する時間も長くなったりという課題があった。
- ・ そこで、**制度の利用開始までの期間を少しでも短縮できるよう、審査会の開催方法等の見直し**を行った。具体的には、開催頻度を毎月とするとともに、今年度の後期から、試行的に、書面開催という形式で開催している。
- ・ まだ始めたばかりのため効果は何とも言えないが、審査会1回に上げられる件数が数件程度になっているため、**審査時間の短縮や、申立てまでの時間短縮**に、今後、一定の効果が見えてくるのではないかと考えている。

ポイント

■ **市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に向けた課題**

- ・ 成年後見制度利用促進の一環として、本市では報酬対象者の拡充を検討している。しかし、例えば高齢分野と障害分野では国からの補助金制度の仕組みが異なっているため、障害分野では拡充を一般財源から確保する必要があるなどの支障が生じている。
- ・ また、各自治体間で報酬助成の対象要件（転入・転出者等の取扱い）が異なる場合がある。そのことで、転出元と転入先の両方の自治体から重複して助成を受けたり、逆にいずれからも助成を受けられない等の事例が生じることが想定される。
- ・ こうした自治体間の事情により、本人に不利益な状況を生じさせないためにも、全国的に統一した要件設定について検討をお願いしたい。

## 「東大阪市成年後見審判申立実施要綱」

### 東大阪市成年後見審判申立実施要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な認知症等の高齢者、知的障害者及び精神障害者が、成年後見制度による保護を受けることにより自立した生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

#### (審判の申立て)

第2条 市長は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、当該各規定に定める者について、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、成年後見開始の審判等の申立て（以下「申立て」という。）を行うものとする。

#### (対象者)

第3条 市長申立ての対象者は、判断能力が不十分な認知症等の高齢者、知的障害者及び精神障害者であつて、配偶者若しくは2親等以内の親族がない又はこれらの親族があつても音信不通の状況にある場合であつて申立てを行おうとする3親等若しくは4親等の親族も明らかでないなどの事情にあるものとする。

#### (申立ての種類)

第4条 市長申立ての種類は、次のとおりとする。

- (1) 後見開始の審判（民法第7条）
- (2) 保佐開始の審判（民法第11条）
- (3) 保佐人の同意権の範囲を拡張する審判（民法第13条第2項）
- (4) 保佐人に代理権を付与する審判（民法第876条の4第1項）
- (5) 補助開始の審判（民法第15条第1項）
- (6) 補助人に同意権を付与する審判（民法第17条第1項）
- (7) 補助人に代理権を付与する審判（民法第876条の9第1項）

#### (申立て費用)

第5条 市長申立てに要する費用は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、市長の負担とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、家事事件手続法第28条第2項の規定により申立て対象者の負担とし、当該費用を請求するものとする。

#### (費用の助成)

第6条 第3条による市長申立ての対象者のうち、成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用を負担することが困難である者（以下「助成対象者」という。）については、成年後見人等の報酬を助成する。

2 前項に規定する助成対象者は、報酬付与審判申立の報告基準日時点で次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護を受けている者
- (2) その他当該申立てに要する費用を負担することが困難であると市長が認める者

3 助成対象費用は、申立てに要する費用及び選任された成年後見人等の報酬の全部又は一部（以下「審判申立費用」という。）とする。ただし、成年後見人等の報酬助成の金額は、家庭裁判所が決める金額の範囲内で、かつ介護老人福祉施設等の施設に入所若しくは病院等に入院している者については月額18,000円を、その他の者については月額28,000円を限度とする（別表1）。

4 前項の規定により助成額の算定を行う場合において、1月に満たない日数があるときは、当該1月に満たない日数に係る助成額を、介護老人福祉施設等の施設に入所若しくは病院等に入院している者については日額600円を、その他の者については日額933円として日割計算により算出するものとする。

5 市長は、助成対象者の資産の状況を調査して、費用の助成を行う。

6 費用の助成決定を受けている者（以下「助成決定者」という。）の成年後見人等は、助成決定者の資産状況又は生活状況に変化があった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

7 市長は、助成決定者の資産状況若しくは生活状況の変化又は死亡等により助成の理由が消滅したと認めるとき、若しくは著しく変化したときは、助成を中止又は助成の金額を増減することが出来る。

8 助成費用の支払先は助成対象者とする。ただし、助成対象者が死亡した場合、または助成対象者に支払うことが適切でない場合はその限りでない。

（事務分担）

第7条 申立てに係る事務は、対象者を所管する課において行う。ただし、費用の支出等の事務については、当該予算を所管する課において行うものとする。

（東大阪市成年後見審判申立審査会）

第8条 申立ての可否及び申立ての種類を審査するため、東大阪市成年後見審判申立審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員は、次のとおりとする。

- (1) 生活支援部福祉事務所次長又は福祉課長
- (2) 福祉部地域福祉室地域福祉課長
- (3) 福祉部障害者支援室障害施策推進課長
- (4) 福祉部高齢介護室地域包括ケア推進課長
- (5) 健康部保健所健康づくり課長
- (6) 健康部保健所保健センター所長
- (7) 東大阪市社会福祉協議会事務局長が指名する者
- (8) その他市長が必要と認める者

3 審査会は、関係所長等の要請により福祉部地域福祉室地域福祉課長又は健康部保健所健康づくり課長が招集し、その議長となる。

4 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

5 審査にあたっては、対象者及びその家族、主治医並びにその他の専門家の意見を尊重するものとする。

6 審査会の庶務は、福祉部地域福祉室地域福祉課又は健康部保健所健康づくり課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年1月26日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年1月1日から実施し、平成15年4月1日から適用する。

## 第4章 ヒアリング調査

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2の改正規定は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

別表1

## 介護保険法施設

施設類型	報酬助成分類
介護老人福祉施設	施設
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
介護老人保健施設	
介護医療院	
介護療養型医療施設	

## 居宅系介護サービス

施設類型	報酬助成分類
特定施設入居者生活介護(養護老人ホームを除く)	在宅
地域密着型特定施設入居者生活介護	
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	

## 老人福祉法による施設

施設類型	報酬助成分類
養護老人ホーム	施設
軽費老人ホーム	在宅
有料老人ホーム	

## 高齢者住まい法による住宅

施設類型	報酬助成分類
サービス付き高齢者向け住宅	在宅

## 生活保護法による保護施設

施設類型	報酬助成分類
救護施設	施設
更生施設	
宿所提供施設	

## 障害者総合支援法による障害者支援施設等

施設類型	報酬助成分類
障害者支援施設	施設
療養介護(サービス)	
府立障がい者自立センター	
宿泊型生活訓練施設(サービス)	
福祉ホーム	在宅

## 第4章 ヒアリング調査

共同生活援助事業所	
-----------	--

その他の社会福祉法等による施設

施設類型	報酬助成分類
社会福祉住居施設(日常生活支援住居施設を含む)	施設
生活困窮者・ホームレス自立支援センター	
生活困窮者一時宿泊施設	
原子爆弾被爆者養護ホーム	
生活支援ハウス	
婦人保護施設	
矯正施設	
更生保護施設	

## 2-1-3. 長野県長野市

## (1) 自治体基礎情報（令和4年度取組状況調査より引用）

人口	369,421人（令和4年10月1日現在）
65歳以上の高齢者数、高齢化率	112,210人（30.4%）
成年後見制度利用者数※	208人

※「成年後見制度利用者数」は、後見、保佐、補助（、任意後見）利用者総数のうち、家庭裁判所からの情報提供を受けて、市町村が把握している人数。

## (2) 成年後見制度利用促進に関連する庁内の体制整備状況（令和4年10月1日時点）

中核機関整備状況	1箇所（委託）
市町村計画策定状況	策定済み
協議会整備状況	整備済み
市町村長申立てに関する要綱整備状況	なし（事務取扱要領整備）
成年後見制度利用支援事業に関する要綱整備状況	なし（助成金交付要領整備）

## (3) 市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に関して有効と考えられる取組や体制等の状況（下線は事務局）

■成年後見制度や市町村長申立てを必要とする人を発見し、相談、適切な支援につなげる仕組みの整備（取組2-1-5）

■市町村長申立てに関する審査の機会、受任調整会議等の整備（取組2-1-7）

➤ 高齢者、障害者ともに、福祉事務所と長野市成年後見支援センターに相談が集約される流れ（長野市成年後見センターにおける相談から支援までのフロー）：

・高齢者、障害者ともに、福祉事務所と長野市成年後見支援センター（以下「成年後見支援センター」）に相談が集約される流れとなっている。主な相談の流れは以下である。

✓ 介護支援専門員等からの相談の場合

- ◇ 高齢者：介護支援専門員→地域包括支援センター→福祉事務所（地域包括ケア推進課）
- ◇ 高齢者：介護支援専門員→（地域包括支援センター→）成年後見支援センター→福祉事務所（地域包括ケア推進課）
- ◇ 障害者：相談支援専門員→福祉事務所（障害福祉課）
- ◇ 障害者：相談支援専門員→成年後見支援センター→福祉事務所（障害福祉課）

✓ 本人・家族からの相談の場合

- ◇ 本人または家族→成年後見支援センター→福祉事務所（地域包括ケア推進課又は障害福祉課）

✓ 病院（医療ソーシャルワーカー）からの相談の場合

- ◇ 医療ソーシャルワーカー→（成年後見支援センター→）福祉事務所（主に地域包括ケア推進課）

■市町村長申立てのマニュアルやフロー図の活用、整備（取組 2-1-3）

■審判確定までや、後見人等就任後に必要となる支援までを見通したアセスメントの実施、支援方針を検討、共有する機会の整備（取組 2-1-6）

▶ **相談から支援までのフロー図の活用：**

- ・ 成年後見支援センターと福祉事務所で連携しながら、他法他施策の利用を含め、ケース記録（措置その他）等を活用しながら、本人にとって望ましい支援方針を決めていく（後述 p. 111）。

▶ **相談受付から受任調整（マッチング）**

- ① 相談受付（後見等に関する相談以外に虐待に関する相談の場合もある）、成年後見支援センターにて相談受付票を作成（担当ケースワーカーが作成又は①の相談者に作成を依頼）→成年後見支援センターに送付
- ② 総合相談カンファレンス（後見等の必要性、市長申立ての要否、財産保全の必要性、後見開始までの支援方針等について担当者間で協議）
- ③ アセスメント（成年後見支援センター職員と本人との面談（担当ケースワーカー立ち合い）
- ④ 申立て支援（受任調整会議（専門職調整委員会））

▶ **受任調整からフォローアップ**

- ⑤ プラン実施（候補者の推薦依頼、候補者と本人等の面談、専門職による申立て書類作成（適宜））
- ⑥ 申立・審判・選任（受理面接、選任後の関係者とのカンファレンス）
- ⑦ 後見等業務支援（後見人等の種別に応じた支援の実施）

ポイント

■専門職（団体）から、制度の利用や市町村長申立て、虐待対応等に関する助言を受けられる関係や仕組みの整備（取組 2-1-8）

■後見人等就任後の支援チームに対するサポートや助言する仕組みの整備（取組 2-1-9）

▶ **受任者調整会議（専門職調整委員会）：**

- ・ 毎月、受任候補者、申立代理者等の調整、専門職派遣の必要性等について、受任調整会議（専門職調整委員会）を実施。
- ✓ **メンバー<sup>34</sup>**：弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士
- ・ 適切な候補者選定にあたっての考え方（主なもの）
  - ✓ 家族・親族状況の有無、支援の可否
  - ✓ 家族・親族からの虐待の有無（財産保全の必要性）
  - ✓ 成年後見人等の想定される支援内容
  - ✓ 本人の今後の生活に対する希望
  - ✓ 形成されているチームの構成及び支援方針
  - ✓ 本人・親族による申立ての可否
  - ✓ 資産状況
  - ✓ 債務整理や相続等の法的課題の有無

▶ **適切な候補者選定にあたっての考え方をういて検討を行うことの効果：**

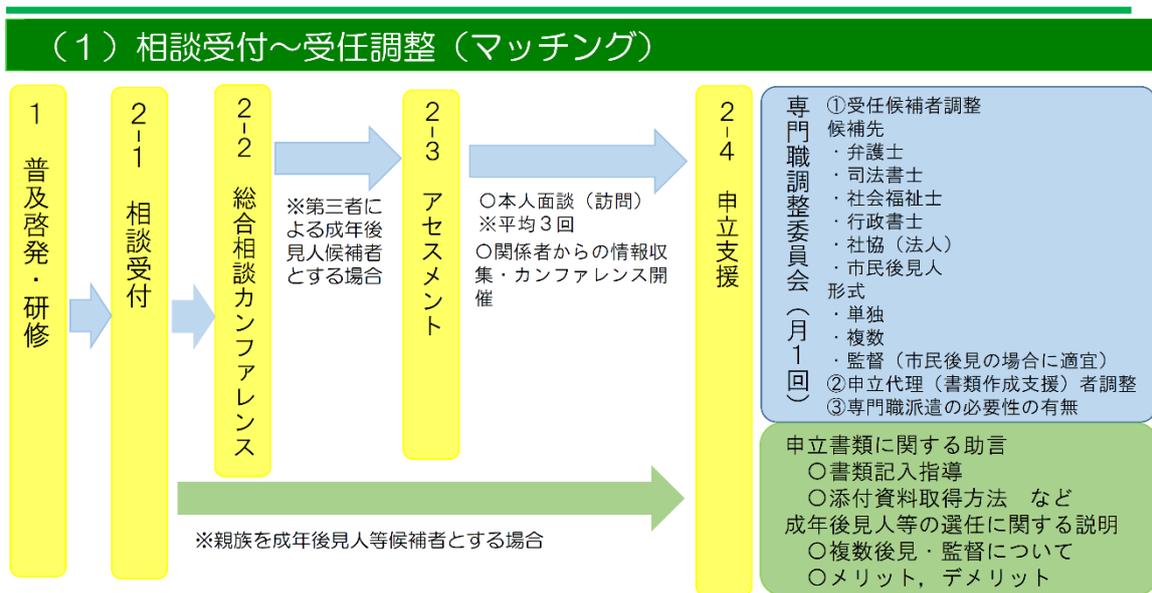
- ・ 適切な候補者選定にあたっての考え方を整理、共有することで、**本人の課題解決及び今後必要とされる生活に必要な後見人等の候補者選任を効果的に行うことができている。**

ポイント

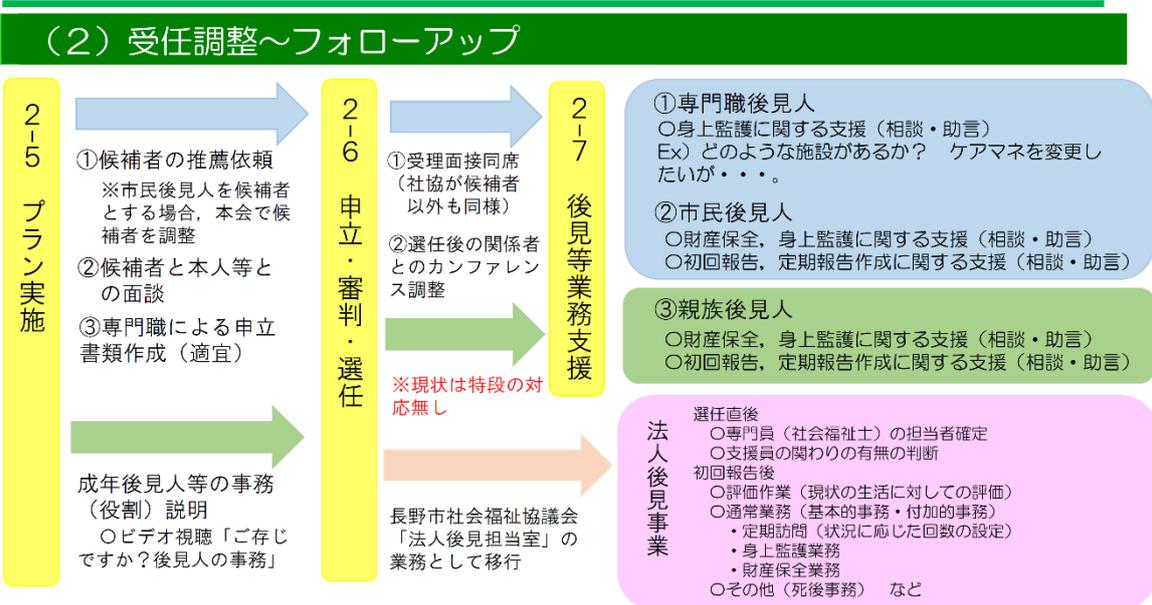
<sup>34</sup> メンバーに対して、毎年度、各専門職団体及び所属団体と「①受任調整会議への委員派遣、②受任調整会議の協議によって会員推薦依頼があった場合における会員の推薦（候補者推進）」の2点を趣旨とする業務委託契約（※委託料無し）を締結。

長野市成年後見センターにおける相談から支援までのフロー

長野市成年後見支援センターにおける相談から支援までのフロー



長野市成年後見支援センターにおける相談から支援までのフロー

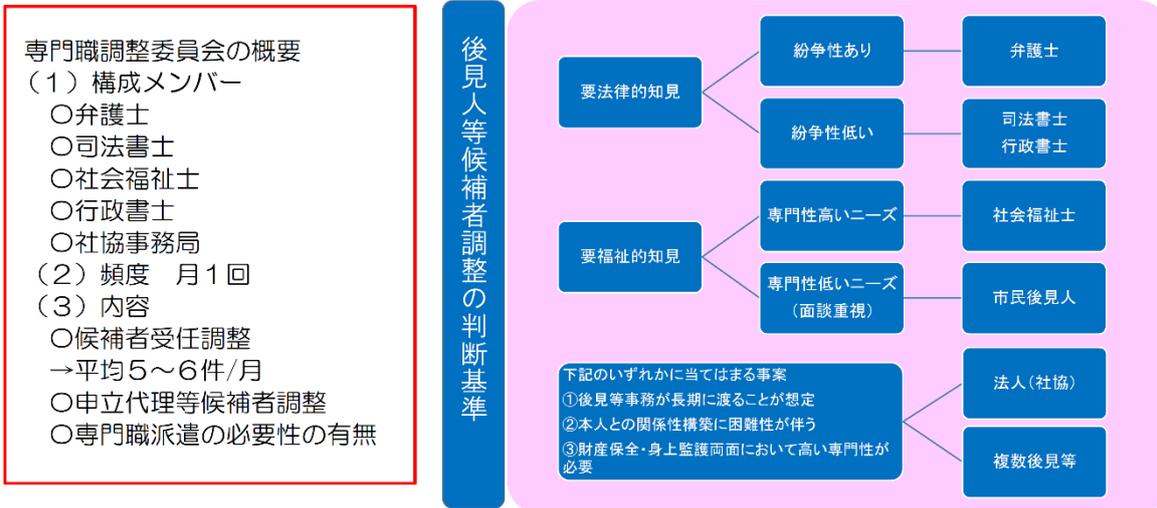


ヒアリング調査協力自治体からの提供資料

受任者調整会議（専門職調整委員会）における受任者調整（マッチング）

各段階における支援の概要

2-4) 申立支援-専門職調整委員会における受任調整（マッチング）



ヒアリング調査協力自治体からの提供資料

■協議会等において、取組や体制整備状況を報告する仕組みの整備（市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業を含む）（取組 2-1-10）

ポイント

- **近隣の町村と連携中枢都市圏協定を活用した広域での協議会設置、取組の推進：**
- ・ 成年後見支援センターを中核機関に位置付ける際に、近隣の町村と連携中枢都市圏協定を締結して共同設置とし、合せて協議会の委員を連携市町村からの選出として広域化している。
- 上記の仕組みにより、**本市を含む4市町村が連携して取り組む基盤が構築**されており、**成年後見制度利用支援事業についても連携市町村内で統一した取り扱いが可能**となっている。
- ・ 共同で設置した長野地域成年後見支援ネットワーク協議会からも、成年後見制度利用支援事業への取組強化（報酬助成の対象者を市町村長申立て者に制限していることからの改善）に関する意見が提出されており、これを機に町村と連携して成年後見制度利用支援事業の見直しを進めている。
  - ・ 長野地域成年後見支援ネットワーク協議会（長野市・信濃町・小川村・飯綱町） 構成メンバー19名
    - ✓ 弁護士(1名)、司法書士(1名)、行政書士(1名)、社会保険労務士(1名)、税理士(1名)、医師(3 医師会・各1名)、精神保健福祉士(1名)、社会福祉士(1名)、民生委員児童委員(4 民児協・各1名)、地域包括支援センター(1名)、金融機関(1名)、市民団体(NPO 法人・1名)、当事者団体(手をつなぐ育成会1名、障害ふくしネット1名) + 家庭裁判所書記官(1名) がオブザーバー参加

## ■市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に向けた課題

▶ **成年後見制度利用支援事業：申立て費用助成の対象範囲が狭い**

- ・ 申立ての仕組み自体が複雑で難しい。Q&A (H12.7.3 事務連絡)によると、申立て費用助成の負担対象範囲は、地域の実情に応じて市町村の判断で参考単価を基に単価を設定すべきものとして、成年後見制度の申立てに要する経費（申立て手数料、登記手数料、鑑定費用、その他郵便切手等）とされているが、専門職に依頼する書類作成費用は単価設定例に助成対象として例示されていない。印紙代等の負担をするくらいでは申立ての効果は発生しない、かといって、専門職への書類作成代行費用まで対象とするには大変な額になる。
- ・ 申立費用助成申請書類の作成を専門職に依頼すると申請書類作成の報酬>助成金額となることが想定され、助成を受けることでかえって費用負担が増すおそれがある。鑑定費用を助成する場合には一定の効果があると考えられるが、鑑定が行われるケースは稀である。
- ・ 首長申立の場合に限れば、申立費用を求償しないことで助成と同様の効果が得られる（現行の事務取扱要領）ように見える。

▶ **成年後見制度利用支援事業：対象者「低所得者」の範囲の想定が難しい**

- ・ 「R4.10.17 事務連絡」は、「市町村による適切な実施」とは、少なくとも、同事業の対象として「①市町村長申立以外の本人申立や親族申立の申立費用及び報酬、②生活保護以外の低所得者の申立費用及び報酬、③後見等監督人が選任される場合の報酬を含（む）」と明記された。
- ・ 長野県が提示している「成年後見制度利用支援事業実施要綱」<sup>35</sup>では、対象を市町村長申立てがされた者、生活保護受給者」等が示されており、この内容に沿っている市町村も多い。
- ・ 第二期基本計画や連携中枢都市圏協定市町村における協議体の動きもあり、成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討を開始している（令和6年度改正予定）が、課題も多い。課題としては、以下である。国までではなく、せめて県内で統一した考え方が示されれば、財政部局を説得する材料になると思う。
  - ✓ 予算化するのに対象者の予測ができない。専門職団体（三士会）への照会はできると思うが、親族申立ての対象者を把握する手段がない。
  - ✓ 報酬助成を拡大することにより裁判所による報酬付与額が増額となる可能性はあるが、報酬付与額は裁判事項である以上、市町村において報酬付与額を予測して予算を確保することは困難である。
  - ✓ 「低所得者」の考え方が全国の市町村で不統一。
  - ✓ 本人や親族申立てを検討している人への広報が難しい（手段、内容の難しさ）。
  - ✓ 親族後見で後見人に相続権がある場合に、成年被後見人のみではなく、相続財産の有無や後見人等の所得状況等、個々の事情を勘案する必要があると考えるが、一定の基準を設けることが難しい。かといって、親族後見人に無報酬を勧めるものではない。

<sup>35</sup> 『成年後見制度 市町村長申立ての手引き』（長野県、平成26年11月、<https://www.pref.nagano.lg.jp/chiiki-fukushi/kenko/fukushi/fukushi/documents/mousitatetebiki.pdf>)

## 第4章 ヒアリング調査

### ➤ 助成対象期間の考え方

- ・ 助成対象とする期間はいつか。家庭裁判所への報告は年1回行われるとしても、報酬付与の審判は何年か遡って請求される場合があると聞く。まとまった額を助成することは困難なため、直近1年間を対象にしたいと考えているが、他市町村の考え方はどうか。
- ・ 上限月額を設ける場合に、1カ月に満たない期間の上限額（全額・半額・日割）が不明確。また、月の途中で転出入があった場合はどちらの市町村の負担とするか定められていないため、助成ができなかったり、二重に助成されたりする場合が考えられる。

## 2-1-4. 茨城県水戸市

## (1) 自治体基礎情報（令和4年度取組状況調査より引用）

人口（R4.10.1時点）	270,309人
65歳以上の高齢者数、高齢化率	72,898人（26.9%）
成年後見制度利用者数 <sup>※</sup>	517人

※「成年後見制度利用者数」は、後見、保佐、補助（、任意後見）利用者総数のうち、家庭裁判所からの情報提供を受けて、市町村が把握している人数。

## (2) 成年後見制度利用促進に関連する庁内の体制整備状況（令和4年10月1日時点）

中核機関整備状況	1箇所（直営＋委託）
市町村計画策定状況	策定済み
協議体整備状況	設置済み
市町村長申立てに関する要綱整備状況	整備済み
成年後見制度利用支援事業に関する要綱整備状況	整備済み

## (3) 他自治体にとって参考になると考えられる市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に関する取組や体制整備の状況（下線は事務局）

## ■成年後見制度の利用や市町村長申立ての要否を判断する要綱等の整備（取組2-1-2）

▶ 市町村長申立てに関する要綱、成年後見制度利用支援事業に関する要綱：

- 平成17年1月、「水戸市成年後見等の審判の手続に関する要項」を、平成22年1月、「水戸市成年後見人等報酬助成金交付要項」を整備。市長申立て及び費用助成に関する内容を規定している。
- 市長申立て及び成年後見制度利用支援事業の対象者：いずれも住所要件を設けていないため、広く対象とすることができる。しかしながら、一番は、本人にとって少しでもよい環境を整えられることが重要であり、本人にとっての情報を多く持っているのが他市町村の場合、どちらが実施するのかを協議している。
- 令和3年3月、厚生労働省実務者協議の結果<sup>36</sup>をもとに、当市が生活保護の実施機関で、他市町村の病院に入院しているケースについて、病院から当該市町村に連絡があったが、当市が生活保護の実施機関であり、本人に関する情報を把握しているということで、当市が市町村長申立てをした事例があった。
- 成年後見制度利用支援事業の対象者の住所要件はないが、現在、市長申立て者に限っている。第二期基本計画で「対象者の拡大」と示されていることは認識している。

ポイント

<sup>36</sup> 「成年後見制度における市町村長申立てに関する実務者協議の取りまとめについて」（令和3年3月31日）

### ■庁内における、市町村長申立てに関する審査の機会、受任調整会議等の整備（取組2-1-6）

#### ▶ **受任候補者マッチング会議の実施：**

- ・ 茨城県の県央地区では、平成29年度から、定住自立圏（5市3町1村）で広域連携を開始し、この枠組みの中で成年後見制度利用支援事業に取り組んでいたが、令和2年4月に当市が中核市へ移行したことで、現在は、いばらき県央地域連携中枢都市圏事業として実施している<sup>37</sup>。
- ・ 当事業は、水戸市社会福祉協議会に委託し、広域中核機関の設置や権利擁護支援を目的とした地域連携ネットワークの構築のほか、成年後見制度の普及啓発や市民後見人の養成、圏域内における市町村長申立て案件を中心とした法人後見の受任などを実施している。
- ・ 加えて、令和4年度から、受任候補者マッチング会議を開始した。市町村長申立て案件で後見人等の候補者がいない場合に、関係機関が集まり、受任候補者の検討が行われることで、選任までに時間を要していたものの時間短縮が図られると期待している。

ポイント

w

### ■市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に向けた課題

#### ▶ **地域包括支援センターと市町村申立て担当部署との認識の共有が不十分：**

- ・ 高齢者の総合相談窓口として虐待や権利擁護に係る相談を受け、成年後見制度などの利用支援を行う地域包括支援センターを所管する部署（直営包括）と、成年後見等の市長申立てを行う部署が異なるため、情報共有などに時間がかかり、成年後見制度の利用が必要と判断するまでに時間を要してしまう。

#### ▶ **市長申立ての検討までに時間がかかることがある：**

- ・ 当部署で市町村申立ての検討会議を行うが、その場に情報提供した地域包括支援センター職員は同席しない。
- ・ 地域包括支援センターのスキルによって情報に差がある場合もあり、情報不足により、決定が先送りになることもある。

#### ▶ **報酬助成金の見直し及び圏域内制度の統一：**

- ・ 報酬助成の対象者の拡大（親族申立ても対象とする）、助成金額の改定（市民後見人及び監督人への助成金額）など見直しが必要である。
- ・ 圏域内ネットワークの枠組みの中で事業を推進していくにあたり、構成市町村間で助成金額が異なるのは望ましくないことから、統一を図っていくことが求められている。

<sup>37</sup> 『いばらき県央地域連携中枢都市圏ビジョン』（令和4年2月、水戸市、p.65、<https://www.city.mito.lg.jp/uploaded/attachment/20263.pdf>）

## 「水戸市成年後見等の審判の手続に関する要項」

### 水戸市成年後見等の審判の手続に関する要項

平成17年1月24日

水戸市告示第23号

注 平成22年1月から改正経過を注記した。

#### (目的)

第1条 この要項は、市長が行う老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の1の2の規定による審判の請求（以下「審判の請求」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（平22告示17・一部改正）

#### (審判の請求の決定等)

第2条 市長は、審判の請求を行う場合は、当該審判の請求の対象となる者（以下「対象者」という。）について、次の各号に掲げる事項を総合的に考察したうえで、その適否を決定するものとする。

- (1) 対象者の事理を弁識する能力の程度
- (2) 対象者の配偶者及び4親等以内の親族（以下「親族等」という。）の存否並びに親族等による対象者の保護の可能性
- (3) 対象者又は親族等が審判の請求を行う見込み
- (4) 市又は関係機関が実施する施策の適用状況
- (5) 対象者の資産の状況
- (6) その他市長が必要と認める事項

#### (審判の請求の手続)

第3条 審判の請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等の手続は、対象者に係る審判を管轄する家庭裁判所（以下「家庭裁判所」という。）の定めるところによる。

#### (審判の請求費用負担)

第4条 市長は、家事審判法（昭和22年法律第152号）第7条において準用する非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第26条の規定により、審判の請求に係る費用（以下「審判請求費用」という。）を負担する。

#### (審判の請求費用の求償)

第5条 市長は、審判請求費用について、対象者又は親族等が負担すべき特別の事情があると判断した場合は、市が負担した当該審判請求費用の求償権を得るため、非訟事件手続法第28条の命令に関する職権の発動を促す申立てを家庭裁判所に対して行うものとする。

(親族等への援助)

第6条 市長は、第2条第3号の事項を考察した場合において、対象者の親族等が審判の請求を行う旨の意思があると判断したときは、当該審判の請求に係る支援を行うことができる。

(補則)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、公布の日から施行する。

付 則 (平成22年1月27日告示第17号)

この要項は、公布の日から施行する。

## 「水戸市成年後見人等報酬助成金交付要項」

## 水戸市成年後見人等報酬助成金交付要項

平成 22 年 1 月 27 日

水戸市告示第 18 号

## (趣旨)

第 1 条 この要項は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 32 条、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 28 条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の 2 の規定により市長が行う審判の請求による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた者（以下「成年被後見人等」という。）に対し、予算の範囲内において、成年後見人等報酬助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、水戸市補助金等交付規則（昭和 53 年水戸市規則第 22 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (助成対象者)

第 2 条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、成年被後見人等のうち、成年被後見人等及びその属する世帯の世帯員の収入及び資産の状況により成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）に対する報酬の付与が困難であると市長が認めるものとする。

## (助成金の額)

第 3 条 助成金の額は、家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）第 39 条の規定に基づく同法別表第 1 の 13 の項、31 の項又は 50 の項の事項についての審判（以下「報酬付与審判」という。）により決定した報酬の額又は次の各号に掲げる額を合計した額のいずれか低い額とする。

- (1) 報酬付与審判に係る報酬の対象となった期間のうち施設等に入所している日が属する月の月数に 18,000 円を乗じて得た額
- (2) 報酬付与審判に係る報酬の対象となった期間の月数から前号に規定する月数を減じて得た数に 28,000 円を乗じて得た額

## (交付の申請)

第 4 条 助成金の交付を受けようとする者は、成年後見人等報酬助成金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

## (交付の決定)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、成年後見人等報酬助成金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第 2 号）により当該申請をした者に通知するものとする。

## (助成金の請求)

第 6 条 前条の規定による決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、助成金の交付を受けようとするときは、成年後見人等報酬助成金交付請求書（様式第 3 号）により市長に請求するものとする。

## (交付決定の取消し等)

第 7 条 市長は、受給者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたときは、助

成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 受給者は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分について既に助成金の交付を受けているときは、市長が指定する期日までに当該助成金を返還しなければならない。

(成年被後見人等が死亡した場合の特例)

第8条 助成対象者が第4条の規定による申請をせずに死亡した場合で当該助成対象者の遺留金品その他の相続財産の状況によりその成年被後見人等であった者が報酬付与審判に係る報酬の支払いを受けることが困難であると市長が認めるときは、当該報酬付与審判を受けた者を助成対象者とみなし、この要項を適用する。この場合において、第3条第1号中「施設等」とあるのは「成年被後見人等であった者が施設等」と、第4条中「成年被後見人等報酬助成金交付申請書(様式第1号)」とあるのは「成年被後見人等報酬助成金交付申請書(成年被後見人等用)(様式第4号)」、第6条中「成年被後見人等報酬助成金交付請求書(様式第3号)」とあるのは「成年被後見人等報酬助成金交付請求書(成年被後見人等用)(様式第5号)」とする。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、公布の日から施行する。

付 則(平成29年12月25日水戸市告示第286号)

この要項は、公布の日から施行する。

## 「茨城県央地域成年後見支援事業 受任候補者マッチング会議設置要綱

## 茨城県央地域成年後見支援事業 受任候補者マッチング会議設置要項

## (目的及び設置)

第1条 いばらき県央地域連携中枢都市圏を構成する市町村（水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村）において、成年後見等開始に係る審判の申立てに先立ち、成年後見人等を受任する候補者を調整することにより、成年後見制度を必要とする高齢者及び障害者等が、円滑に成年後見制度を利用できることを目的として受任候補者マッチング会議（以下「マッチング会議」）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 前条の目的を達成するため、マッチング会議の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 個別案件に係る、情報の共有に関する事
- (2) 成年後見制度の適否に関する事
- (3) 成年後見人等候補者の調整に関する事
- (4) その他目的達成のために必要な事項に関する事

## (委員構成)

第3条 マッチング会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 法律関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) その他水戸市社会福祉協議会（以下「本会」）会長が適任と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

## (委員長及び副委員長の選任と権限)

第5条 委員長及び副委員長を委員の互選により選出とする。

- 2 委員長は、マッチング会議を代表し会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 委員長及び副委員長ともに事故あるときは、あらかじめ本会会長の指名した委員が委員長の職務を代理する。

## (マッチング会議)

第6条 マッチング会議は委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていない場合には、本会会長が招集することができる。

- 2 委員長はマッチング会議を代表し、会議の議長となる。
- 3 マッチング会議は、参加委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項にかかわらず、やむを得ない事情がある場合には、委員長の判断により書面による決議を行うことができる。

(意見の聴取)

第7条 マッチング会議において、必要があると認めるときは、委員長の判断により、委員以外の者を出席させて意見等を聞くことができる。

(情報の公開及び管理)

第8条 個人情報の保護とともに、事業の信頼性を確保する観点から、マッチング会議及び審査に関わる資料は非公開とする。

(庶務)

第9条 マッチング会議の庶務は、本会権利擁護サポートセンターが行うものとする。

(委員の守秘義務)

第10条 委員は、その職務上知り得た個人情報等の秘密を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第11条 第3条に掲げる委員に対して、7,000円の報酬を支払う。

(委任)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

付則

この要項は、令和4年8月1日から施行する。

## 2-1-5. 山形県山形市

## (1) 自治体基礎情報（令和4年度取組状況調査より引用）

人口	240,857人（令和4年10月1日現在）
65歳以上の高齢者数、高齢化率	73,100人（30%）
成年後見制度利用者数※	426人

※「成年後見制度利用者数」は、後見、保佐、補助（、任意後見）利用者総数のうち、家庭裁判所からの情報提供を受けて、市町村が把握している人数。

## (2) 成年後見制度利用促進に関連する庁内の体制整備状況（令和4年10月1日時点）

中核機関整備状況	1箇所（委託）
市町村計画策定状況	策定済み
協議会整備状況	整備済み
市町村長申立てに関する要綱整備状況	整備済み
成年後見制度利用支援事業に関する要綱整備状況	整備済み

## (3) 市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に関して有効と考えられる取組や体制等の状況（下線は事務局）

## ■成年後見制度利用支援事業の実施要綱等の整備（取組2-1-4）

➤ 市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業に関する要綱：

- ・ 毎年度、「山形市成年制度利用支援事業実施要項」を単年度要綱として整備。市長申立て及び成年後見制度利用支援事業に関する内容を規定している。
- ・ 従来から、報酬助成の対象者を、市町村長申立て（自分の自治体、他自治体を問わず）、本人申立て、親族申立てとしている。

## ■協議会等において、取組や体制整備状況を報告する仕組みの整備（市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業を含む）（取組2-1-10）

## ■成年後見制度や成年後見制度利用支援事業に関する周知・広報（取組2-1-11）

➤ 成年後見制度利用支援事業に関する要綱：

- ・ 本人及び親族申立てが助成対象であることを、令和3年度から、成年後見推進協議会やリーフレットを作成しての周知等を開始している。

■成年後見制度や市町村長申立てを必要とする人を発見し、相談、適切な支援につなげる仕組みの整備（取組 2-1-5）

ポイント

▶ 圏域担当制を敷いて、各地域包括支援センターと密な情報共有を実施：

- ・ 高齢者の市長申立て担当部署では、市内 14 か所の圏域担当制とし（職員 4 名が 1 人あたり 3~4 地域）、虐待ケースを含めた困難ケースについて、すぐに状況共有できる仕組みを整備している。

▶ 地域包括支援センターの社会福祉士が組織している権利擁護部会に、行政職員が出席：

- ・ また、地域包括支援センターの社会福祉士が組織している権利擁護部会に高齢者の市長申立て担当部署や成年後見センター（市社協）職員が出席し、地域包括支援センターによる事例対応や直面している課題等を直接聞き取り、地域包括支援センターの権利擁護業務に関する理解を深めたり、市と地域包括支援センターとの認識の共有を図っている。

▶ 市、成年後見センターと地域包括支援センターとで連携を密にしていることの効果：

- ・ 成年後見制度や市長申立ての利用にとどまらない、権利擁護業務をどのように施策に展開できるかという意識も醸成されている。

■審判確定までや、後見人等就任後に必要となる支援までを見通したアセスメントの実施、支援方針の検討、共有をする仕組みの整備（取組 2-1-6）

■市町村長申立てに関する審査の機会、受任調整会議等の整備（取組 2-1-7）

■専門職（団体）から、制度の利用や市町村長申立て、虐待対応等に関する助言を受けられる関係や仕組みの整備（取組 2-1-8）

ポイント

▶ 行政と成年後見センター、専門職による複数の会議で受任調整及び課題整理の実施：

- ・ 複数の会議を通じて、権利擁護支援が必要な事例を共有する仕組みを整備している。
- ・ ケース検討会議（随時）：
  - ✓ 担当部署の職員（必要に応じて課長）が出席し、事例の概要と対応方針、現状等について相談、共有の機会を設けている。
  - ✓ 市長申立ての必要性の判断も行う。
- ・ ケース会議（月 1 回（定例））：
  - ✓ ケース方針調整会議（受任調整会議）に諮る事例の情報や検討事項の整理を行う。
- ・ ケース方針調整会議（受任調整会議）（月 1 回（定例））：
  - ✓ 市長申立てが必要な事案に対して、弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会の委員と市社協で受任調整会議を行う。

▶ **ケース方針調整会議（受任調整会議）で受任者調整を行っていることの効果：**

- ・ それまでは受任者が見つかりにくく、申立てや後見人等選任までに多くの時間を要したが、**いずれの時間も短縮**された。

ポイント

- ・ また、会議を通じて、**本人が抱える課題や必要な支援を整理することで、後見人等が就任することで解決できる課題、どのような支援チームの形成が必要か等についての、全体の見通しが立ち、支援者間で認識を共有**できるようになった。

- ・ 成年後見制度の利用は、制度の利用を必要とする人の一つ的手段に過ぎないが、**行政職員が権利擁護支援を必要とする人の一手段として、成年後見制度もある、支援チームとして支援をするという具体的な事例を知ることは重要**と思う。

■ **後見人等就任後の支援チームに対するサポートや助言する仕組みの整備（取組 2-1-9）**

▶ **「後見支援チーム会議」による、後見人等就任後の情報共有や支援方針の検討会議の実施：**

- ・ **「後見支援チーム会議」（随時）：**
  - ✓ 平成 30 年 8 月、中核機関（市社協）設置後に、市長申立て案件について、後見人等就任後も成年後見センターとして継続的に支援できるよう、「後見支援チーム会議」を整備。
  - ✓ **チームとして意思決定支援を含む支援方針の共有を行ったり、課題が生じた場合、適切な支援や関係機関につなぐことができるよう、成年後見センターが調整役を担う。**
  - ✓ 後見人等や関係者が情報共有や支援方針の検討を行い、各事例の概要と対応方針、現状等について相談、共有の機会を設けている。

ポイント

▶ **「後見支援チーム会議」を整備したことによる効果：**

- ・ 「後見支援チーム会議」を整備したことで、**支援チームとして継続した支援が可能になった、支援チームとして相談先が明確になった**等の声が寄せられている。

■ **市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に向けた課題**

▶ **成年後見制度利用支援事業対象拡大に関する周知：**

- ・ 今後、成年後見制度の利用者の増加をみすえ、制度自体の、一般市民に対する効果的な周知方法について、成年後見推進協議会でも協議が必要と考えている。
- ・ あわせて、報酬助成の対象を市長申立て（自分の自治体、他自治体を問わず）、本人申立て、親族申立てと拡大したことについて、制度の利用を必要とする人が利用できるような環境を整えることが重要と考えている。一方で、報酬助成を必要とする人の予測がつけにくく、予算との関係を考えて、どのような方策が効果的か思案している。

▶ **後見人等報酬助成制度に関する、市町村間で対象者が異なる場合の対応：**

- ・ 当市では後見人等報酬助成制度の対象者を「市内に居住している者」としている。一方、「市町村長申立て（自分の自治体）に限る」という要綱上の規定のある市町村と、どちらが申立てをするか調整が必要になったことがある。
- ・ 利用者が他の市町村に移動するケースも多いことを踏まえると、「市町村長申立て（自分の自治体）に限る」のは、その都度調整が必要になったり、移転した場合に関係ないですと言えることになるので、疑問を感じた。
- ・ こうした市町村間で調整が必要になる事例は、基準を統一することの難しさを感じた。

「令和4年度山形市成年後見制度利用支援事業実施要綱」

令和4年度山形市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定により市長が行う審判の請求（以下「審判請求」という。）等について必要な事項を定めるものとする。

(審判請求)

第2条 市長は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、その福祉を図るため特に必要があると認める者について、審判請求を行うものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア この市に居住し、この市の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者（この市以外の市町村（以下「他市町村」という。）の老人福祉法第11条第1項の規定に基づく措置を受けてこの市に存する養護老人ホーム等に入所している者を除く。）又はこの市の同項の規定に基づく措置を受けて他市町村に存する養護老人ホーム等に入所している65歳以上の者

イ この市に居住し、この市の住民基本台帳に記録されている知的障がい者（知的障害者福祉法にいう知的障害者をいう。以下同じ。）（他市町村の同法に基づく更生援護又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく自立支援給付を受けて、この市に存する障がい者支援施設（障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）等に入所している者を除く。）又はこの市の知的障害者福祉法に基づく更生援護又は障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受けて他市町村に存する障がい者支援施設等に入所している知的障がい者

ウ この市に居住し、この市の住民基本台帳に記録されている精神障がい者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）（他市町村の障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受けて、この市に存する障がい者支援施設等に入所している者を除く。）又はこの市の障害者総合支援法に基づく自立支援給付を受けて他市町村に存する障がい者支援施設等に入所している精神障がい者

エ その他アからウまでに掲げる者に準ずる者として市長が認める者

- (2) 精神上の障がいにより、事理を弁識する能力を欠く常況にある者、事理を弁識する能力が著しく不十分である者又は事理を弁識する能力が不十分である者であること。
- (3) 配偶者若しくは二親等内の親族がない者又は配偶者若しくは二親等内の親族があってもこれらの者が音信不通の状況等により民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求（以下「民法の規定による請求」という。）を行うことが期待できない者で、民法の規定による請求を行う三親等又は四親等の親族の存在が明らかでないものであること。

（審判費用の負担）

第3条 市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、予算の範囲内で、申立手数料、登記手数料、鑑定料その他の審判請求に係る費用（以下「審判費用」という。）を負担する。

（審判費用の求償）

第4条 市長は、審判請求を行った者（以下「審判請求対象者」という。）が次の各号のいずれにも該当しないときは、家事事件手続法第28条第2項の規定により家庭裁判所が審判請求対象者に費用負担の命令を行うことについて申し立てなければならない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
  - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下この号において「25年改正法」という。）附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付若しくは25年改正法附則第2条第3項に基づく支援給付を含む。）を受けている者
  - (3) 資産、収入その他の生計の状況が、前2号に掲げる者に準ずる者として市長が認める者
- 2 市長は、家庭裁判所から前項の命令があったときは、当該命令に係る費用負担額の範囲内で審判請求対象者に審判費用の全部又は一部を求償するものとする。

## 第4章 ヒアリング調査

### (成年後見人等の報酬の助成)

第5条 市長は、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた者（以下「成年被後見人等」という。）が、第2条第1号アからエまでのいずれかに該当する者であつて前条第1項各号のいずれかに該当するもの（以下「助成対象者」という。）であるときは、助成対象者が負担する成年後見人若しくは成年後見監督人、保佐人若しくは保佐監督人又は補助人若しくは補助監督人（以下「成年後見人等」という。）の報酬について、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「適正化規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成する。ただし、成年後見人等が助成対象者の配偶者又は四親等内の親族である場合には、助成の対象としない。

### (助成の申請等)

第6条 前条の助成を受けようとする助成対象者又は成年後見人等は、適正化規則第5条の規定にかかわらず、成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書（別記様式第1号）に家庭裁判所が通知する報酬付与の審判の決定通知書の写し及び家庭裁判所に提出した財産目録の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る助成金の交付を決定したときは、成年後見制度利用支援事業助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により、当該申請に係る助成金を交付しないと決定したときは成年後見制度利用支援事業助成金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、速やかに当該助成対象者又は成年後見人等に通知するものとする。

3 助成金は、完了払いとし、家庭裁判所が付与することを相当と認めた報酬の額と当該報酬の算定の基礎となる期間の日数を30で除して得た値（小数第3位の値は切り捨てる。）に助成対象者が在宅の場合にあつては28,000円、施設に入所している場合にあつては18,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額を一括して当該申請に係る助成対象者（成年被後見人に対して支払わないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合にあつては、その者の成年後見人）に支払うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、市長は、同意書（別記様式第4号）により被保佐人又は被補助人の同意がある場合は、それぞれ保佐人若しくは保佐監督人又は補助人若しくは補助監督人に助成金を支払うことができる。

5 第3項の規定にかかわらず、市長は、同意書（別記様式第5号）により成年被後見人又は成年後見人の同意がある場合は、成年後見監督人に助成金を支払うことができる。

6 前条の助成を受けようとする場合において、助成対象者が死亡しているときは、報酬付与の審判により報酬を付与するとされた成年後見人等を助成対象者とする。

(実績報告)

第7条 適正化規則第13条に規定する別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 助成対象者が成年後見人等に報酬を支払ったことを証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(帳簿の備付け)

第8条 適正化規則第19条に規定する関係書類は、助成金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第4章 ヒアリング調査

別 記  
様式第1号（第6条関係）

年 月 日

成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書

(宛先) 山形市長

山形市成年後見制度利用支援事業に係る成年後見制度利用支援事業助成金の交付を受けたいので、令和4年度山形市成年後見制度利用支援事業実施要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。また、交付決定のため必要があるときは、成年被後見人等に係る市県民税及び固定資産税課税資料、介護保険要介護認定資料、障害支援区分認定資料並びに生活保護受給関係書類を閲覧することに同意します。

成年後見人等	氏名	
	住所等	〒 電話番号 —
成年被後見人等	氏名	
	住所等	〒 電話番号 —
生活保護受給等の有無	<input type="checkbox"/> 生活保護受給（ 年 月 日から） <input type="checkbox"/> 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受給 <input type="checkbox"/> 生活保護受給者に準ずる資産、収入その他の生計の状況 [ ] <input type="checkbox"/> 無	
成年後見人等の種類	成年後見人 ・ 成年後見監督人 ・ 保佐人 ・ 保佐監督人 補助人 ・ 補助監督人	
成年被後見人等が死亡している場合は、その死亡年月日	年 月 日	
報酬付与審判決定額	円	
助成金交付申請額	円	

※添付書類

- 1 報酬付与の審判の決定通知書の写し 1部
- 2 家庭裁判所に提出した財産目録の写し 1部

【山形市記入欄】

交付の可否	可 ・ 否
生活保護受給等の有無	<input type="checkbox"/> 生活保護を受給 <input type="checkbox"/> 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受給 <input type="checkbox"/> 生活保護受給者に準ずる <input type="checkbox"/> 無
助成金交付額	円

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

申請者

住所

氏名 様

山形市長

成年後見制度利用支援事業助成金交付決定及び額の確定について（通知）

年 月 日付けで申請のあった成年後見制度利用支援事業助成金については、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号）第6条第1項の規定により、下記のとおり条件を付して交付することに決定したので、同規則第8条の規定により通知します。

また、同規則第14条の規定により交付額を確定したので、併せて通知します。  
助成金の交付請求は、市と協議の上、所定の請求書により行ってください。

記

1 決定の内容

成年後見人等の種類	成年後見人 ・ 成年後見監督人 ・ 保佐人 ・ 保佐監督人 補助人 ・ 補助監督人
助成金交付額	円

2 交付の条件

- (1) 山形市補助金等の適正化に関する規則を遵守してください。
- (2) 山形市監査委員の監査を受けることがありますので、関係書類を助成金の交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して5年間は整理・保存してください。

第4章 ヒアリング調査

様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

申請者

住所

氏名 様

山形市長

成年後見制度利用支援事業助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった成年後見制度利用支援事業助成金については、  
下記の理由により交付しないことと決定したので通知します。

記

不交付の理由	
--------	--

様式第4号（第6条関係）

同意書

保佐人、保佐監督人 住所 \_\_\_\_\_

補助人、補助監督人

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者が令和4年度山形市成年後見制度利用支援事業助成金について受領することに同意  
します。

年 月 日

(宛先) 山 形 市 長

住所 \_\_\_\_\_

同意者（被保佐人、被補助人）

氏名 \_\_\_\_\_ 印

第4章 ヒアリング調査

様式第5号（第6条関係）

同意書

住所 \_\_\_\_\_

後見監督人

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者が令和4年度山形市成年後見制度利用支援事業助成金について受領することに同意  
します。

年 月 日

(宛先) 山 形 市 長

住所 \_\_\_\_\_

同意者（成年被後見人、成年後見人）

氏名 \_\_\_\_\_ 印

## 2-1-6. 長崎県諫早市

## (1) 自治体基礎情報（令和4年度取組状況調査より引用）

人口	133,669人（令和4年10月1日現在）
65歳以上の高齢者数、高齢化率	41,501人（31%）
成年後見制度利用者数※	491人

※「成年後見制度利用者数」は、後見、保佐、補助（、任意後見）利用者総数のうち、家庭裁判所からの情報提供を受けて、市町村が把握している人数。

## (2) 成年後見制度利用促進に関連する庁内の体制整備状況（令和4年10月1日時点）

中核機関整備状況	未整備
市町村計画策定状況	策定済み
協議会整備状況	未整備
市町村長申立てに関する要綱整備状況	整備済み
成年後見制度利用支援事業に関する要綱整備状況	整備済み

## (3) 市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に関して有効と考えられる取組や体制等の状況（下線は事務局）

## ■成年後見制度の利用や市町村長申立ての要否を判断する要綱等の整備（取組2-1-2）

## ■成年後見制度利用支援事業の実施要綱等の整備（取組2-1-4）

## ▶ 市町村長申立てに関する要綱、成年後見制度利用支援事業に関する要綱：

- 平成26年3月、「諫早市成年利用支援事業実施規定」を整備。市長申立て及び成年後見制度利用支援事業に関する内容を規定している。
- 市長申立ての対象者：審判請求の対象者は「市内に居住する高齢者、知的障害者又は精神障害者であって、判断能力が十分でない者」としている。
- こうした要件は、他市町村と対象要件が異なることで調整に時間を要し、対象者の状態や状況が悪化するのはいくつかと考え、規定の整備当初から導入している内容である。
- 報酬助成の対象者は、第二期基本計画の流れを受けて、令和4年4月から「市長申立て」の要件を外した。
- 市長申立て及び費用助成いずれも対象者が急増しているわけではないので、対応できる範囲であれば対応しようと考えている。
- 報酬助成の対象は生活保護受給者や住民税が非課税という要件を満たす方としている。具体的には、後見人等からの申請があった場合、過去の口座の記帳等の確認を通じて、残高が生活保護の受給基準を超えていないか等を確認している。
- 現在はケースバイケースで対応しているが、担当者が変わっても支障の内容、内規等で収入や資産の要件を定めることを庁内で検討している。

ポイント

■成年後見制度や成年後見制度利用支援事業に関する周知・広報（取組2-1-11）

➤ 市のHPにて、報酬助成の対象拡大を周知：

- ・ 令和4年4月から報酬助成の対象者を「市長申立て」に限定しないこととした内容を、市のHPにて掲載し、その周知を図っている。



- ・ 市のHPで周知したことにより、後見人等を受任している専門職の方からの問い合わせや申請が徐々に増えている。

- ・ 今年度実際に、障害者の市長申立て以外の後見人等からの報酬助成の申請があった。対象を市町村申立て者以外に広げた結果が早々に出てきていると感じている。

■市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に向けた課題

➤ 申立て費用助成及び報酬助成の規定：

- ・ 申立て費用助成の対象は、申立て後、本人からの求償が可能である場合、求償している。
- ・ 報酬助成の対象も、生活保護受給者や住民税が非課税という要件を満たす方としている。具体的には、後見人等からの申請があった場合、過去の口座の記帳等の確認を通じて、残高が生活保護の受給基準を超えていないか等を確認している。
- ・ いずれも、現在はケースバイケースで対応しており、担当者が変わっても支障のないよう、内規等でどのような対象や場合には求償するか、収入や資産の要件をどうするか等を定める必要があると、庁内で検討している。

「諫早市成年後見制度利用支援事業実施規程」

○諫早市成年後見制度利用支援事業実施規程

平成26年3月31日

告示第24号

改正 平成30年3月30日告示第24号

令和4年3月31日告示第31号

(趣旨)

第1条 この規程は、判断能力が十分でない高齢者、知的障害者及び精神障害者の福祉の増進を図るため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定により市長が行う審判の請求（以下「審判請求」という。）の手續等を定めるとともに、審判請求により選任された成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の報酬の助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(審判請求の対象者)

第2条 審判請求の対象者（以下「本人」という。）は、市内に居住する高齢者、知的障害者又は精神障害者であつて、判断能力が十分でない者とする。

(審判請求の要請)

第3条 次に掲げる者は、市長に対し、審判請求の要請をすることができる。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）で定める社会福祉事業に従事する職員又は福祉事務所の職員
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護保険サービス事業に従事する職員
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める障害福祉サービス事業に従事する職員
- (4) 医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院又は診療

所の職員

(5) 地域保健法（昭和22年法律第101号）に定める保健所の職員

(6) 民生委員

(7) その他本人の日常生活のために有益な援助をしている者（本人の配偶者及び二親等内の親族（以下「親族等」という。）を除く。）

2 審判請求を要請する者は、市長による法定後見・保佐・補助開始申立の要請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（審判請求の事前考察）

第4条 市長は、家庭裁判所に審判請求を行うに当たっては、本人に関し、次に掲げる事項を総合的に考察して行うものとする。

(1) 本人の事理を弁識する能力の程度

(2) 親族等の存否及び親族等による本人保護の可能性

(3) 本人又は親族等が審判請求を行う見込み

(4) 親族等がない場合にあつては、審判請求をしようとする三親等又は四親等の親族の存在の把握状況

(5) 親族等から本人への虐待の事実の有無

(6) 本市又は関係機関が行う各種施策の活用による本人に対する支援の効果

2 市長は、前項に定める考察を行う際には、別に定めるところにより設置する諫早市成年後見開始申立審査委員会に意見を求めるものとする。

（審判請求の手続）

第5条 市長は、前条の規定による事前考察の結果、審判請求が適当と判断されたときは、速やかに本人に係る審判を管轄する家庭裁判所に審判請求を行うものとする。

（審判請求の費用負担）

第6条 市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により審判請求に係る費用（以下「審判請求費

用」という。)を負担するものとする。

(審判請求費用の求償)

第7条 市長は、前条の規定により市が負担した審判請求費用に関し、本人又は関係人が負担すべき事情があると判断した場合は、負担した審判請求費用の求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の規定による裁判所の命令に関する職権発動を促す申立てを家庭裁判所に対し行うものとする。

(成年後見人等の報酬助成)

第8条 市長は、成年後見人等が家庭裁判所に報酬付与の申立てを行い、家庭裁判所が報酬の付与及びその額を決定した場合において、本人が次の各号のいずれかに該当するときは、本人に対して報酬の支払いに要する費用の全部又は一部を助成することができる。

(1) 生活保護受給者

(2) 市県民税が非課税であり、成年後見人等に対する報酬の支払いが困難な状況にある者

(3) その他市長が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、市長は、本人が死亡した場合(死亡時に同項各号のいずれかに該当していた場合に限る。)においては、本人に代えて同項の成年後見人等に対して報酬の全部又は一部を助成することができる。

3 前2項の規定により支給する助成金(以下「報酬助成金」という。)の額は、家庭裁判所が決定する成年後見人等の報酬の額に相当する額とする。ただし、本人が施設に入所している場合(医療法に定める病院又は診療所に3月を超えて入院している場合を含む。)にあっては月額18,000円を、その他の場合にあっては月額28,000円を上限とする。

4 前項の場合において、家庭裁判所が決定する成年後見人等の報酬付与の対象期間に1月に満たない期間があるとき又は月の途中で本人が施設に入所し、若しくは退所したときの報酬助成金の額

は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（平30告示24・令4告示31・一部改正）

（支給の申請）

第9条 報酬助成金の支給を受けようとする者は、家庭裁判所が成年後見人等の報酬を決定した後、成年後見人等の報酬助成金支給申請書（様式第2号）に報酬付与の審判の内容、本人の資産状況等が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（支給の決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、これを審査し、報酬助成金の支給の適否を決定し、成年後見人等の報酬助成金支給（不支給）決定通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に対して通知するものとする。

（支払の方法）

第11条 前条の規定により支給の決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、成年後見人等の報酬助成金請求書（様式第4号）により、報酬助成金の支給の請求をしなければならない。

（平30告示24・一部改正）

（成年後見人等の報告義務）

第12条 支給決定者（第8条第2項の規定により支給決定者となった者を除く。以下この条及び次条において同じ。）の成年後見人等は、支給決定者の資産状況、生活状況等に変化があった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

（平30告示24・一部改正）

（助成の廃止等）

第13条 市長は、支給決定者の死亡又は資産状況、生活状況等の変化により、助成の根拠が変化したときは、助成を廃止し、又は報酬助成金の額の増減を行うことができる。

（決定の取消）

第14条 市長は、支給決定者が、偽りその他不正の手段により報酬助成金の支給の決定を受け、又はその支給を受けた場合は、報酬助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(報酬助成金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に報酬助成金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年告示第24号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年告示第31号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

第4章 ヒアリング調査

様式第1号（第3条関係）

市長による法定後見・保佐・補助開始申立の要請書

年 月 日

諫早市長 様

下記対象者に対し、次のとおり市長による法定後見・保佐・補助開始申立てを要請します。

要請者	フリガナ		対象者との関係
	氏名	Ⓜ	
	住所		
	連絡先		
対象者	フリガナ		生年月日
	氏名		
	住所		
要請理由	<input type="checkbox"/> 対象者に判断能力がなく、後見等申立てができない。 <input type="checkbox"/> 対象者に後見等申立てができる2親等内の親族がない。 <input type="checkbox"/> 対象者に親族がいるが、音信不通で後見等申立てができない。 <input type="checkbox"/> 対象者が親族から虐待を受けている。 <input type="checkbox"/> 対象者に判断能力がないため、消費者被害にあっている。 <input type="checkbox"/> 対象者に判断能力がないため、権利侵害にあっている。 <input type="checkbox"/> その他  <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin-left: 20px;"></div>		

※以下の書類を添付してください。

- ・対象者の診断書
- ・親族関係図
- ・財産目録等

様式第2号（第9条関係）

成年後見人等の報酬助成金支給申請書

年 月 日

諫早市長 様

次のとおり関係書類を添えて申請します。

対象者	氏名			
	住所			
後見人等	氏名	印	対象者との関係	
	住所	(〒 - ) 電話番号 ( )		
申請の理由		<input type="checkbox"/> 生活保護を受けている ( 年 月 日～) <input type="checkbox"/> 市県民税が非課税であり、後見人等への報酬の支払いが困難 <input type="checkbox"/> その他 (理由: )		
報酬付与審判の決定額		円		
振込口座	金融機関名		支店名	
	口座番号		預金種類	普通・当座
	フリガナ			
	口座名義			

※以下の書類を添付してください。

- ・家庭裁判所が発行する後見人等に対する報酬付与の審判書謄本の写し
- ・家庭裁判所に提出した後見等事務報告書の写し

第4章 ヒアリング調査

様式第3号 (第10条関係)

第 号  
年 月 日

様

諫早市長 印

成年後見人等の報酬助成金支給（不支給）決定通知書

先に申請のありました成年後見人等の報酬助成金について、次のとおり決定しましたので通知します。

対象者氏名	
後見人等氏名	
申請年月日	年 月 日
決定年月日	年 月 日
助成の種類	後見人・保佐人・補助人 報酬
決定事項	支給 ・ 不支給
支給金額	円
不支給の場合 その理由	

様式第4号（第11条関係）

成年後見人等の報酬助成金請求書

年 月 日

諫早市長 様

請求者 住所  
氏名 ㊞

一金 円

成年後見人等の報酬助成金について、上記のとおり請求します。なお、請求金額については、次の口座に振り込みください。

金融機関名	銀行 農協 信用金庫 本・支店
口座種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

## 第4章 ヒアリング調査

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第9条関係）

様式第3号（第10条関係）

様式第4号（第11条関係）

## 2-1-7. 岡山県井原市

## (1) 自治体基礎情報（令和4年度取組状況調査より引用）

人口	38,260人（令和4年9月30日現在）
65歳以上の高齢者数、高齢化率	14,374人（37.6%）
成年後見制度利用者数*	61人（令和4年1月4日現在）

※「成年後見制度利用者数」は、後見、保佐、補助（、任意後見）利用者総数のうち、家庭裁判所からの情報提供を受けて、市町村が把握している人数。

## (2) 成年後見制度利用促進に関連する庁内の体制整備状況（令和4年10月1日時点）

中核機関整備状況	1箇所（直営）
市町村計画策定状況	策定済み
協議会整備状況	整備済み
市町村長申立てに関する要綱整備状況	整備済み
成年後見制度利用支援事業に関する要綱整備状況	整備済み

## (3) 市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に関して有効と考えられる取組や体制等の状況（下線は事務局）

## ■成年後見制度の利用や市町村長申立ての要否を判断する要綱等の整備（取組2-1-2）

## ■成年後見制度利用支援事業の実施要綱等の整備（取組2-1-4）

➤ 市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業に関する要綱：

- 平成19年7月、「井原市成年後見制度に係る市長による審判請求に関する要綱」を、平成24年4月、「井原市成年後見制度利用支援事業実施要綱」を整備。市長申立て及び成年後見制度利用支援事業に関する内容を規定している。

ポイント

- 成年後見制度利用支援事業の対象者は、申立者で要否の判断をしておらず、市長申立て（自分の自治体）だけでなく、本人申立て、親族申立て等も対象としている。

## 第4章 ヒアリング調査

■ 審判確定までや、後見人等就任後に必要となる支援までを見通したアセスメントの実施、支援方針を検討、共有する機会の整備（取組 2-1-6）

■ 市町村長申立てに関する審査の機会、受任調整会議等の整備（取組 2-1-7）

▶ **受任調整会議の場で、専門職、相談支援機関（ケアマネジャー等）とも、課題や支援方を協議：**

・ 月1回、地域包括支援センター（直営）を中心に、「井原市権利擁護アドバイザー会議」を実施。当会議は困難事例検討会を兼ねており、かつ、中核機関としての受任調整会議としても位置付けている。

・ 参加者：弁護士、精神保健福祉士（後述）、相談支援機関（ケアマネジャー、計画相談員等）、行政職員（地域包括支援センター（直営）、障害福祉担当部署）等

・ 検討事項：

✓ 困難事例への対応方法

✓ 課題の整理

✓ 市長申立ての必要性の検討

✓ 候補者の検討（弁護士から財産管理について、精神保健福祉士から身上保護について）

・ 当会議での検討結果をふまえ、各専門職団体に対する候補者推薦の打診及び家庭裁判所に對する申立て書類提出時にも資料として添付。

▶ **市直営で取組を進めることによる効果：**

・ 住民からの総合相談、他部署からの相談で権利擁護支援や成年後見制度利用の必要が生じた場合、庁内他部署との早期の連携協力が可能（特に、障害福祉担当部署や消費生活相談担当部署とは、権利擁護支援を必要とする事例で連携することが多い）。（後述）

▶ **専門職、相談支援機関と事例検討、受任調整を進めることによる効果：**

・ 本人を中心とした関係者が、すぐに取り組む必要のある課題（虐待対応や財産が破綻している等）、後見人等就任後にチームとして検討する必要がある課題といったように、緊急度や取り組む時期、役割分担を共有しながら支援方を検討できるため、チーム意識が醸成され、一体となって支援ができる。

ポイント

ポイント

■専門職（団体）から、制度の利用や市町村長申立て、虐待対応等に関する助言を受けられる関係や仕組みの整備（取組 2-1-8）

▶ **権利擁護アドバイザー（弁護士、精神保健福祉士）と契約し、随時相談できる体制を整備：**

- ・ 平成20年度から、**専門職団体（弁護士、精神保健福祉士）とアドバイザー契約**を締結している。
- ・ 成年後見制度や市長申立てが必要な事例に関する相談に限らず、**地域包括支援センターから総合相談や権利擁護業務で関わる困難事例等**に関し、**月1回（定例）とともに、電話やメールで相談、助言を得られる体制を整備**している。
- ・ 電話相談も含めると、年間約20事例の相談をさせていただいている。

▶ **専門職に成年後見制度や市長申立てが必要な事例に関する相談をできることの効果：**

ポイント

- ・ **特に市長申立て案件については、申立て前に、財産管理及び身上保護それぞれの専門的観点から助言を得られる**ため、課題に取り組む優先順位や後見人等就任後を見据えた役割分担までイメージしたうえで、候補者推薦の打診や申立ての準備が可能になっている。
- ・ 関わってくれている弁護士、精神保健福祉士は、地域の実情を把握している方である。そのため、地域の関係機関・部署、地域資源の状況にも精通し、理解したうえで助言をいただいている。

**井原市権利擁護アドバイザー会議（受任調整）**

- 公益財団法人リーガル・エイド岡山と権利擁護アドバイザー契約  
⇒アドバイザーとして**弁護士・精神保健福祉士**を派遣
- 随時相談ができる体制に加え、関係者を交え**毎月1回、事例検討会（権利擁護アドバイザー会議）を開催**
- 受任調整が必要な案件については、**弁護士から財産管理、精神保健福祉士から身上監護**、それぞれの観点で助言を受けながら、**適切な成年後見人候補者や本人への支援方法等を協議**
- 協議結果をもとに、成年後見人等候補者の打診を実施  
⇒打診の際や裁判所へ申立て書類を提出する際、協議結果を資料として送付



10

ヒアリング調査協力自治体からの提供資料

■協議会等において、取組や体制整備状況を報告する仕組みの整備（市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業を含む）（取組 2-1-10）

▶ **高齢者、障害者、消費生活相談に関する協議会を「権利擁護推進会議」として実施、運営：**

- ・ 令和2年度から「井原市権利擁護推進会議（協議会）」を整備。令和元年度まで「井原市高齢者権利擁護推進会議」として整備していた会議体を、高齢者及び障害者の権利擁護支援体制に関する協議を行う場として拡張した。
- ・ メンバー：詳細は下図。
- ・ 開催頻度：年1回
- ・ 消費者安全法における「消費者安全確保地域協議会」も兼ねている。

ポイント

▶ **既存の仕組みを拡張し、運用することの効果：**

- ・ 既存の仕組みを拡張し、「協議会」と「消費者安全確保地域協議会」を兼ねることで、**事務局運営やメンバーの出席時間確保等の負担が軽減**される。
- ・ **関係者が、多様な角度から、地域で発生している課題や連携等の必要性等を認識、共有**できている。

## 井原市権利擁護推進会議（協議会）

- 令和元年度まで「井原市**高齢者**権利擁護推進会議」として開催  
⇒協議内容に**障がい者・消費生活相談**に関することを拡張
- 開催頻度：年1回
- 協議内容：高齢者・障がい者の**権利擁護支援体制に関する協議**（虐待対応や**成年後見制度利用促進**、消費者被害防止、市民後見人の養成等）
- 参加者：弁護士、医師、民生委員、介護保険施設長、介護支援専門員、精神保健福祉士、警察、消防、社会福祉協議会、社会福祉事務所長、消費生活センター長、**岡山家庭裁判所職員（オブザーバー）**、地域包括支援センター、障がい福祉担当課、消費生活相談担当課
- 消費者安全法における「**消費者安全確保協議会**」も兼ねる



14

ヒアリング調査協力自治体からの提供資料

■市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に向けた課題

➤ **申立て書類作成の負担：**

- ・ 申立て書類作成の負担により、親族が申立てを拒否することが多くみられる。また、申立て書類作成を専門職に依頼する場合の費用が高額であり、親族が申立てを拒否することが多くみられる。

➤ **診断書作成支援：**

- ・ 精神科のある医療機関での診断書作成を依頼する必要がある場合、精神科のある医療機関が当市内に少ないため、市外の医療機関へ繋がなければならないことがある。その場合、本人宅からの距離が遠くなり、移動手段や付添人の確保等、受診の調整に大きな負担を感じる。

「井原市成年後見制度に係る市長による審判請求に関する要綱」

井原市成年後見制度に係る市長による審判請求に関する要綱

平成19年7月6日井原市告示第84号

(目的)

第1条 この要綱は、市長が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の1の2に規定する成年後見、保佐、補助の開始等の審判の請求（以下「審判請求」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(審判請求の対象者)

第2条 市長は、高齢者、知的障害者又は精神障害者であつて、次の各号のいずれにも該当するものにつき審判請求を行うものとする。

- (1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記載され、又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づく本市の外国人登録原票に登録されている者
- (2) 事理を弁識する能力が不十分なために、日常生活を営むのに支障がある者
- (3) 審判請求を自ら行うことが困難である者
- (4) 配偶者及び親族による保護又は審判請求が期待できない者
- (5) 福祉サービス等を利用する必要がある者で、福祉サービス等を利用することにより福祉の増進が期待できる者

(審判請求の判定基準)

第3条 市長は、審判請求を行うにあたっては、審判の対象者（以下「本人」という。）に関し、次の各号に掲げる事項を総合的に考慮して行うものとする。

- (1) 本人の事理を弁識する能力
- (2) 本人の生活状況及び健康状況
- (3) 本人の二親等内の親族の存否及び当該親族が審判請求を行う意思の有無
- (4) 本人の福祉を図るために必要な事情

2 虐待等の事由により本人への審判請求に緊急を要すると認められる場合は、前項第3号の事項についての確認を省略することができる。

(審判請求の要請)

第4条 次の各号に掲げる者は、市長による審判請求が必要である者がいると判断したときは、市長に審判請求の要請をすることができる。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する事業及び介護保険法（平成9年法律第123号）第8条及び第8条の2に規定する事業を行う施設等の代表者
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院及び診療所並びに地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所の職員
- (3) 民生委員
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本人の日常生活のために有益な援助をしている者

(審判請求の種類)

第5条 市長が行う審判請求の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 後見開始の審判（民法第7条）
- (2) 保佐開始の審判（民法第11条）
- (3) 保佐人の同意権の範囲を拡張する審判（民法第13条第2項）
- (4) 保佐人に代理権を付与する審判（民法第876条の4第1項）
- (5) 補助開始の審判（民法第15条第1項）
- (6) 補助人に同意権を付与する審判（民法第17条第1項）
- (7) 補助人に代理権を付与する審判（民法第876条の9第1項）

（審判請求の手續）

第6条 審判請求に係る申立書、添付書類、予納すべき費用等の手續は、本人に係る審判を管轄する家庭裁判所の定めるところによる。

（審判請求の費用負担）

第7条 市は、家事審判法（昭和22年法律第152号）第7条において準用する非訟事件手続法（明治31年法律14号）第26条の規定により、審判請求に係る費用（以下「審判請求費用」という。）を負担する。

（審判請求費用の求償）

第8条 市長は、審判請求費用に関し、本人又は関係人に負担能力があると判断したときは、市が負担した審判請求費用の求償権を得るため、審判請求と同時に非訟事件手続法第28条の命令に関する職権の発動を促す申立てを家庭裁判所に対し行うものとする。

（住所地特例等の取扱い）

第9条 第2条に規定する審判請求の対象者には、介護保険法第13条の規定により本市の被保険者となっている者及びその他法令の規定により本市が援護を行っている者を含むものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成22年10月5日告示第104号）

この要綱は、告示の日から施行する。

「井原市成年後見制度利用支援事業実施要綱」

井原市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に居住する判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者等（以下「要支援者」という。）に対して、権利擁護及び法的地位の安定を図るため、成年後見制度の利用に係る費用を助成することにより、要支援者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成の種類)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、次に掲げる助成を行うものとする。

- (1) 後見等開始の審判の申立て（以下「申立て」という。）に係る収入印紙代、郵便切手代、診断書料、鑑定費用等（以下「審判申立費用」という。）に対する助成
  - (2) 成年後見人、保佐人及び補助人（以下「後見人等」という。）の報酬に対する助成
- 2 前項各号の助成の上限については、別表のとおりとする。

(対象者)

第3条 前条第1項第1号の助成に係る対象者は、市内に住所を有する要支援者で申立てに係る本人若しくは当該申立てを行おうとする4親等以内の親族とし、同項第2号の助成に係る対象者は、後見等開始の審判により成年被後見人、被保佐人又は被補助人とされた者のうち、負担能力のある親族等に扶養されていない者とし、いずれも次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
- (3) 次に掲げる要件の全てに該当する者
  - ア 本人が有する預貯金、現金及び有価証券等の合計額（以下「預貯金等の額」という。）が、第2条第1項第1号の助成の上限額（第2条第1項第2号の助成の場合、家庭裁判所が決定した後見人等への報酬額）に300,000円を加えた額を下回ること。
  - イ 本人が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。
- (4) その他助成を行うことが必要であると市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の規定による本市以外の市町村の被保険者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第19条第3項の規定による本市以外の市町村の支給決定対象者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条の規定による本市以外の実施機関の生活保護受給者は、助成の対象としない。

(助成対象期間)

第4条 第2条第1項第2号の助成については、後見人等が行った一定期間の後見等の

事務に対して、事後にその報酬額を決定するという報酬付与審判の特性に鑑み、報酬付与審判によって決定された報酬対象期間をもって助成対象期間とする。

(助成を行う場合の後見人等の要件)

第5条 第2条第1項第2号の助成については、民法(明治29年法律第89号)第725条に規定する親族が、対象者の後見人等に就任する場合及び任意後見契約に関する法律(平成11年法律第150号)第2条第3号に規定する任意後見受任者が同条第4号に規定する任意後見人に就任する場合は、助成の対象としない。

(助成申請)

第6条 助成を受けようとする者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める申請書により市長に申請しなければならない。なお、この場合において、弁護士その他の代理人又は後見人等は、対象者に代わり申請することができることとし、第2条第1項第2号に係る申請を行う前に対象者が死亡した場合も同様とする。

- (1) 第2条第1項第1号の助成を受けようとする者 井原市後見等開始審判申立費用助成申請書(様式第1号)
- (2) 第2条第1項第2号の助成を受けようとする者 井原市成年後見人等報酬助成申請書(様式第2号)

2 第1号の規定による申請は申立てを行う前に、同項第2号の規定による申請は、報酬付与審判の日の翌日から起算して90日以内に、行わなければならない。

3 第1項第1号の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 給与又は公的年金等の源泉徴収票の写し等収入の判明するもの
- (2) 金銭出納簿、領収書の写し等必要経費の判明するもの
- (3) 財産目録の写し等資産状況の判明するもの
- (4) 弁護士その他の代理人又は後見人等が申請する場合にあっては、弁護士その他の代理人又は後見人等であることを証する書類又は登記事項証明書
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 第1項第2号の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 報酬付与の審判書謄本の写し
- (2) 報酬付与の審判のため家庭裁判所に提出した後見事務報告書及びその添付資料(財産目録、金銭出納簿等)の写し
- (3) 現在の財産状況を証する書類(預金通帳、金銭出納簿、有価証券等の写し)
- (4) 弁護士その他の代理人又は後見人等が申請する場合にあっては、弁護士その他の代理人又は後見人等であることを証する書類又は登記事項証明書
- (5) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

5 第2条第1項第1号の助成に係る申請内容に変更があったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(助成の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、対象者の生活保護法による生活保護受給の有無、収入及び資産等の状況等を調査し、助成の可否及び支給する助成

## 第4章 ヒアリング調査

金の額を決定する。

2 第2条第1項第2号の助成について、支給する助成金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 本人が有する預貯金等の額が300,000円以下の場合、家庭裁判所が決定した報酬額（以下「報酬額」という。）と助成上限額を比較して少ない額

(2) 本人が有する預貯金等の額が300,000円を超える場合は、預貯金等の額から報酬額と助成上限額を比較して少ない額を差し引いた額が300,000円を下回る部分に相当する額

3 対象者が死亡した場合において、支給する助成金の額は、遺留資産が後見人等への報酬額に満たない場合における当該不足分に限る。

4 市長は、助成金交付の可否を決定したときは、井原市成年後見制度利用支援事業助成決定（却下）通知書（様式第3号）により、申請者へ通知するものとする。

（助成金の請求）

第8条 前条の規定により助成の決定を受けた者は、井原市後見等開始審判申立費用助成金（精算・概算）請求書（様式第4号）又は井原市成年後見人等報酬助成金請求書（様式第5号）により助成金を請求するものとする。この場合において、審判申立費用に対する助成の交付決定を受けた者にあつては、概算払による請求を行うことができるものとする。

（助成金の交付）

第9条 市長は、前条の請求があつたときは、速やかに指定された預金口座に振り込むことにより交付するものとする。

（実績報告）

第10条 第8条の規定により審判申立費用に対する助成を受けた者は、井原市後見等開始審判申立費用助成金実績報告書（様式第6号）により申立実績について報告するものとする。

2 前項に規定する実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 当該審判申立費用に対する井原市成年後見制度利用支援事業助成決定通知書の写し

(2) 当該審判申立費用に関する領収書等費用支払額を証明するもの

(3) 後見等開始の審判が決定した日が判別できるもの

（助成金額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、その報告に係る助成金の成果が助成金の交付の決定内容に適合するかどうか審査し、適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、井原市成年後見制度利用支援事業助成金確定通知書（様式第7号）により、交付決定を受けた者に通知するものとする。

（目的外使用の禁止）

第12条 この助成を受けた者は、助成金を審判申立費用又は後見人等の報酬以外の目的に使用してはならない。

(助成金の返還等)

第13条 市長は、第11条の規定により助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

2 市長は、助成を受けた者又はその者の親族若しくは後見人等の関係人が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消し、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により、交付決定を受けたとき。

(2) 前条の規定に違反する行為があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が交付決定を取り消す必要があると認めるとき。

(住所地特例等の取扱い)

第14条 第3条第1項の規定にかかわらず、介護保険法第13条の規定による本市の被保険者、総合支援法第19条第3項の規定による本市の支給決定対象者及び生活保護法第19条第3項の規定による本市の生活保護受給者は、対象者に含むものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 井原市成年後見人等報酬助成金交付要綱(平成20年井原市告示第108号)(以下「後見人等報酬助成要綱」という。)は、廃止する。

附 則(平成25年3月27日告示第50号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年1月16日告示第3号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の井原市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則(令和3年3月30日告示第48号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第4章 ヒアリング調査

別表（第2条関係）

内 容	上限額	内 訳
審判申立費用	65,030 円	収入印紙 上限 5,000 円 郵便切手 上限 4,530 円 診断書料 上限 5,500 円 鑑定費用 上限 50,000 円
後見人等に対する報酬	在宅生活者 月額 28,000 円 施設等入所者 月額 18,000 円	

注1) 在宅生活者が医療機関に入院した場合、入院の日から90日を経過した日の翌日から施設等入所の扱いとする。

注2) 同月内に在宅生活と施設等入所の期間が混在する場合には、その月の上限額を28,000円とする。

様式第1号（第6条関係）

井原市後見等開始審判申立費用助成申請書

年 月 日

井原市長 殿

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 対象者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_

後見等開始審判申立費用の助成を受けたいので、井原市成年後見制度利用支援事業実施要綱第6条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

また、審査の際、対象者、世帯員及び同居人の収入状況等必要な情報を関係機関において調査・確認することに同意します。

記

申 請 理 由			
助 成 申 請 額	<input type="checkbox"/> 後見等開始審判申立費用の全部 _____ 円 <input type="checkbox"/> 後見等開始審判申立費用の一部 _____ 円 【内訳】		
	項 目	金 額	備 考
	①収入印紙代		
	②郵便切手代		
	③診断書料		
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> ④鑑定費用		
	<input type="checkbox"/> 給与又は公的年金等の源泉徴収票の写し等収入の判明するもの <input type="checkbox"/> 金銭出納簿、領収書の写し等必要経費の判明するもの <input type="checkbox"/> 財産目録の写し等資産状況の判明するもの 【代理人又は成年後見人等が申請する場合】 <input type="checkbox"/> 代理人又は後見人等であることを証する書類又は登記事項証明書		

第4章 ヒアリング調査

様式第2号（第6条関係）

井原市成年後見人等報酬助成申請書

年 月 日

井原市長 殿

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 対象者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_

成年後見人等の報酬の助成を受けたいので井原市成年後見制度利用支援事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

また、審査の際、対象者、世帯員及び同居人の収入状況等必要な情報を関係機関において調査・確認することに同意します。

記

本 人	住 所	
	氏 名	
	状 況	<input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 施設（施設名： _____） （入所期間： _____ ～ _____） <input type="checkbox"/> 入院中（病院名： _____） （入院期間： _____ ～ _____）
申 請 理 由		
申請する助成額	_____ 円	
申請する期間	_____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月まで	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 報酬付与の審判書謄本の写し <input type="checkbox"/> 報酬付与の審判のため家庭裁判所に提出した後見事務報告書及びその添付資料（財産目録、金銭出納簿等）の写し 【代理人又は成年後見人等が申請する場合】 <input type="checkbox"/> 代理人又は後見人等であることを証する書類又は登記事項証明書	

様式第3号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

申請者 住所  
氏名 様  
対象者 住所  
氏名 様

井原市長 印

井原市成年後見制度利用支援事業助成決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました（後見等開始審判申立費用助成・成年後見人等報酬助成申請）について、下記のとおり（決定・却下）しましたので、井原市成年後見制度利用支援事業実施要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

<p>助成決定額 （却下理由）</p>	
<p>助成条件</p>	<p>(1) この助成金は、申請書に記載された目的以外に使用してはならない。 (2) 井原市成年後見制度利用支援事業実施要綱を遵守すること。</p>

第4章 ヒアリング調査

様式第4号（第8条関係）

井原市後見等開始審判申立費用助成金（ 精算・概算 ）請求書

年 月 日

井原市長 殿

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 対象者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号で助成決定通知のあった後見等開始審判申立費用助成金について、井原市成年後見制度利用支援事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

請求金額	金	百	拾	万	千	百	拾	円

2 振込先口座

指 定 預 金 口 座	金融機関名	銀行 農協 信用組合 信用金庫						本店 支店 支所 出張所
	預金種別							
	口座番号							※右詰めで記入
	口座名義人	フリガナ						
		氏名						

3 添付書類

実績報告書（様式第6号）

※概算払請求の場合は、費用支払い後に提出して精算するものとする。

様式第5号（第8条関係）

井原市成年後見人等報酬助成金請求書

年 月 日

井原市長 殿

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 対象者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号で助成決定通知のあった成年後見人等報酬助成金について、井原市成年後見制度利用支援事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

請求金額	金	百	拾	万	千	百	拾	円

2 振込先口座

指定 預金 口座	金融機関名	銀行 農協 信用組合 信用金庫				本店 支店 支所 出張所			
	預金種別								
	口座番号							※右詰めで記入	
	口座名義人	フリガナ							
		氏名							

第4章 ヒアリング調査

様式第6号（第10条関係）

井原市後見等開始審判申立費用助成金実績報告書

年 月 日

井原市長 殿

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 対象者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号で助成決定通知のあった後見等開始審判申立費用助成金について、井原市成年後見制度利用支援事業実施要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 実績額 \_\_\_\_\_ 円

2 内 訳

項目	金額	備考
①収入印紙代		
②郵便切手代		
③診断書料		
④鑑定費用		

3. 添付書類

当該審判申立費用に対する井原市成年後見制度利用支援事業助成決定通知書の写し

当該審判申立費用に関する領収書等費用支払額を証明するもの

後見等開始の審判が決定した日がわかるもの

様式第7号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

申請者 住所  
氏名 様  
対象者 住所  
氏名 様

井原市長 印

井原市成年後見制度利用支援事業助成金確定通知書

年 月 日付け 第 号で助成決定した後見等開始審判申立費用助成について、年 月 日付けの実績報告に基づき、助成額を金 円に確定したので通知します。

## 第4章 ヒアリング調査

### 2-2. 都道府県向けヒアリング調査

#### 2-2-1. 新潟県

##### (1) 自治体基礎情報（令和4年度取組状況調査より引用）

人口（R4.10.1時点）	2,152,664人
管内市町村数	30市町村（20市6町4村）
65歳以上の高齢者数（高齢化率）	716,370人（33.7%）
成年後見制度利用者数	5,641人

※「成年後見制度利用者数」は、後見、保佐、補助（、任意後見）利用者総数のうち、家庭裁判所からの情報提供を受けて、都道府県が把握している人数。

##### (2) 成年後見制度利用促進に関連する管内市町村の体制整備状況（令和4年10月1日時点）

	合計	備考
中核機関整備状況	13市町村	
市町村計画策定状況	12市町村	
協議会整備状況	12市町村	
市町村長申立てに関する要綱整備状況	19市町村	令和4年4月1日時点
成年後見制度利用支援事業に関する要綱整備状況	28市町村	〃

##### (3) 他自治体にとって参考になると考えられる市町村支援に関する取組や体制整備の推進状況（下線は事務局）

###### ■市町村の現状把握（特に地域ごとの状況）（取組2-2-1）

###### ■市町村間の取組の平準化を図る調整（取組2-2-9）

###### ▶ 全県ニーズ調査の実施：

- ・ 第三者後見人の担い手不足は将来的に全県的な課題になることが想定されたことから、日常生活自立支援事業と成年後見制度の一体的な取組に向けた基盤整備を進めている県社協が、県や法テラス協力のもと、平成25年度に全県ニーズ調査を実施した。目的と対象は、以下である。

- ① 成年後見制度施策の状況把握⇒新潟家庭裁判所、市町村行政
- ② 後見制度活用に対するニーズ把握⇒高齢者・障害者福祉施設
- ③ 第三者後見人の受け皿把握⇒県弁護士会、県司法書士会、県社会福祉士会

###### ▶ 全県ニーズ調査実施にあたっての工夫：

- ・ 家庭裁判所の支部ごとに調査結果を整理し、成年後見制度の活用に関する潜在的ニーズの必要性、うち首長申立てかつ第三者後見人の必要な人数及び、地域格差があることを**マップにより視覚化**した。
- ・ 全県ニーズ調査の結果をマップ化した狙いとしては、**特に管理職の方の意識醸成を図ること**などを目的に、地域間格差の現状がより明確になるようにしたかったためである。
- ・ また、**全県ニーズ調査の結果は、市町村支援に入る理由や説明として活用**した。



■市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業に関する要綱、マニュアル、フロー図等の作成、情報提供（取組 2-2-5）

▶ **市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業に関する要綱、マニュアル、フロー図等の作成<sup>38</sup>：**

- ・ 前述した全県ニーズ調査により、全県的に取り組む必要性の認識が高まり、平成 26 年度、市町村長申立マニュアルを作成した（H26. 11、その後 2 回改訂。県社協への委託事業）。
- ・ 当マニュアルでは、市町村担当職員による市町村長申立ての実務全体の理解促進や、迅速な事務手続きを可能とする知識・スキルの向上をめざして、申立てに関する実務や各種書類を掲載するとともに、**「市長村長申立てのフロー図」**、**「市町村長申立てに関するモデル要綱」**や**「成年後見制度利用支援事業実施モデル要綱」**（p. 172～p. 177 参照）を掲載している。

ポイント

■国、都道府県の方針等の説明（取組 2-2-2）

■国や県が実施した調査結果、他市町村の取組状況や事例等に関する情報提供（取組 2-2-3）

■市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業に関する研修の実施（取組 2-2-11）

▶ **市町村長申立推進研修会の実施<sup>39</sup>：**

- ・ 平成 26 年度から、市町村長申立推進研修会も実施している。

▶ **市町村長申立推進研修会実施にあたっての工夫：**

- ・ レベル分け：平成 28 年度から、基礎編と応用編と分けて、開催している。
- ・ 対象者：当初から市町村担当職員に限らず、**社会福祉協議会、地域包括支援センター、相談支援事業所等の職員も対象**としている。
- ・ 市町村担当職員は、本人の生命、身体、財産に影響のある事例の概要やその影響を認識する必要がある。また、第一次相談窓口機関の職員は、どのような事例を市町村長申立てにつなげる必要があるか、行政が介入する必要性や法的根拠を理解する必要がある。**こうした相互の役割や協力により、地域の関係者が同じ思いをもって、「判断能力が低下しても住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域」をつくる主体として取組や体制整備を進めてほしいという思い**をもって、研修受講対象者を広く設定した。

ポイント

<sup>38</sup> 同時に、市町村社協による担い手確保の推進も目的に、「法人後見業務マニュアル（H26. 11、その後 2 回改訂。県社協への委託事業）も作成している。

<sup>39</sup> 同時に、市町村社協等による担い手確保の推進も目的に、「法人後見推進研修会」も実施している。

- 市町村ごとの現状把握（特に地域ごとの状況）（取組 2-2-1）
- 市町村ごとの実情や取組団体に応じた取組や体制整備に関する相談・助言（取組 2-2-10）
- 専門職団体とのネットワーク化支援（取組 2-2-8）
- 市町村間の取組の平準化を図る調整（取組 2-2-9）

▶ **各市町村における「成年後見プロジェクトチーム（PT）」結成の働き掛け：**

- ・平成 25 年度から、マニュアル作成や研修会の実施といったマクロ的な取組とは別に、ミクロ的な取組として、専門職団体の協力を得ながら、個別の市町村の取組や体制整備の後方支援（伴走支援）を行うこととした（特に、取組が進んでいない、何から取り組んでいいかわからないという相談を受けた市町村）。

▶ **PT の取組を効果的に進めるうえでの工夫：**

- ・ **対象：**行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会に加え、アドバイザーとして弁護士に参集いただいた。
- ・ **ファシリテーター：** 県社協
- ・ **開催頻度、支援期間：** 月 1 回程度の開催で、おおむねどの市町村でも、約 1 年間で地域主体でやっていこうという土壌や意識が醸成できていると感じている。
- ・ **PT の組み立て：** 重要なのは、関係者全員で認識や思いを共有すること（特に①②）

ポイント

- ① **地域における課題抽出・整理**
- ② **事例検討**
- ③ **ニーズ調査の実施**
- ④ **結果の分析、見える化（報告書の作成）**
- ⑤ **事業化に向けた検討・協議（PT 内協議 ⇒ 庁内調整）**

- ① **地域における課題抽出・整理：** まずは、それぞれの立場で認識や支援を必要とする人に関する認識、知識等に違いがあることをお互い理解するため、第 1～3 回で課題を出し合っていたいただき、県社協で整理した（「地域に孤立している人がいる」「サービスや地域との関係を拒否している人がいる」「日常的な金銭管理が困難」等）。すると、関係者全員がイメージを共有しやすくなる。
- ② **事例検討：** その人や家庭が抱える課題とあわせて、市町村の施策や地域資源の課題出しも行う。すると、「市町村長申立てが不十分」、「後見人等の担い手不足」、「ネットワークがない」といったことに目が向き、その解決策として「市町村長申立てや弁護士からの後方支援が必要」といった結論に至る。こうして、自分たちで取組や体制整備を行う必要性や重要性を認識し、スタート地点に立つ支援を行っている。

▶ **PT の取組を行ったことによる効果：**

- ・事例検討の対象となるケースや支援困難ケースに共通しているのは、ほぼ市町村長申立てが必要なケースである。自分たちの身近で起きている事例を、市町村長申立てという解決策もあるということに気づいたり、弁護士がバックアップしていつでも相談に乗ってもらえるという安心感があることで、前向きに取り組もうという機運が高まる。
- ・そのため、こうした PT による、各市町村が主体となる取組や体制整備を進めるには、以下が重要と考える。

ポイント

- ✓ **地域の関係者が自分たちで課題に向き合うこと**
- ✓ **ファシリテーターが進む方向性を示し、整理すること**
- ✓ **専門職の関与、バックアップ**

## 4. 事業実施状況(市町村長申立推進にかかる事業)

### (2)-1 成年後見PTの内容(H25年度～)

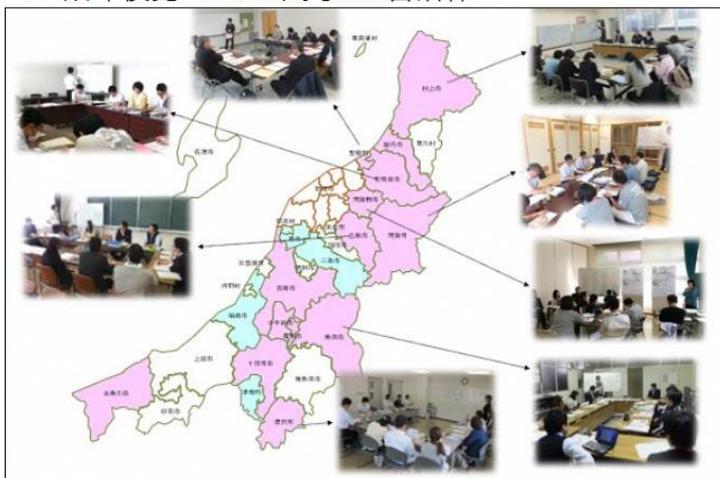
- 主体:新潟県社協
- アドバイザー:新潟県弁護士会
- 目的:地域における成年後見制度の取組推進に向け、その必要性や具体的な事業化に向けた検討を関係機関とともに行っていく。
- 内容:①地域における課題抽出・整理  
 ②事例検討  
 ③ニーズ調査の実施  
 ④結果の分析、見える化(報告書の作成)  
 ⑤事業化に向けた検討・協議(PT内協議 ⇒ 庁内調整)

狙い

- ①法人後見団体の整備(市町村長申立事案の受け皿確保)
- ②司法専門職を交えたネットワーク形成(司法と福祉・行政の繋がりがづくり)
- ③市町村長申立のノウハウ提供・蓄積(市町村長申立実績「0」⇒「1」へ)

## 4. 事業実施状況(市町村長申立推進にかかる事業)

### (2)-2 成年後見PTとして関与した自治体



※桃色箇所は、県社協事業として関わってきた自治体。  
 ※水色箇所は、上記に加え、県委託事業として関わってきた自治体。

ヒアリング調査協力自治体、社協からの提供資料

■ 取組を進めていることによる効果

ポイント

➤ 市町村長申立件数の増加：

- 平成24年当時は年間で44件であったものが、研修会の開催やPTによる支援を通じて平成28年には100件を超え、**現在では200件に近い数字**になっている。

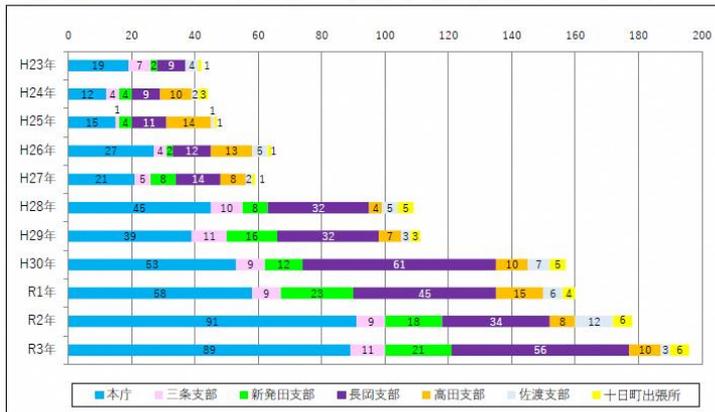
➤ 市町村における成年後見制度利用促進に向けた体制整備：

ポイント

- PTで関与した市町村によっては、**首長に調査結果を説明し、成年後見センターの設置、法人後見事業への取組推進、成年後見制度利用支援事業の利用拡充について提言**した。
- 成年後見制度利用支援事業については、**要綱で対象としている範囲を拡大し、親族や本人申立てについても対象とすることも含めた**。結果としては**全て実現**いただいた。

## 5. 事業実施の効果

### (1) 新潟県内における市町村長申立件数の推移(H23年～)



年	件数
H23	42
H24	44
H25	47
H26	64
H27	59
H28	109
H29	111
H30	157
R01	160
R02	178
R03	196

※新潟家庭裁判所本庁・支部・出張所別市町村長件数の推移

ヒアリング調査協力自治体、社協からの提供資料

■市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に向けた課題

➤ 報酬助成の対象とする本人の所得・資産要件等に関する市町村間での取り扱いの違い：

- ・ 市町村からは、一度報酬助成の対象要件を拡大したものを縮小することはできないため、継続的な助成を考えると、要件緩和をする必要性は理解できるが踏み切れないという話を聞く。個々の市町村の財政事情を踏まえると、仕方がないことだと思う一方、要件を緩和して対象を拡大した市町村では助成実績が伸びており、生活が安定した方が増加したと推測される。
- ・ 県や県社協の役割としては、第二期基本計画にも書かれているように、権利擁護の資源の偏在の解消に向けた取組推進と考えている。よりよい仕組みや財源確保策の検討が必要と考えている。

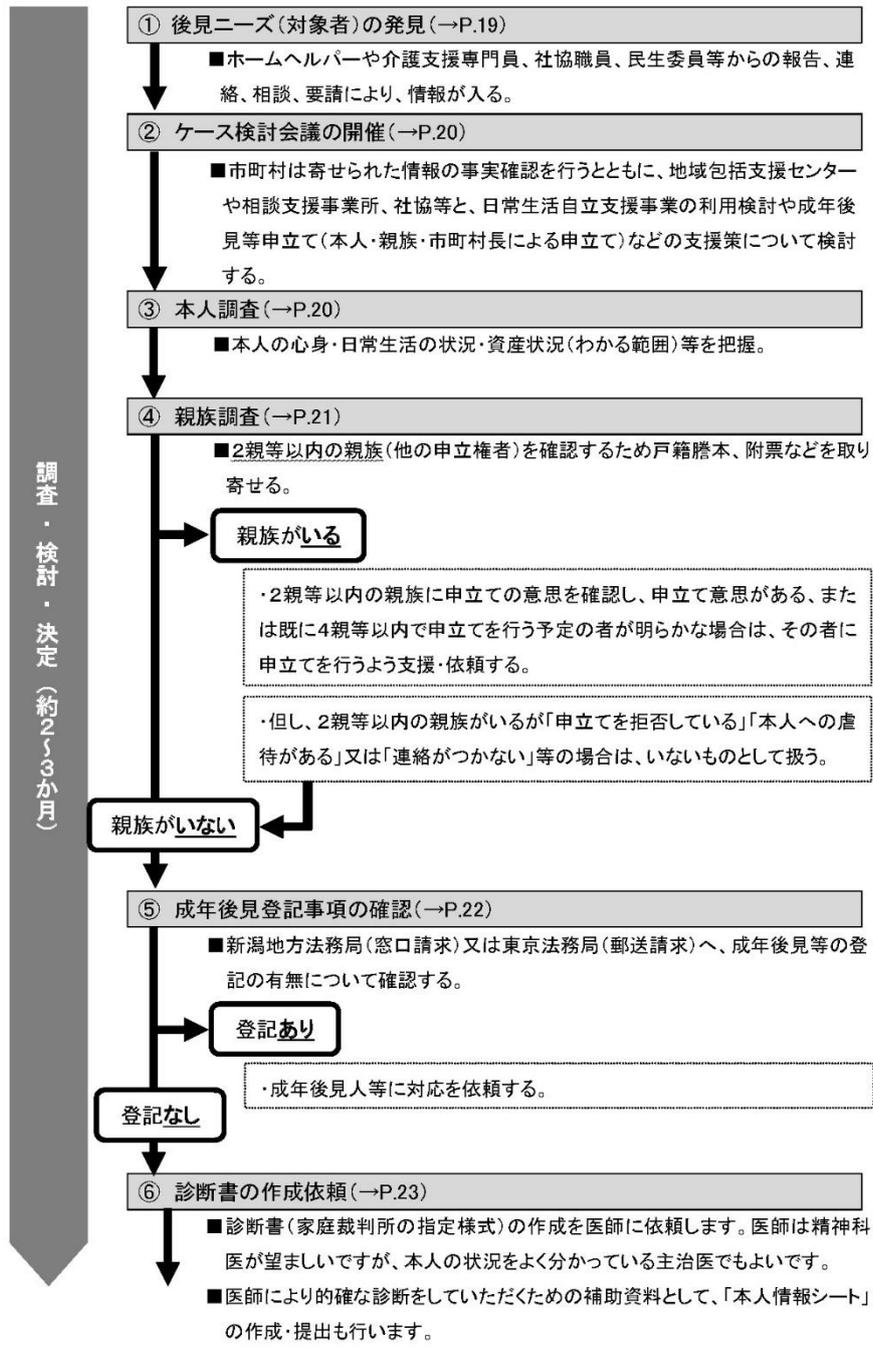
「成年後見制度 市町村長申立マニュアル」

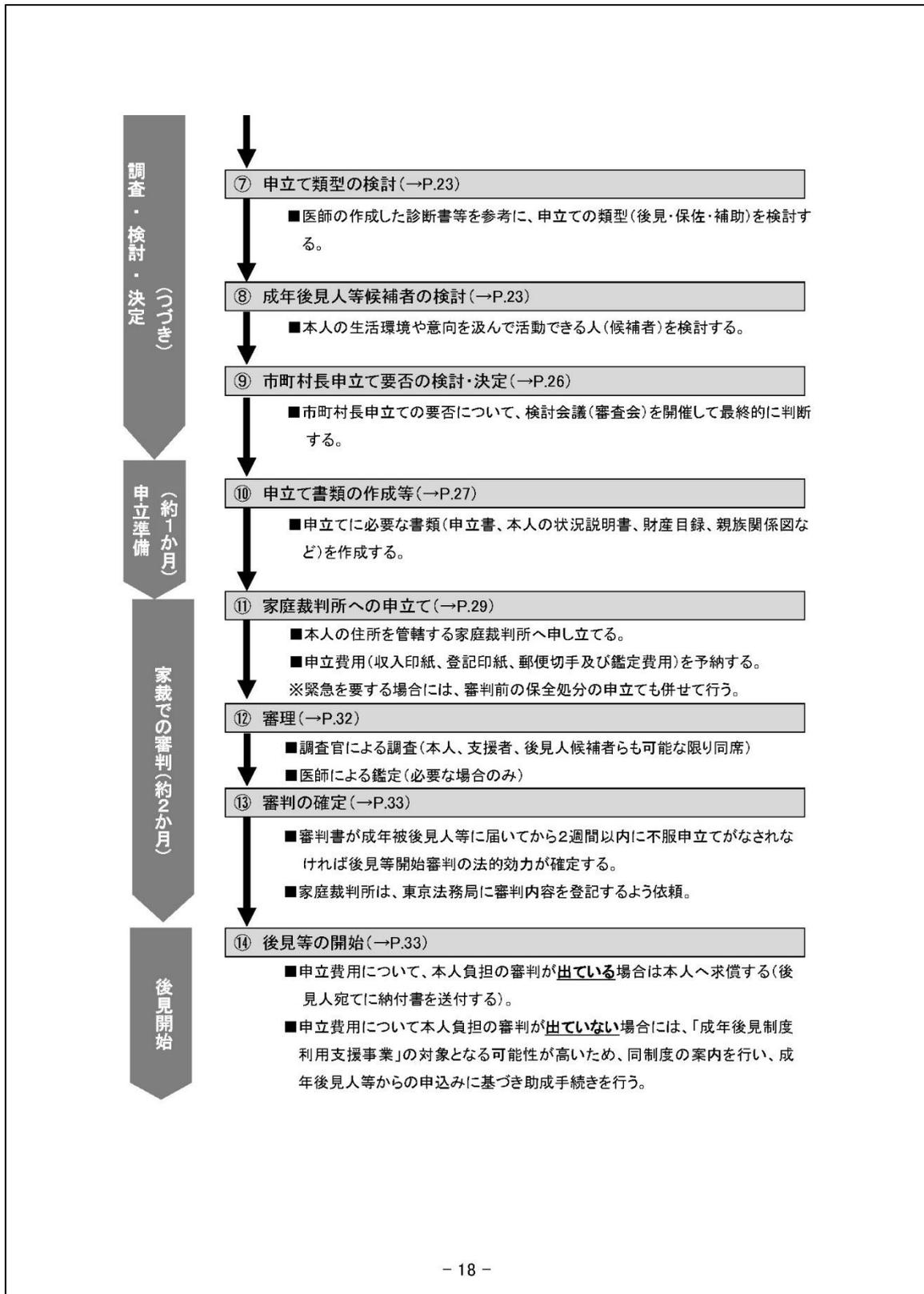


「成年後見制度 市町村長申立マニュアル」（新潟県・新潟県社会福祉協議会、令和2年3月改訂版、<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/210431.pdf>）

「市町村長申立て 標準業務フロー図」

2 市町村長申立て検討の手順  
(1) 標準業務フローチャート





## 「市（町村）長申立てに関するモデル要綱」

### 【モデル要綱1】市（町村）長申立てに関するモデル要綱

#### 〇〇市（町村）成年後見制度における市（町村）長申立てに関する要綱

##### （趣旨）

第1条 この要綱は、民法（明治29年法律第89号）の規定に基づく成年後見制度について、判断能力が不十分な高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「高齢者等」という。）の生活の自立の援助と福祉の増進のために、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号第28条）及び精神保健および精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定により、後見、保佐又は補助（以下「成年後見等」という。）開始等の審判の市（町村）長申立て（以下「市（町村）申立て」という。）につき必要な事項を定めるものとする。

##### （対象者）

第2条 市（町村）長申立ての対象者（以下「本人」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものであって、親族等による成年後見等開始等の審判申立てが見込まれない高齢者等とする。

##### （1）次のいずれかに該当する者

ア 本市（町村）に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により本市町村に住所等を記録又は登録している者

イ 本市（町村）が介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により保険者となっている者

ウ 本市（町村）が法令の規定により援護を行っている者

##### （2）次のいずれかに該当する者

ア 配偶者及び2親等以内の親族がいない者

イ 配偶者及び2親等以内の親族があっても、成年後見等に係る審判の申立てを拒否している者

ウ 配偶者及び2親等以内の親族があっても、虐待、財産の侵害等の事実がある者

エ 配偶者及び2親等以内の親族が戸籍上確認できるが、音信不通の状態にある者

オ 成年後見等に係る審判の申立てに急を要すると市（町村）長が判断するも者

##### （申立ての種類）

第3条 市（町村）長申立ての種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）民法第7条に規定する後見開始の審判

（2）民法第11条に規定する保佐開始の審判

（3）民法第13条第2項に規定する保佐人の同意を要する行為の範囲を拡張する審判

（4）民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する審判

- (5) 民法第17条第1項に規定する補助開始の審判
- (6) 民法第17条第1項に規定する補助人に同意権を付与する審判
- (7) 民法第876条の4第1項に規定する補助人に代理権を付与する審判

(調査及び決定)

第4条 市(町村)長は、市(町村)長申立てを行うに当たっては、次の各号に掲げる事項の調査を行い、申立ての適否及び申立ての種類を決定するものとする。

- (1) 本人の事理を弁識する能力
- (2) 本人の生活状況及び健康状況
- (3) 本人の親族等の存否及び成年後見等に係る申立てを行う意思の有無
- (4) 本人の福祉の増進を図るために必要な事情

2 市(町村)長は、前項の調査を行うため、本人の診断書等必要な書類を徴収するものとする。

(申立ての手続き)

第5条 市(町村)長申立てに係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等の手続きは、本人に係る審判を直轄する家庭裁判所の定めるところによる。

(申立てに係る費用負担)

第6条 市(町村)長は、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第28条第1項の規定により、審判の申立てに要する費用を負担する。

(申立てに係る費用求償)

第7条 市(町村)長は市(町村)長申立てに基づき審判が下され、成年後見人、保佐人又は補助人(以下「成年後見人等」という。)が選任されたときは、審判に要した費用(鑑定費用を含む。)について、家事事件手続法第28条第2項の規定により、成年後見人等を通じ、本人の資産から当該費用の返還を求めることができる。ただし、本人が次号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく被保護者であること。
- (2) 成年後見等開始等の審判に要する費用を負担することが困難であると市(町村)長が認めたもの。

(補足)

第8条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、市(町村)長が別に定める。

附則

この要綱は、(和暦)〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

「成年後見制度利用支援事業実施モデル要綱」

【モデル要綱2】成年後見制度利用支援事業実施モデル要綱

〇〇市（町村）成年後見制度利用支援事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、民法（明治29年法律第89号）の規定に基づく成年後見制度の利用に当たり、必要となる費用を負担することが困難である者に対し、市（町村）が支給する成年後見制度利用支援助成金（以下「助成金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 助成金の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者であって、老人福祉法（昭和33年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律123号）第51条の11の2の規定により市（町村）長が後見、保佐又は補助（以下「成年後見等」という。）に係る審判の申立てを行ったものとする。

（1）次のいずれかに該当する者

ア 本市（町村）に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は外国人登録法（昭和27年法律125号）の規定により本市（町村）に住所等を記録又は登録している者

イ 本市（町村）が介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により保険者となっている者

ウ 本市（町村）が法令の規定により援護を行っている者

（2）次のいずれかに該当する者

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく被保護者である者

イ 成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の報酬を支払うことが困難であると市（町村）長が認めた者

（対象費用）

第3条 助成対象費用は、成年後見等開始審判申立に要する費用及び成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の報酬の全部又は一部（以下「審判申立費用」という。）とする。ただし、成年後見人等の報酬助成の金額は、家庭裁判所が決める金額の範囲内とする。

2 成年後見人等の報酬助成額は、施設入所または長期入院している者については、月額〇〇〇〇〇円を、その他の者については月額〇〇〇〇〇円を上限とする。

（助成申請等）

第4条 助成金を申請できる者は、支給対象者又は成年後見人等（以下「申請者」という。）とする。

2 申請者は、助成金の支給を受けようとするときは、成年後見制度利用支援助成金支給

申請書に必要書類を添えて、市（町村）長に申請するものとする。

- 3 市（町村）長は、第2項の申請があったときには、その内容を審査のうえ支給の可否及び助成金の額を決定し、申請者に対し成年後見制度利用支援助成金支給決定（却下）通知書により通知するものとする。

（成年後見人等の報告義務）

- 第5条 成年後見人等は対象者の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに市（町村）長に報告しなければならない。

（助成金の返還）

- 第6条 市（町村）長は、対象者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたと認められた場合は、その助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

（補足）

- 第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市（町村）長が別に定める。

附則

- この要綱は、（和暦）〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

## 第4章 ヒアリング調査

### 2-2-2. 香川県

#### (1) 自治体基礎情報（令和4年度取組状況調査より引用）

人口（R4.10.1時点）	958,187人
管内市町村数	17市町村（8市9町0村）
65歳以上の高齢者数（高齢化率）	303,382人（31.7%）
成年後見制度利用者数	2,052人

※「成年後見制度利用者数」は、後見、保佐、補助（任意後見）利用者総数のうち、家庭裁判所からの情報提供を受けて、都道府県が把握している人数。

#### (2) 成年後見制度利用促進に関連する管内市町村の体制整備状況（令和4年4月1日時点）

	合計
中核機関整備状況	16市町
市町村計画策定状況	17市町
協議会整備状況	12市町
市町村長申立てに関する要綱整備状況	15市町
成年後見制度利用支援事業に関する要綱整備状況	17市町

#### (3) 他自治体にとって参考になると考えられる市町村支援に関する取組や体制整備の推進状況（下線は事務局）

##### ■国、都道府県の方針等の説明（取組2-2-2）

##### ■国や県が実施した調査結果、他市町村の取組状況や事例等に関する情報提供（2-2-3）

##### ■市町村間の取組の平準化を図る調整（取組2-2-9）

##### ■市町村ごとの実情や取組団体に応じた取組や体制整備に関する相談・助言（取組2-2-10）

#### ▶ 市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の対象拡大に向けた、管内市町村から要綱やマニュアル等の収集、整理：

- ・ 経緯①：専門職団体や家庭裁判所から、報酬助成の対象者を市町村長申立て者に限定しない方向での改善が期待されるという意見が寄せられていた。
- ・ 経緯②：要綱を改正するには予算が伴うため、説明根拠が必要。だが、市町は自らの自治体と他市町村の要綱とを比較検討する機会がない。また、自らそうした情報を収集、比較検討するには、時間も労力も要するという課題もあった。
- ・ **そこで、令和元年度から、県内17市町の実施要綱を集約し、支給対象者、支給要件の内容等を比較できる一覧表を作成し、各市町、県・市町社協、専門職団体、家庭裁判所と共有した。**
- ・ 同じく令和元年度に、報酬助成の対象を市町村長申立てに限定していた自治体に対して、見直しを検討するよう依頼した。

ポイント

▶ **管内市町における報酬助成の対象の平準化を図るために行った工夫：**

- ・ **説明根拠の提示：**「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年3月24日閣議決定）において、地域支援事業実施要綱等で助成対象が明示されていること<sup>40</sup>を説明した。
- ・ **「できることから取り組もう」という説明：**「成年後見制度利用促進基本計画」がスタートしてから、様々な団体とのネットワークの構築を含む中核機関の設置までは難しいが、何かから取り組んでいいのかもわからないという市町も多かった。そこで、県と県社協とで、一足飛びに中核機関の設置をめざすのではなく、第一歩として、自らの組織において検討できることの一つとして、要綱を見直すことも権利擁護支援の取組の一つと考えられると伝えた。
- ・ **県内市町の取組状況の継続的な共有：**全市町の取組状況を取りまとめた一覧表を毎年更新するとともに、市町等と共有し、各自治体の状況を確認してもらった。

ポイント

▶ **取組を進めたことによる効果：**

- ・ **令和4年4月1日時点で、県内全市町で報酬助成の対象者を市町長申立て者に限定しない要綱に改正された。**

また、要綱を他市町と比較検討する機会を得たことで、各市町の担当者にとって、制度全体を見渡し、自らの自治体ではこのような見直しも必要ではないかという発見や気づきの機会にもなったと感じている。現在も、各市町の担当者から、見直しに向けた相談をいただいております。こうした機会が、**各市町担当者が主体的に成年後見制度利用促進や権利擁護支援について考えるきっかけの一つになった**のではないかと感じている。

ポイント

- ・ 専門職団体からも、県内全市町で「市町長申立てに限定しない」考え方に整理されたことを評価する声をいただいた。

<sup>40</sup> 「成年後見制度利用促進基本計画」 p. 20

■市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業に関する研修の実施（取組 2-2-11）

■市町村間での情報共有・交流を進める機会づくり（取組 2-2-6）

▶ **成年後見制度や市町長申立てに関する理解を深めるための、事例をもとにした研修の実施：**

- ・ 令和4年8月、成年後見制度や市町長申立てに関する理解を深めるための研修を、初めて開催した<sup>41</sup>。
- ・ 法人後見、日常生活自立支援事業等、市町社協を支援しながら、権利擁護を必要とする人や世帯を支援してきた実績のある県社協が、研修の企画、運営を中心に行った。

▶ **研修を効果的に進めるために行った工夫：**

- ・ 受講対象者：市町担当職員と、第一次相談窓口や法人後見を担う市町社協職員を対象とし、オブザーバーとして、家庭裁判所や専門職にも参加いただいた。**権利擁護支援を必要とする人を発見し、日常生活自立支援事業や法人後見というかたちで権利擁護支援を必要とする人を支える職員を対象とすることで、相互の役割等を理解するきっかけ**にもしたいと考えた。

ポイント

- ・ 全ての市町に事例提供を依頼：各市町で対応した事例の「概要」、「成年後見制度の利用が必要な理由や申立ての必要性」、「対応の結果」、「悩んだこと」の記入、提出を依頼した。
- ・ 研修の組み立て：提出していただいた事例から、**多くの自治体の悩んだことをテーマ別に分類し、今後の対応における検討事項や留意点等について講師からの解説や、市町村職員同士で意見交換しあう研修の組み立て**とした。

- ✓ 「申立てのタイミングや本人の意思確認について」
- ✓ 「虐待対応（養護者からの虐待）」
- ✓ 「後見制度以外の対応も含めて世帯全体への関わりが必要な場合」

- ・ 特に、「申立てのタイミングや本人の意思確認について」は、多くの市町職員がそれほど豊富な市町長申立ての経験があるわけではないため、**本当にこのタイミングでよかったのか、他の支援施策はなかったのか等に不安がある**という声が多く聞かれた。

- ・ こうした不安の声に対し、虐待対応に関する実務経験の長い講師からは、申立ての時期やその手続きに関するアドバイスや、特に、虐待対応における市町長申立てにおける職員の心身の安全確保や組織的対応の重要性の理解について説明がなされた。

▶ **取組を進めたことによる効果：**

- ・ **参加者相互の学びあい**：研修では、一方的な講義ではなく、講義のあと、参加者同士で意見交換する時間を設けた。市町職員同士、市町職員と市町社協職員、経験の長い／新人職員を問わず、率直な意見交換をする。そうすることで、**お互いの役割等を理解したり、新人職員が相談しやすい関係を構築**できる。

ポイント

- ・ **市町職員同士の学びあい**：加えて、市町職員にとって必要なのは、**本人の生活を支援する現場の必要性を、市町が行う役割や必要性に置き換えて説明できること**といえる。担当職員が上司や財政部局を説得するには、法的根拠や市町長が関与する必要性を自ら説明できないといけない。この研修会では、事例を通じて、市町職員同士が学びあえる機会にもなっている。

<sup>41</sup> 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金を活用。

■市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に向けた課題

➤ **報酬助成の対象とする本人の所得・資産要件等に関する市町間での取り扱いの違い：**

- ・ 令和4年度から、県内全市町で、報酬助成の対象者を市町長申立て者に限定しない要綱に改正された。しかし、市町間で、報酬助成の対象とする本人の所得・資産要件等の取り扱いに違いがある。
- ・ 市町では、どのように基準を設定すべきかの判断が課題となっている。

## 第4章 ヒアリング調査

### 2-2-3. 宮崎県

#### (1) 自治体基礎情報（令和4年度取組状況調査より引用）

人口（R4.10.1時点）	1,070,491人
管内市町村数	26市町村（9市14町3村）
65歳以上の高齢者数（高齢化率）	352,992人（32.9%）
成年後見制度利用者数	2,768人

※「成年後見制度利用者数」は、後見、保佐、補助（任意後見）利用者総数のうち、家庭裁判所からの情報提供を受けて、都道府県が把握している人数。

#### (2) 成年後見制度利用促進に関連する管内市町村の体制整備状況（令和4年10月1日時点）

	合計
中核機関整備状況	23市町村
市町村計画策定状況	19市町村
協議会整備状況	11市町村
市町村長申立てに関する要綱整備状況	21市町村
成年後見制度利用支援事業に関する要綱整備状況	26市町村

#### (3) 他自治体にとって参考になると考えられる市町村支援に関する取組や体制整備の推進状況（下線は事務局）

##### ■国、都道府県の方針等の説明（取組2-2-2）

###### ▶ 県としての取組方針の明確化：

- ・ 本県では、宮崎県高齢者保健福祉計画（H24～26年度）において、「認知症高齢者支援策の充実」として権利擁護の推進（市町村長申立て等の取組支援）を明記し、平成24年度より市町村長申立ての実務研修、相談対応・支援を実施している（宮崎県社会福祉協議会（県社協）に委託）<sup>42</sup>。
- ・ 特に、本県では、第三者後見人の就任割合が増加傾向にある一方、専門職の地域偏在が大きな課題となっており、住民が地域で暮らし続けられる仕組みを整備する一環として、成年後見制度の利用促進を総合的に進める必要があった。そのため、成年後見制度に係る市町村職員等研修<sup>43</sup>に加え、市町村社協等による法人後見受任体制整備の取組（研修等）<sup>44</sup>も開始した。
- ・ 県社協は、平成24年度以前から、法人後見関係の研修、虐待対応、日常生活自立支援事業等も担当しているので、幅広く権利擁護支援全体を俯瞰して、県と一体的に事業に取り組んでもらっている。

<sup>42</sup> 「成年後見制度利用促進体制整備の取組～宮崎県の取組状況～」、令和3年4月28日、成年後見制度利用促進専門家会議第3回ワーキンググループ、資料1、p.7、8

<sup>43</sup> 介護保険事業費補助金を活用。

<sup>44</sup> 地域医療介護総合確保基金を活用。

- 市町村の現状把握（特に地域ごとの状況）（取組 2-2-1）
- 国や県が実施した調査結果、他市町村の取組状況や事例等に関する情報提供（取組 2-2-3）
- 市町村ごとの実情や取組団体に応じた取組や体制整備に関する相談・助言（取組 2-2-10）

▶ **外部公表を前提とした実態把握等及び結果の公表：**

- ・ 平成29年度から、市町村、家庭裁判所、専門職団体に対し外部公表を前提とした調査を開始した<sup>45</sup>。毎年度、県が主催している「成年後見制度普及検討連絡会議」<sup>46</sup>の場で、こうした調査結果について説明している。
- ・ 成年後見制度利用者数、中核機関の整備状況、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業に関する要綱整備状況、市町村長申立て件数等、KPIに加え、管内市町村の取組や体制整備状況の経年推移やその内容を把握している。

▶ **調査結果をもとに市町村に対する相談・助言を行う上での工夫：**

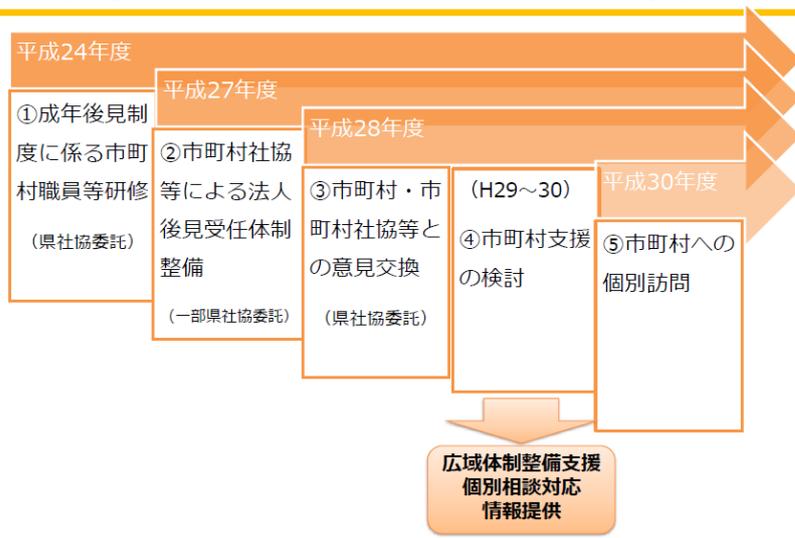
- ・ 実際には、中核機関を整備したけれど、取組はこれからという市町村や地域もある。そのため、県としては、単純に「数が増えた」ということのみに着目するのではなく、その内実を含めて把握し、先進的に取り組む市町村や圏域の事例を紹介したり、そうした取組の見学がしやすいようつなぎ役をしたり、取組やすいところから取り組んでみることを助言したり等を行っている。

▶ **取組を進めたことによる効果：**



- ・ 他市町村の状況や自分の自治体の現状を理解することになり、自分たちで主体的に取り組む契機となっていると感じている。

1. 宮崎県におけるこれまでの取組（市町村支援）



「成年後見制度利用促進体制整備の取組～宮崎県の取組状況～」、令和3年4月28日、成年後見制度利用促進専門家会議第3回ワーキンググループ、資料1、p.7

<sup>45</sup> 「成年後見制度利用促進体制整備の取組～宮崎県の取組状況～」、令和3年4月28日、成年後見制度利用促進専門家会議第3回ワーキンググループ、資料1、p.13

<sup>46</sup> 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金を活用。

### ①成年後見制度に係る市町村職員研修の実施

- 宮崎県高齢者保健福祉計画（H24～26年度）において、「認知症高齢者支援策の充実」として権利擁護の推進（市町村長申立て等の取組支援）を明記し、平成24年度より市町村長申立ての実務研修、相談対応・支援を実施（県社協委託）

年度	高齢者虐待防止	成年後見制度
平成24年度	高齢者虐待対応支援事業 (高齢者総合支援センター(県社協)委託) 内容:相談窓口の設置、高齢者虐待専門チームによる専門相談	高齢者施設における権利擁護研修事業 (老人保健施設協会委託) 内容:権利擁護推進員養成研修、看護実務者研修 対象:高齢者施設の介護実務従事者
平成25～26年度	高齢者権利擁護支援事業 (高齢者総合支援センター(県社協)委託) 内容:相談窓口(虐待防止、成年後見)の設置、市町村職員等研修、専門職研修	高齢者を支える法定成年後見制度活用支援事業 (高齢者総合支援センター(県社協)委託) 内容:相談窓口の設置、市町村職員等研修、専門職研修
平成27年度	"	権利擁護人材育成・資質向上支援体制づくり事業 (高齢者総合支援センター(県社協)委託) 内容:講演会、市町村社協職員等研修会
平成28～29年度	高齢者権利擁護支援事業 (高齢者総合支援センター(県社協)委託) 内容:相談窓口(虐待防止、成年後見)の設置、市町村職員等研修、高齢者施設職員等研修、市町村の啓発活動支援	権利擁護人材育成・資質向上支援体制づくり事業 (高齢者総合支援センター(県社協)委託) 内容:法人後見支援員研修、法人後見専門員研修
平成30～令和2年度	"	権利擁護人材育成・資質向上支援体制づくり事業 (高齢者総合支援センター(県社協)委託) 内容:法人後見支援員研修、法人後見専門員研修、広域的な体制整備に取り組む市町村への補助
令和3年度	高齢者権利擁護支援事業 (高齢者総合支援センター(県社協)委託) 内容:相談窓口(虐待防止、成年後見)の設置、市町村職員等研修、高齢者施設職員等研修、市町村の啓発活動支援	成年後見制度利用促進事業 (高齢者総合支援センター(県社協)委託) 内容:法人後見支援員研修、法人後見専門員研修、法人後見専門員活動の支援、法人後見支援員養成の支援、広域的な体制整備に取り組む市町村への補助

8

#### ◆市町村の実態把握（調査の実施）

- 市町村、家裁、専門職団体に対し**外部公表を前提とした調査**の実施
- 調査項目は適宜見直し（国調査等との重複項目は県調査から削除）
- 調査結果は市町村へメールで送付し、各種研修・会議等で関係団体等へ公表

調査先	調査項目
市町村	<b>【市町村の現状把握】</b> ①定量的なニーズ（介護保険認定者数等） ②市町村長申立状況（件数、受任者等） ③市町村長申立状況（高齢者） ④市町村長申立状況（障がい者） ⑤成年後見制度利用支援事業の実施状況及び予算・決算 ⑥法人後見実施法人への市町村独自の支援状況（財源、予算等） ⑦地域連携ネットワーク構築、中核機関設置、市町村計画策定状況 ⑧成年後見制度利用促進の方針、課題
専門職団体等（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会、税理士会、精神保健福祉士会）	<b>【後見等の担い手把握】</b> ①会員数（事務所等の所在市町村別） ②会員のうち成年後見等受任可能会員数（事務所等の所在市町村別） ③成年後見等受任可能会員数（活動可能な市町村別）
宮崎家庭裁判所	<b>【市町村の現状把握】</b> ①成年後見制度の概況（最高裁公表の宮崎家裁本庁・支部別版） ②成年後見制度利用者数（市町村別）

13

「成年後見制度利用促進体制整備の取組～宮崎県の取組状況～」、令和3年4月28日、成年後見制度利用促進専門家会議第3回ワーキンググループ、資料1、p.8、13

## ■国、都道府県の方針等の説明（取組 2-2-2）

## ■市町村間の取組の平準化を図る調整（取組 2-2-9）

ポイント

## ▶ 成年後見制度利用支援事業に関する法律や財源等に関する説明の実施：

- ・ 毎年度、「成年後見制度普及検討連絡会議」では、成年後見制度利用支援事業に関する説明も行っている。法律や財源等が複雑なため、繰り返し説明することで、まずは、成年後見制度利用支援事業の要綱が未整備だった市町村に整備の必要性を理解してもらい、全県で要綱の整備が進むことを第一歩と考えている。

## ■市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業に関する研修の実施（取組 2-2-11）

## ■市町村間での情報共有・交流を進める機会づくり（取組 2-2-6）

ポイント

## ▶ 「成年後見制度市町村職員基礎研修」「市町村職員フォローアップ研修」の実施：

- ・ 現在は、さまざまな財源を活用して、3つの方法で、市町村や第一次相談窓口を担う職員、担い手支援としての研修を実施している（宮崎県社会福祉協議会（県社協）に委託して実施しているもの、県が直接実施しているもの、市町村が独自の取組に県が補助金等の支援をするといったもの）。
- ・ 例えば、成年後見制度の市町村等の担当職員を対象とした研修を年2回実施している（「成年後見制度市町村職員基礎研修」<sup>47</sup>「市町村職員フォローアップ研修」<sup>48</sup>）。

## ▶ 各種研修を行う上での工夫：

- ・ 開催時期：市町村職員は人事異動があるため、成年後見制度や虐待対応等に関する基礎的な理解を深めるために、年度の早い時期に基礎研修を実施。6月頃に事例発表会を実施。
- ・ 受講対象者：市町村担当職員に限定せず、地域包括支援センター職員、市町村社会福祉協議会職員、中核機関職員等も対象としている。権利擁護支援を必要とする人を発見し、相談につなげ、後見人等就任後の支援に関わる職員を対象とすることで、相互の役割等を理解するきっかけにもなっている。
- ・ 事例の提供を依頼：6月頃に実施する事例発表会では、自分の自治体で起きている課題の概要や対応の必要性、関係部署・機関の役割等に関する理解と認識を高めてもらうことを目的に、自分の自治体で起きている事例の提供を依頼している。

## ▶ 各種研修を行っていることの効果：

- ・ 「市町村長申立ての件数が0件の市町村数が多い」のは、経験が少ないから、必要性や重要性に気づかないのかもしれないと感じた。実際に、さまざまな部署・機関や専門職団体の方々と関わりながら支援や事務手続きを進めると、その人の生活を支える支援者、行政、専門職の役割や重要性に関する意識や理解が格段に向上するし、要綱や市町村計画を整備する必要性の意識が向上すると考える。そのため、組織や関係者が一体となって取り組むことで、意識や知識、スキルの向上につながっているのではないかと考える。

<sup>47</sup> 介護保険事業費補助金を活用。

<sup>48</sup> 地域医療介護総合確保基金を活用。

■市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に向けた課題

▶ **予測が難しい状況で成年後見制度利用支援事業の予算確保や対象拡大をすることの難しさ：**

- ・ 本来に必要な人が制度利用できるようにするためには予算の確保が不可欠だが、各市町村から相談を受けるのは、何件申請が寄せられるか予測ができない中で、予算をどう確保していくのかという話がほとんどである。
- ・ 予算を確保することすら難しい市町村もあり、ある程度予算を確保できたとしても、ではどこまで？という疑問をもっている市町村もある。いずれにしても市町村の財政事情を考えると、すぐに解決策を見出すことは難しいと重々承知しているが、予算の見通しを立てやすくするというところに絞れば、必須事業化という方策を検討いただけるとよいと思う。

▶ **各市町村の実情の理解をふまえた、専門職団体による、体制整備への協力：**

現在、国の各部署（の予算）で事業を実施しているが、一体で運営していただけると、市町村の理解も進み、財源の面からも取組が進むのではないかと考える



令和4年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）

「成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び  
成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業」  
報告書

令和5(2023)年3月

一般財団法人 日本総合研究所

